

令和4年

## 第4回 十島村議会定例会会議録

開会 令和4年12月12日

閉会 令和4年12月14日

十島村議会

令和4年第4回（12月）十島村議会定例会 提出案件一覧表 会期日程

月日	曜	件名	日程
12月12日	月	<p>＜議会運営委員会＞ ＜常任委員会＞</p> <p>会議録署名議員の指名 会期の決定 会期日程の決定 諸般の報告 行政報告</p> <p>一般質問（田中秀治議員→村長） 一般質問（坂元勇議員→村長） 一般質問（永田和彦議員→村長） 一般質問（日高助廣議員→村長）</p> <p>専決処分の報告：予算補正（令和4年度一般会計 補正第3号） 専決処分の報告：損害賠償の額を定める件 専決処分の報告：契約締結の件（切石港泊地災害復旧工事請負契約） 議案 第94号 条例改正：十島村職員の給与に関する条例等の一部改正 発議 第5号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定</p>	1
12月13日	火	<p>議案 第100号 予算補正（令和4年度一般会計 補正第4号） +424,062千円 → 5,219,632千円 議案 第101号 予算補正（令和4年度国保特会 補正第1号） + 12,582千円 → 172,762千円 議案 第102号 予算補正（令和4年度船舶特会 補正第2号） + 25,931千円 → 1,443,407千円 議案 第103号 予算補正（令和4年度介護特会 補正第2号） + 3,341千円 → 82,552千円 議案 第104号 予算補正（令和4年度簡水特会 補正第2号） + 1,692千円 → 179,1367千円 議案 第105号 予算補正（令和4年度後期特会 補正第1号） + 207千円 → 20,459千円 議案 第106号 予算補正（令和4年度診療所特会 補正第3号） + 3,349千円 → 191,464千円</p> <p>＜全員協議会＞ ① 第6次総合振興計画の進捗について ② デジタル化の推進について ③ 奄美群島振興開発特別措置法について ④ 村有地の処分について ⑤ ななしま2の建造について ⑥ 鳥獣被害防止計画について ⑦ 簡易水道給水管切替工事について ⑧ 第8波感染状況と今後の感染対策について ⑨ 通年ノーネクタイの試行について ⑩ 「としまの日」を定める条例の制定について</p>	2
12月14日	水	<p>議案 第95号 条例改正：十島村職員等の旅費に関する条例の一部改正 議案 第96号 条例制定：地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備等に関する条例制定 議案 第97号 条例改正：印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正 議案 第98号 条例改正：十島村敬老祝金等支給条例の一部改正 議案 第99号 条例改正：十島村船舶使用料条例の一部改正 議案 第107号 道路認定：村道路線の認定（中之島椎崎支線） 議案 第108号 契約：宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約の締結 議案 第109号 契約：小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約の締結 議案 第111号 契約：東之浜港改修工事（1工区）請負変更契約の締結 議案 第112号 契約：東之浜港改修工事（2工区）請負変更契約の締結 議案 第110号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）</p> <p>同意 第2号 人事案件：十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件</p> <p>議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件</p>	3

令和4年第4回（12月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
12	11	日	入		
12	12	月	出	本会議	<議会運営委員会> <常任委員会>
12	13	火		本会議	
12	14	水	入出	本会議	
12	15	木			
12	16	金	入出		
12	17	土			
12	18	日	入		

(議決結果)

## 令和4年第4回（12月）十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第8号	令和4年度十島村一般会計予算補正(第3号)の件	R04.12.12	承認	承認 第4号
報告第9号	損害賠償の額を定める件	R04.12.12	報告	
報告第10号	契約の締結の件(切石港泊地災害復旧工事請負契約)	R04.12.12	承認	承認 第5号
議案第94号	十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	R04.12.12	原案可決	議決 第94号
発議第5号	十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例制定の件	R04.12.12	原案可決	発議議決 第5号
議案第100号	令和4年度十島村一般会計補正予算(第4号)	R04.12.13	原案可決	議決 第95号
議案第101号	令和4年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	R04.12.13	原案可決	議決 第96号
議案第102号	令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)	R04.12.13	原案可決	議決 第97号
議案第103号	令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)	R04.12.13	原案可決	議決 第98号
議案第104号	令和4年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)	R04.12.13	原案可決	議決 第99号
議案第105号	令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	R04.12.13	原案可決	議決 第100号
議案第106号	令和4年度十島村へき地診療運営事業特別会計補正予算(第3号)	R04.12.13	原案可決	議決 第101号
議案第95号	十島村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R04.12.14	原案可決	議決 第102号
議案第96号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件	R04.12.14	原案可決	議決 第103号
議案第97号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R04.12.14	原案可決	議決 第104号
議案第98号	十島村敬老祝金等の支給条例の一部を改正する条例制定の件	R04.12.14	原案可決	議決 第105号
議案第99号	十島村船舶使用料条例の一部を改正する条例制定の件	R04.12.14	原案可決	議決 第106号
議案第107号	村道路線の認定について議決を求める件	R04.12.14	原案可決	議決 第107号
議案第108号	契約の締結について議決を求める件（宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約）	R04.12.14	原案可決	議決 第108号
議案第109号	契約の締結について議決を求める件（小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約）	R04.12.14	原案可決	議決 第109号

(議決結果)

**令和4年第4回（12月）十島村議会定例会**

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第111号	契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事(1工区)請負変更契約)	R04.12.14	原案可決	議決 第 110 号
議案第112号	契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事(2工区)請負変更契約)	R04.12.14	原案可決	議決 第 111 号
議案第110号	権利の放棄について議決を求める件(黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	R04.12.14	原案可決	議決 第 112 号
同意第2号	十島村教育委員会の委員の任命について同意を求める件	R04.12.14	同意	同意 第 2 号
	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	R04.12.14	決定	

## 令和4年第4回(12月) 十島村議会定例会

### 第1号(12月12日)(月)

1. 開 会	.....	1
2. 日程報告	.....	1
3. 日程第1	会議録署名議員の指名	1
4. 日程第2	会期の決定の件	2
5. 日程第3	会期日程の決定の件	2
6. 日程第4	諸般の報告	2
7. 日程第5	村長の行政報告	4
8. 日程第6	一般質問（田中秀治君）	18
	一般質問（坂元 勇君）	30
	一般質問（永田和彦君）	44
	一般質問（日高助廣君）	59
9. 日程第7	報告第8号 令和4年度十島村一般会計補正予算(第3号)	73
10. 日程第8	報告第9号 損害賠償の額を定める件	76
11. 日程第9	報告第10号 契約の締結の件 (切石港泊地災害復旧工事請負契約)	79
12. 日程第10	議案第94号 十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例制定の件	84
13. 日程第11	発議第5号 十島村議會議員の報酬等の特例に関する 条例の制定の件	88
14. 日程報告	.....	89
15. 散 会	.....	89

### 第2号(12月13日)(火)

1. 開 議	.....	90
2. 日程報告	.....	90
3. 日程第1	議案第100号 令和4年度十島村一般会計補正予算(第4号)	90
4. 日程第2	議案第101号 令和4年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)	108
5. 日程第3	議案第102号 令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)	112
6. 日程第4	議案第103号 令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)	118
7. 日程第5	議案第104号 令和4年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)	125
8. 日程第6	議案第105号 令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)	127
9. 日程第7	議案第106号 令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 補正予算(第3号)	128
10. 日程報告	.....	133
11. 散 会	.....	133

第3号(12月14日)(水)

1. 開 議	.....	134
2. 日程報告	.....	134
3. 日程第1	議案第95号 十島村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	135
4. 日程第2	議案第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備等に関する条例制定の件	136
5. 日程第3	議案第97号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	144
6. 日程第4	議案第98号 十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する 条例制定の件	147
7. 日程第5	議案第99号 十島村船舶使用料条例の一部を改正する 条例制定の件	150
8. 日程第6	議案第107号 村道路線の認定について議決を求める件	153
9. 日程第7	議案第108号 契約の締結について議決を求める件 (宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)	156
10. 日程第8	議案第109号 契約の締結について議決を求める件 (小宝島泊地浚渫工事請負変更契約)	158
11. 日程第9	議案第111号 契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(1工区)請負変更契約)	160
12. 日程第9	議案第111号 契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(2工区)請負変更契約)	163
13. 日程第6	議案第71号 権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	166
14. 日程第7	議案第72号 十島村教育委員会の委員の任命同意を求める件	168
15. 日程第10	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件	171
16. 日程報告	.....	171
17. 散 会	.....	171

## 令和4年第4回（12月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

令和4年12月12日（月） 午前 午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件名	議決結果	議決番号
		<議会運営委員会>		
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3		会期日程の決定		
第 4		諸般の報告		
第 5		行政報告		
第 6		一般質問（田中 秀治議員→村長）		
		（坂元 勇議員→村長）		
		（永田 和彦議員→村長）		
		（日高 助廣議員→村長）		
第 7	報告第 8	令和4年度十島村一般会計予算補正(第3号)の件		
第 8	報告第 9	損害賠償の額を定める件		
第 9	報告第 10	契約の締結の件(切石港泊地災害復旧工事請負契約)		
第 10	議案第94号	十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件		
第 11	発議第 5	十島村議會議員の報酬等の特例に関する条例制定の件		

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐 純 郎	君
2 番	岩 下 正 行	君
3 番	田 中 秀 治	君
4 番	日 高 久 志	君
5 番	日 高 助 廣	君
6 番	永 田 和 彦	君
7 番	坂 元 勇	君
8 番	前 田 功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後 正 司	君
副 村 長	福 澤 章 二	君
教 育 長	木 戸 浩	君
総 務 課 長	村 山 勝 洋	君
地 域 振 興 課 長	肥 後 亘	君
住 民 課 長	安 藤 巧	君
土 木 交 通 課 長	肥 後 勇 喜	君
教 育 総 務 課 長	安 藤 浩 樹	君
会 計 管 理 者	作 井 武 司	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記 片 平 翔 太 君

## 令和4年第4回(12月)十島村議会定例会

令和4年12月12日

### △開会

#### ○議長(前田功一君)

おはようございます。

ただいまから令和4年第4回(12月)十島村議会定例会を開会します。

### △日程報告

#### ○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。

なお、本議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

### △日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長(前田功一君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番・土岐純郎君及び2番・岩下正行君を指名します。

## △日程第2 会期決定の件

### ○議長(前田功一君)

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

### ○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの3日間に決定いたしました。

## △日程第3 会期日程決定の件

### ○議長(前田功一君)

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配付しております日程表のとおりといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

### ○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## △日程第4 諸般の報告

### ○議長(前田功一君)

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告いたします。

9月臨時会におきまして議員派遣の決定をいたしました、「常任委員長研修会」が10月13日に開催され、本議会から、田中秀治総務委員長、永田和彦経済委員長が出席しております。

内容としましては、鹿児島県総務部市町村課課長・久保英昭氏による「当面する町村行財政の課題について」、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長・中村健氏による「人口減少時代の委員会のあり方」、それぞれ講演を行っております。

当日配布されました資料につきましては、議員控室に備えておりますのでご活用ください。

11月1日に、「町村議会広報研修会」が開催され、本議会からは事務局長が出席しております。

内容としましては、「議会広報誌の編集上の基本についての講話」、「議会広報誌のクリニック」と題して、エディターの吉村潔氏が、住民の理解と共感をめざして、これからの議会広報を考えるなど、他市町議会だよりを例に取りながら講演を行なっております。

当日配布されました資料につきまして、議員控室に備えておりますのでご活用ください。

9月臨時会におきまして議員派遣の決定をいたしました11月8日から9日にかけての「町村議会議長全国大会等」につきましては、私と坂元副議長及び議会事務局長の3名で出席いたしました。

全国大会では、それぞれの大会宣言の趣旨に沿って、「第40回離島振興市町村議会議長全国大会」では、国に対する12項目12案件、「第66回町村議会議長全国大会」では、29項目及び地区別要望9項目の要望事項を決定、特別決議として「東日本大震災等大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議」、「地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議」、「新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別決議」の3案件も決議いたしております。

また、特別講演では、外交政策研究所代表・宮家邦彦氏による「～最新の国際情勢と日本経済に与える影響～」という題目で講演が行われました。

さらに、鹿児島県町村議会議長の役員及び代表者において、離島振興市町村議会議長全国大会及び町村議会議長全国大会で、要望、決議、特別決議されたものを地元選出国会議員に対し要望をお願いしております。

そのほか国会議員等への挨拶、日本離島センター訪問などを行って参りました。

大会等の詳細な内容につきましては、資料を添えて議員各位にご報告申し上げましたとおりでありますのでご確認願います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の9月臨時会以後に実施されました9月、10月、11月の例月出納検査結果、及び10月に実施されました定期監査結果についての報告がありました。

これらの内容につきましては、お手元に配布いたしておりますのでご確認願います。

最後に、先の9月臨時会を主な内容としました「議会だより」第99号を、12月7日に発行いたしております。以上で、諸般の報告を終わります。

## △日程第5 行政報告

### ○議長(前田功一君)

日程第5、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

村長、肥後正司君。

### ○村長(肥後正司君)

第4回村議会定例会を召集しましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご参会を賜りお礼を申し上げます。

また、平素から村政振興にご尽力頂いておりますことに厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染が確認されてから3年になろうとしています。

国内での感染は第7波を経て一時期比較的落ち着いていましたが、全国的に増加傾向がみられ、第8波は従来の規模を上回るとの見方もあります。

また、ここ数年なかったインフルエンザとの同時流行がこの冬は懸念されております。

インフルエンザはすでに南半球に続いて北米でも流行が始まっています、国内でも感染者が出始めているようです。

新型コロナの国内での新規感染者数は、今月に入り15万人を超える日も出ております。

県内でも先週土曜日には9月下旬以来の千人を超え、また病床使用率も徐々に増加しております。

村内では、先月から4人の感染者が発生しております。

こうした中、新型ワクチンや飲み薬等も登場しており、政府は新型コロナ感染症の感染症法での分類を、現在の危険度が2番目に高い「2類」から季節性インフルエンザと同じ「第5類」への引き下げも視野に入れた見直しに着手するようです。

また、文部科学省は先月29日、学校給食の際、「適切な対策を取れば会話は可能」とする通知を都道府県教育委員会などに提出しています。

一方、「第8波」に対する備えとして都道府県が出す「対策強化宣言」を設け、住民への外出自粛要請を強化できるようにするなど、対策の緩和と強化の両面で対策を進める方針です。

ロシアがウクライナに軍事侵攻してから、10ヶ月が経過しようとしています。

侵攻当初は、多数のウクライナ地域を制圧していたロシア軍でしたが、現在では大部分から撤退し、両軍がウクライナ南東部を中心に対峙している状況です。

また、ロシア軍によるインフラ破壊が激化し、ウクライナ全土で電力不足等が続く中、本格的な冬が迫り、生活が危機的状況に陥る恐れとなっており、一部の都市では同国民の避難が加速している状況のようです。

侵攻の影響は、当事国あるいはウクライナを支援する西欧諸国にとどまらず、ウクライナの穀物

輸出の安定供給がなされないことから、アフリカや中東など食料危機に直面する国々も多く、早期の収束が望まれるところです。

政府は 10 月 28 日、物価高に対応した総合経済対策を閣議決定しました。

その対策は「物価高騰・賃上げへの取組み」、「円安をいかした稼ぐ力の強化」、「新しい資本主義の加速」、「国民の安全・安心の確保」の4つの基本柱と、今後の備えとして新型コロナと物価高対応に使える予備費の積み増し、「ウクライナ情勢緊急対応予備費」の創設となっています。

その裏付けとなる今年度の第 2 次補正予算案が今月 2 日、参議院で可決、成立しています。

その主な施策と計上額は、物価高対策として、電気・都市ガス料金の負担軽減に 3 兆 1,074 億円、ガソリンなどの燃料高騰対策に 3 兆 272 億円、家畜の飼料値上がり対策などに 1,127 億円、妊産婦を支援する 10 万円相当の「出産・子育て応援給付金」に 1,267 億円、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に 18 億円、新型コロナワイルスワクチンの確保に 4,750 億円、安全保障対策や災害対応などの経費に 4,464 億円、半導体の開発推進、サプライチェーン強化に 1 兆 3,000 億円、肥料原料の備蓄や麦・大豆の国産化支援などの強化に 1,642 億円、地方交付税に 5,000 億円、自治体が新型コロナ対策に充てる地方創生臨時交付金に 7,500 億円等とする 28 兆 9,222 億円の歳出総額となっています。

この歳入には、22 兆 8,520 億円の新規国債が充てられ、約8割を借金に依存する形となっています。

鹿児島県は、先月開催された臨時議会において物価高騰に対応し、国の施策と連携して負担軽減を図る対策に 54 億 8,400 万円の補正予算を決定しています。

補正の内容は、地方創生臨時交付金を財源にした原油価格・物価高騰等総合緊急対策で、医療機関や社会福祉施設等に光熱費や燃料費等の一部支援、私立の小中高校などの光熱費やスクールバス燃料費の一部補助、子ども食堂の食材費の一部補助等となっています。

また、新型コロナワイルス対策や災害復旧などに 50 億 982 万円を追加する一般会計補正予算案を 12 月議会に提案しています。

その主な内容は、コロナ関連のワクチン接種の医療体制確保経費や、中小企業支援、災害復旧関連等となっています。

2022 年度末で期限を迎える離島振興法を 2032 年度末まで 10 年間期限延長するなどの改正案が 10 月 18 日、先の臨時国会で成立しております。

今回の改正では、高速旅客船「ジェットフォイル」の新造・更新への配慮規定や、地域活性化に向けた都道府県の努力義務を新設、離島の担う役割に多様な再生可能エネルギーの導入・活用を追加、島外人材の活用を明確化、遠隔医療の充実に特段の配慮も加えたほか、「離島留学」の推進や、空き家を活用した定住促進も盛り込まれています。

このほか公共事業の補助率のかさ上げや国による活性化交付金の配分も継続されルことになっています。

離島振興法は議員立法で 1953 年に成立し、10 年ごとに改正・延長されております。

対象となる有人離島は全国では 26 都府県の 254 島、うち県内では 10 市町村 18 島になります。

また、2023 年度末で期限切れとなる奄美群島振興開発特別措置法(奄振法)の延長に向けた準備も、鹿児島県や地元市町村で進んでいるようです。

本村の日本復帰 70 周年に当たり、復帰が 1 年違うだけで奄振法などの特別措置法の適用を受けられず、一般離島と同じ扱いになっていることへの疑問、不満を県選出国会議員や国、県へ訴えてまいりました。

本村が何らかの特別措置を受けるためには、新たな法律を設けるより奄振法の対象地域となることが近道であると判断し、奄美群島の各首長に意見を伺ったところ、大方はご理解いただけていると感じています。

また、国会議員、国、県につきましても、大枠としては理解いただいており、先日開催された鹿児島地域振興局との行政懇話会でも「国がそのような検討を行う場合には、県としても協力したい」という回答をいただいております。

具体的なことはこれからでありますので、早期実現に向けて、しっかりと着実に取り組みを進めて参りたいと考えております。

内閣府が 11 月 15 日に発表した、今年 7 月から 9 月期の国内総生産(GDP)速報値は、物価変動を除く実質で、前期比 0.3% 減、このペースが 1 年続くと仮定した年率換算は 0.8% 減で、昨年 7 月から 9 月期以来、4 四半期ぶりのマイナス成長となっています。

内訳は、個人消費がコロナ禍の行動制限は解除されたものの、流行の第 7 波が響き、前期比 0.1% 増にとどまり、設備投資は 1.5% 増、公共投資は 0.9% 増となっております。

また、家計の実感に近いとされる名目 GDP は前期比 0.7% 減で、年率では 2.9% の減となっています。

この 1 年エネルギー価格の上昇や円安の進行などで食品値上げに歯止めがかからない状況となっているところですが、帝国データバンクは 2023 年も年明け早々から 4000 品目を超える飲食料費の値上げラッシュが見込まれる調査結果を発表しており、さらなる家計の負担増が懸念されるところです。

それでは、本年 9 月村議会以降の主だった行政報告を行います。

初めに、総務課所管から申し上げます。

まず、人事関係ですが、9 月議会で報告した定期船乗組員については、正規採用を前提とした臨時船員として 10 月 17 日付で採用しています。

また、看護師は 2 名の応募があり、選考試験を行い、2 名ともに採用を内定、1 名は 12 月 2 日付で小宝島診療所に配属し、もう 1 名は来年度 4 月に入庁予定で進めております。

そのほか、11 月に欠員を補充するための情報技術職、建築技術職、看護師、船員に加えて、退職予定職員を補充するための一般事務職を募集しましたところ、それぞれに応募があり、今後、選考試験を経て決定することにしております。

次に、令和 5 年度予算の編成方針については、村の更なる飛躍を目指して、引き続き「定住

促進と産業振興の連携強化」、「生活環境整備の推進」、「少子高齢化と医療福祉の充実」、「地域活性化と教育文化の推進」、「行財政機能の強化」の 5 本柱の政策による島づくりを目指していくこととともに、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む方針としています。

また、国、県の動向を踏まえた経済対策のほか、新たな課題として「デジタル化」「人口減少」「交流人口」「地域づくり」をキーワードに、デジタル化による課題解決に取り組むためなどの編成で進めることにしております。

諏訪之瀬島御岳は、9 月 28 日に再び噴火警戒レベルが“3”に引き上げられています。

爆発回数は、7 月が 34 回、8 月が 51 回、9 月が 88 回、10 月が 288 回と増加傾向にありましたが、11 月は 3 回となっております。

また、地震も 10 月 25 日に震度 3 を 3 回観測し、10 月 31 日に震度 3 を 1 回、11 月 8 日にも震度 3 を 1 回観測するなど、依然として活発な火山活動が続いていること、引き続き注視する必要があります。

次に 9 月以降の気象では、9 月 18 日に最接近した台風 14 号は、当初、本村への直撃も懸念されましたが、東側に逸れ、種子島、屋久島地方を通過しました。

九州地方を中心に記録的な大雨や暴風となり、宮崎県では 1000 ミリ近い雨量を記録し、全国的にも多数の被害が発生しています。

本村においては、一時的な停電や牛舎の一部被害があったものの、住家被害を含め大きな被害は無かったところでしたが、各港の水深調査の結果、切石港で泊地の埋没被害が確認されたところです。

また、11 月 8 日から 21 日にかけて、大雨警報が 3 回発令され、中之島では連続雨量 386 ミリを記録し、倒木による停電被害があったところです。

次に 10 月 11 日、諏訪之瀬島で鹿児島県と村の共催による離島防災訓練を実施しました。

訓練には、住民 69 名、自衛隊や海上保安部など 21 の関係機関 124 名が参加し、御岳の火山活動が活発化し、「レベル4」による高齢者等避難から、「レベル5」の全島避難までを想定し、住民数名が自衛隊ヘリに搭乗し、中之島上空までの島外避難の訓練を行ったところです。

今後も、各関係機関と連携を密にするとともに、有事の際に適切な行動ができるよう取り組んで参ります。

また 11 月 10 日には、中之島で火山避難訓練を行いました。

訓練には、住民 69 名が参加し、御岳の火山活動が活性化していることによる、レベル 4 による高齢者等避難、レベル 5 による全島避難を想定し、各避難所で人員確認を行ったほか、高齢者等の一部 21 名は、ヘリポートまでの避難移動を行いました。

中之島御岳については、まだ常時観測火山となっていないことから、現在はレベルの設定がされておりませんが、引き続き訓練を開催し、住民の防災意識の向上に努めることにしております。

次に、9 月 27 日に実施した諏訪之瀬島避難ターミナルの開所式では、議員各位にもご出席いただき、鹿児島地域振興局長、県交通政策課長補佐を来賓として、地元住民のほか、運行会社である新日本航空や施工会社のご出席を賜り、地元児童生徒の体験飛行をはじめとして、

報道機関でも取り上げられ、盛大に行うことができました。

10月4日からは、定期便の就航が始まりましたが、10月は計画運行8便に対し運航実績3便、欠航5便のうち天候不良によるもの1便、予約無しによるもの4便で、利用者は、鹿児島から諏訪之瀬島行き3名、諏訪之瀬島から鹿児島行き3名の計6名で、うち住民2名、準住民2名、その他の者2名となっています。

11月は計画運行8便に対して、条件付きで途中引き返した1便を含む運航実績6便、欠航2回は予約がなかったもので、延べ利用者は11名でした。

運行開始からの2ヶ月間で、計画運行16便、実運行数9便で、利用者数は17名となっており、このうち4名の方々が「ななしま2」との接続利用をされています。

職員についても、利用者が片道1名の場合の出張利用も勧めており、引き続き利用促進に努めています。

次に、日本損害保険協会から軽消防自動車1台の寄贈が決定しております。

同協会は社会貢献活動の一環として、寄贈希望自治体の防災力強化や救急医療体制の整備に、軽消防自動車や高規格救急自動車を全国に毎年20台程度が寄贈しているところです。

今月23日に引き渡しを受け、同日便で中之島に配備する予定としています。

次に、11月4日から6日にかけて、県総合政策部長、地域政策総括監、離島振興課長補佐、デジタル推進課主幹の県職員4名が中之島、諏訪之瀬島、悪石島、宝島を視察しております。

特に、本村にとっての特定離島事業の重要性を認識していただいたほか、村の活性化について意見交換をすることができました。

次に、第6次総合振興計画の策定作業は、10月にアンケート調査を行いましたが、先月下旬の集計では、回収率約52%となっています。

また、各島での検討委員会では、最終の意見を提出していただくよう依頼しています。

今後の作業としましては、基本的な方針に、アンケート結果、各島の検討委員会等の意見を踏まえた素案の作成、その後、各島の代表者会議での基本構想・基本計画案の決定を経て、2回の審議会を考慮すると、策定スケジュールが若干ずれこむことも予想されます。

次に、ふるさと納税につきましては、新たな返礼品として、株式会社ノエビアが化粧品などとして販売している「トカラのめぐみシリーズ」を返礼品に追加することとし、今月からふるさと納税のホームページで募集を開始する予定で進めています。

また、このことがきっかけで同社から村内での職員研修を再開したいとの申し出がありました。

最初は、宝島を研修先とすることで検討しているようです。

関係人口の拡大による地域振興へつながることが多いに期待されます。

次に、十島工事株式会社様から、50万円の一般寄付の申出があり、10月13日に本庁において寄付金贈呈式を行いました。

寄付金の使途については、絶滅危惧種にあるタモトユリの保存に活用して欲しいとのご意向で

ありますので、これを財源として、来年度地元保存会や学校とも連携し、保存対策に進めることにしております。

次に、デジタル化の推進では、10月1日に副村長を委員長として「十島村デジタル化推進委員会」を庁内に設置し、各課の室長を委員として、現在までに4回の委員会を開催しております。

その会合においては、各分野におけるデジタル化の可能性がある業務や手続きについて議論しておりますが、今後は、デジタル化推進計画の策定や、可能な業務については来年度予算に計上することも検討しております。

また、近年、社会経済活動や国民生活におけるデジタルの普及進化が急速に拡大している現状を判断した場合、自治体のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進は避けられない状況となってきております。

本村のデジタル人材の現状や取り組み手法等に不安を抱えている実態からして、外部からデジタルアドバイザーの依頼も検討したいと考えております。

次に、奄美市内にあります村有地の売却処分については、これまで議会にも説明してきているところですが、現在の居住者に説明し、概ね理解が得られましたので、今後競り売りの手続きを経て、早々に売買契約の手続きをとる予定にしています。

次に、高速船「ななしま2」についてですが、船底からの浸水が激しいことから、造船所において補修作業を実施したところですが、電蝕がかなり進んでいる旨の報告を受けております。

同船舶は、建造後24年目となっており、金属疲労から今後も電蝕はさらに進行し、維持管理経費はもちろんのこと、安全面も確保できないなど、総合的に判断して、代替船の建造を進めたいと考えております。

この件につきましては、同船舶の現状や、今後の建造スケジュール等について協議会で説明することにしております。

次に、財政融資資金3件の繰上償還を11月25日に実施しております。

この3件は平成19年3月と平成20年3月及び9月に借り入れたもので、当初借入額は合計で3億3,900万円で、償還日現在の借入元金残高1億2,688万1,909円、利子49万5,822円、それに補償金751万9,374円を加えた1億3,489万7,105円を償還しております。

これはブロードバンド整備等による地方債を借り入れたもので、起債制限比率等の財政指標の悪化が懸念されたことから実施したものです。

今後も財政指標などを見極めながら、繰り上げ償還の検討は進めていきたいと思います。

次に、11月30日、鹿児島地域振興局との行政懇話会を開催しております。

同振興局からは、局長以下各部課長が出席し意見交換をするものですが、本村から口之島前之浜地区の防潮堤変状の早期復旧、野ヤギ被害の支援、米軍統治下に置かれた十島村が特別措置法などを受けられる取り組み支援、前籠漁港の整備促進の4項目を要請しております。

次に地域振興課関係です。

まず、イベント関係で、3年ぶりの開催となりました「第16回トカラ列島島めぐりマラソン大会」を、10月1日に開催しております。

コロナ禍での開催でありましたことから、一般参加人数を縮小し、住民は島内ののみの参加とし、食事は弁当を配布する方式に変更するなど、感染防止対策を徹底しながらの催行となりました。

当日は天候にも恵まれ、県内外から例年参加されているリピーターなど 72 人の他、各島々では小中学生や一般住民も参加され、コロナ感染者やけが人も無く、素晴らしい交流イベントが開催されたところです。

各島では、レース前に住民との旧交温める場面も見られ、この大会が単なるマラソン競争大会ではない、関係人口づくりを兼ねたイベントに成長していることが感じられました。

また、交流会では、各島からの産品を持ち寄り、手作り弁当の提供、宝島小中学生や同島住民のスチールドラム演奏など、各島食生活改善グループ、地元婦人会、青年団、自治会、小中学校などの関係者の協力により、無事に開催することができましたことに感謝申し上げるところです。

10月6日から10日まで、霧島市で「全国和牛能力共進会」が開催されております。

今回は本村で生産された和牛の出品は叶いませんでしたが、村内の若手農家を中心に、出品牛の審査会等を視察し、「今後は村から出品牛を出したい」など刺激を受けたところです。

また、会場に近い肥育農家での研修では、肥育農家が求める血統や発育状況や労働力軽減の手法など、積極的な意見交換を行うことができ、有意義な研修も行っております。

また、県内のPRエリアに本村も出店し、島バナナやパパイヤなどの農産品、リリコイバターや島バナナカレーなどの加工品の販売をするとともに、観光PRビデオの放映等も行ったところです。

会場は連日、県内外から大勢の来場者が賑わう中、山羊汁を無償にて振る舞いましたが、早々に完食するなど大盛況となったところです。

次に、地域振興推進事業で進めている、宝島壁画アートプロジェクトにつきましては、既に下地補修等が終了し、10月には壁画アーティストが同島入り、島民との図柄等を決めるワークショップも行い、アーティストの作画作業に合わせて、全島民が参加して年明けには完成する見込みで進めております。

また、宝島住民で構成する「宝島アートプロジェクト委員会」では、元々、描かれていた巨大壁画とは別に、独自で壁画制作を計画し、その壁画制作資金は自治会からの協力金や地域づくり活動助成金に加え、関係団体からの協賛金やクラウドファンディングによる資金を確保し、1月中の完成を目指して取り組んでいるようです。

次に、婚活ツアーは、独身男女の出会いの場を創出する目的で、11月11日から13日の日程で、口之島での開催で準備を進めておりましたが、開催直前に参加キャンセルがあるなど思うように参加者を確保できず、最少催行人数を下回ったことから、日程の順延など催行を模索しましたが、残念ながら中止することとしました。

今後は、本土と島内で実施するなど、開催の在り方の見直しを行いながら、取り組みを進めてまいります。

次に、2023年版の観光カレンダーは、本年版同様に、出身者等から提供された昔の十島村の風景や人物等の写真を掲載した「日本復帰及び村政施行70周年」を記念した内容で、既に完成したことから、村内全世帯や友好島民、関係機関等へ配布を進めることにしております。

次に、定住関係については、宝島の売店に勤務する地域おこし協力隊（商工観光支援）を募集しておりましたが、東京都在住の40代の女性から応募があり、12月に下見を行ったうえで1月に移住する予定となっております。

また、口之島の売店に勤務する地域おこし協力隊（商工観光支援）については、1月に移住する見込みとなっております。

平島と悪石島へ独身男性2名の移住希望があり、既に下見も済ませ、現業業務員として移住する予定となっております。

移住・定住イベントにつきましては、9月25日、10月23日に開催されました「ふるさと回帰フェア新農業人フェア2022」に参加しております。

両イベントには、100を超える団体が出展し、1,000名を超える方が来場されております。

本村ブースでは、30数名の方と面談を行い、畜産経営に興味を示す方やワーケーションを活用して田舎暮らしを希望する方などがあられ、定住案内の資料を送付するなどのフォローを行っております。

また、11月19日から20日には、3年ぶりの開催となったアイランダー2022に出店しております。

本村ブースでは、約300名にアンケートを行い、それを基に詳細なヒアリングを行っております。

また、物販ブースでは、島バナナ、田芋、フルーツパパイヤなどの農産物の他、パパイヤカレー、つわぶき釜飯の素などの加工品も販売し、加工品の全てが完売となりました。

今後は、来年1月に開催予定の「ジョイン移住・交流フェア」に参加する予定です。

次に、農業関係です。新規作物のモリンガ導入事業については、口之島・中之島・悪石島・宝島で住民説明会を終了し、31名が栽培に関心を示され、栽培予定面積は1.3ヘクタールを見込んでおり、年度内には圃場の整備を行うこととしております。

他島の住民説明会については、早急に実施する予定としております。

次に、非柿出荷については、これまで「括り出荷」としておりましたが、括り手の確保や技術面が課題となり、出荷できない状態が続いておりましたが、今回、「枝出荷」を取り扱う商社との協議が整いましたことから、12月から悪石島の出荷を予定しております。

また、出荷できない状態の非柿を2月から3月にかけて枝切りを行うことで再生を図ることとしておりますが、すべての全ての非柿に施すのではなく2ヶ年に分けて行い、3月以降も「枝出荷」を進めることにしております。

次に、企業連携型・トカラ産物の販売戦略ネットワークづくり推進事業では、11月18日に、東京都内の離島百貨店で、宝島の島バナナ、中之島のフルーツパパイヤ、悪石島の島らっきょう等の農産物やパッションフルーツ、パパイヤなどの農産加工品を販売し、「リリコイバター」、「パパスキカレー」などの加工品が人気を集め完売しております。

次に、村内の鳥獣被害についてですが、特に中之島では、集落付近や畠地・果樹園などに野山羊が出没し、食害が大きな問題となっています。

鹿児島地域行政懇話会で、県に支援要請を行ったこともあり、県鳥獣被害対策アドバイザーである鹿児島大学の准教授等が11月末に中之島に来島し、現地調査を行い、被害の状況や

対策の問題点などの把握や住民との意見交換会を実施する計画にしておりましたが、悪天候により年明けに延期しております。

なお、現在策定中の鳥獣被害防止計画については、今議会の協議会で説明することにしております。

次に、子牛セリについては、9月から11月にかけて3回のセリ市が開催され、合計で11頭が出場し5,447万4千円の売上げとなっております。

9月セリは、去勢20頭、雌17頭、計37頭が出場、平均価格は51万9千円、最高価格は去勢の86万6千円。

10月セリは、去勢24頭、雌16頭、計40頭が出場、平均価格は51万4千円、最高価格は去勢の89万1千円。

11月セリは、去勢19頭、雌14頭、計33頭が出場、平均価格は52万6千円、最高価格は去勢の70万9千円となっております。

9月から11月の本村のセリ結果と、鹿児島中央管内の平均価格を比較しますと、月毎ではいずれも管内の方が高く、価格差は9月が87,560円、10月が16,923円、11月が7,039円となっております。

家畜市場の動向については、引き続き、全国的に下落の相場展開となっておりますが、第12回全国和牛能力共進会での好成績の影響もあり、若干の枝肉単価の上昇と、肉用子牛生産者補給金制度の発動の影響もあり、平均価格は上昇傾向となっております。

しかし、ウクライナ情勢に伴う輸入原料価格の高騰の影響により、飼料価格や資材価格の高騰が続いており、今後、自給飼料の確保が経営を大きく左右すると思われます。

次に、繁殖牛導入事業については、十島村畜産振興繁殖雌牛預託事業を活用する預託希望頭数18頭、新規就農者分4頭の計22頭の導入計画に対し、11月末現在で15頭を導入、うち新規就農者分は4頭となっております。

特定離島事業活用の預託は、希望頭数10頭に対して11月末現在で8頭の貸付を行っております。

残り9頭についても早期導入を進めていきます。

次に、中之島草地事業につきましては、昨年度、畜産基盤再編総合整備事業を活用して、新たに1.5ヘクタールの草地畠を整備し、総面積3ヘクタールの草地畠を中之島現業職が管理しております。

本年度は合計391個のロールをつくり、中之島、諏訪之瀬島、平島、小宝島に販売しています。

次に、旧トカラ畜産組合の解散につきましては、9月27日に令和4年第2回臨時総会を開き、4月1日から9月22日までの決算報告を行い、承認を得ております。

旧トカラ畜産組合の決算余剰金590万5,462円は、9月議会でも報告したとおり、9月22日付で村一般会計に全額寄付しております。

その後、10月20日に清算結了登記を終え、11月7日に鹿児島地域振興局へ清算結了届

を提出し、全ての解散事務手続きが終了しております。

次に鹿児島地域植樹祭が、11月26日に鹿児島市喜入地区で開催されました。

この式典の中で令和4年度県学校環境緑化・学校林等活動コンクールで、宝島小中学校が優秀賞、口之島小中学校が優良賞の表彰を受けております。

この植樹祭は、鹿児島地域振興局管内の5市村の持ち回りで開催されておりますが、来年度は十島村での開催予定となっております。

次に、活魚出荷の状況です。

フエダイ類を中心に4月から9回の出荷がありました、10月以降は2回で計72.7kgの出荷を行っております。

一般的に、鮮魚より活魚のほうが2倍ほどの高値がつきますが、温度管理の問題から時期に適した魚種を選定することや、水槽容量に対しての活魚の量の調整など、鮮魚出荷に比べて繊細な側面もありますので、水産指導員による技術面での支援も継続し、今後も積極的に活魚出荷に取り組むことにしております。

また、11月9日に、県水産技術開発センター及び鮮魚仲卸業者による研修会が開催され、村内から漁業者11名が参加し、鮮度を長く保持する手法や鮮魚の色目をよくする技術について研修しております。

次に、土木交通課関係です。

まず、本村の水際対策としての村営定期船の対応については、県のPCR等検査無料化事業が12月末まで延長されたことから、乗船時のPCR陰性結果や健康申告書の提示の要請も継続しています。

また、年末年始を向かえ運航中を含め、人との接触機会が増えることになりますが、乗組員の感染に伴う村営定期船運航の停止等が生じないよう感染防止対策の徹底を図るよう指示しております。

村営定期船の運行関係では、8月末から9月中旬に襲来した台風11号、12号、14号により欠航便が生じ、9月14日から20日までの7日間運航出来ない期間が生じました。

特に台風14号については、気象庁の事前発表で、瞬間最大風速75m、海上では猛烈な時化が予想されたことから、16日から20日まで天草海峡に避難したところです。

次に、諏訪之瀬島用として、九州海運振興センターを通じて日本財団に要望しておりました大型の簡易待合所を11月15日付けで受領しております。

次に、村営定期船の定期検査および一般工事につきましては、11月17日から12月1日まで実施し、当初予定した以外に大きな故障等も無く無事に終了しております。

ドック期間中の代船「フェリーみしま」の運航は、2航海を計画しておりましたが、11月28日出航便是悪天候により30日まで見合わせましたが、天候回復が見られず欠航となり、1航海のみの運航となりました。

次に、中之島の令和2年6月豪雨の村道災害復旧については、被災37箇所中36箇所が発注済みで、残る1箇所も12月中の発注を予定しております。

現在は、7箇所を3工区に分けて施工中で、未申請部分の不可視部分について調査中です。諏訪之瀬島切石港が9月の台風14号の影響で、泊地が埋塞したことによる災害復旧事業については、応急工事に伴う国との事前協議を10月末に行っております。

災害復旧査定は、年明け1月24日に行われる予定ですが、切石港の早期の機能回復を図るため、補正予算と工事請負契約を専決処分し、11月24日付で応急工事の契約を締結し工事に着手、来年1月末の完了予定としています。

次に、住民課関係です。

まずは、新型コロナウイルス感染症関係ですが、県が8月3日に発令した「BA.5対策強化宣言」は9月30日をもって終了し、「感染拡大警戒期間」へ移行しましたが、本村では9月末から12月初旬に陽性者の発生がありました。

いずれも自宅や療養施設での待機や療養により、拡大に至らず安堵しています。

また10月中旬頃より、オミクロン株対応のワクチンも供給されはじめ、5回目ワクチン接種をこれまで同様に、フェリーとしま2の特別ダイヤを編成し、12月20日、21日の両日に実施する計画で進めておりますが、接種間隔が5ヶ月以上から3ヶ月以上に短縮され、インフルエンザ予防ワクチンとの同時接種も可能とされています。

次に子育て支援拠点施設である悪石島のびっこ園に、保育補助員1名を11月14日付で採用しております。

また介護予防拠点施設の口之島なごみの里に、地域おこし協力隊として高齢者支援員1名を11月11日付で採用しております。

鹿児島赤十字病院と県立大島病院による9月から11月の3ヶ月間の巡回診療の実績につきましては、鹿児島赤十字病院の北部4島は、計画日数24日に対し実施日数16日、南部3島は、計画日数15日に対し実施日数7日。県立大島病院の南部3島診療は、計画日数14日に対し実施日数11日となっております。

特定診療科巡回診療の、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の初回分を小宝島と宝島で3科診療を計画しましたが、悪天候により延期となり、11月15日に平島と悪石島で3科診療を実施しております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の支援を行うため、低所得のひとり親世帯及び令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯を対象に子ども1人当たりに5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金事業」を実施しておりますが、これに加えて、令和4年度の住民税非課税世帯に対し、1世帯につき10万円を支給する「令和4年度十島村住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務」と、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯へ1世帯あたり5万円を支給する「令和4年度十島村電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金事務」を実施しております。

いずれも、申請期限を翌年1月末としています。

なお、「令和4年度十島村住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」については、令和3年度の同事業において、支給を受けていない世帯が対象となります。

次に、マイナンバーカードの普及促進については、本年5月末の交付率が39.62%であったことから、県からの助言もあり積極的に普及促進に取組んでおり、7月末では41.67%、11月30日時点では80.91%と、県内で一番高い交付率となっており、全庁を挙げた取組みが功を奏したかたちとなっています。

こうした取組みの延長として、住民サービスのデジタル化の活用ということで、来年3月1日から住民がコンビニエンスストア等で住民票や印鑑証明書を交付できる取り組みを進めております。

次に、健康づくり審議会を10月31日に開催しました。

この審議会は、住民の健康づくり及び支えあう地域づくりを総合的、効果的に推進するための審議の場であり、委員会は医師をはじめとして委員10名で構成されています。

各島の委員はテレビ会議で参加いただき、各委員委嘱後の最初の審議会であったことから、会長、副会長の選出や子ども・子育て支援事業及び健康増進事業、高齢者の介護予防と保健事業の一体的な実施事業についてなど、情報の共有や活発な意見交換がなされたところです。

また同日は、今年度第1回の国保運営協議会も開催し、全委員6名中5名の出席があり、令和3年度国保特会の決算や今年度の事業計画の取組み等について幅広く協議いただいております。

村は、平成31年3月に十島村自殺対策計画を策定していますが、その計画や事業の一環として、地域住民等の認識や理解を図ることを目的として、講師を招いた研修会を11月5日に悪石島で実施しました。

参加者からは、地域が家族同様の環境にあり、話しくさも課題として挙げられましたが、人に相談することの大切さや受診機会の創出などが対策案として挙げられたところです。

12月8日日本看護協会主催の、NPナース・プラクティショナーリード制度の創設に向けた十島村井料ニーズ実証事業のキックオフミーティングを、鹿児島県、鹿児島大学病院、鹿児島医療センター、鹿児島赤十字病院、県立大島病院、十島村の各医療関係者が参加して、開催しております。

このNP制度創設への取り組みは、2040年問題として直面する高齢化社会での医療需要が見込まれる中、医師不足や医療従事者の働き方改革に対応するとともに、患者ニーズの維持向上を目指すものとのことです。

この事業を本村で実施することについては、住み慣れた島でいつまでも暮らすことを基本理念として、住民の健康増進に取り組んでいる中、医師不在が多く、現場の看護師が住民ニーズに対応している実態を所属医療機関から派遣されたNP教育課程終了の看護師が、村内診療所で一年程度看護業務に従事しながら、調査研究を行うものです。

続きまして、教育委員会所管について申し上げます。

まず、各島小中学校の運動会につきましては、9月20日の平島を皮切りに、10月8日までの宝島で全校で開催されております。

今回から保護者はもちろん、地域の方々も玉入れやリレーなどの種目を精選して参加され、非常に盛り上がったところです。

各学校においてはコロナウィルス感染症拡大防止対策を十分にとった上で、参加者についても事前の健康チェックや三密を防ぐ工夫をしてマスク着用の上実施しております。

また、文化祭につきましても、10月29日の諏訪之瀬島・悪石島から11月8日の宝島まで、全7校で終了しております。

こちらもコロナ感染症対策を徹底し、地域の方々にも参加していただいたところです。

冒頭でも触れました学校給食につきましては、文科省から「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒の間で会話をを行うことも可能」とすること、県教委を通じて連絡を受けたところです。

しかし、最近も村内でコロナ感染者が発生していることや、年末・年始にかけて人の出入りがおくなること等を踏まえ、村内各学校としては当分の間、これまでどおりに校舎内ではマスク着用とし、給食に関しては「飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない。机間の距離を保つ。黙食を前提とする。」ということを継続しており、「黙食の緩和」については、改めて年明けの1月中旬に再度検討することとしています。

次に、鹿児島教育事務所と村教委による合同訪問を10月4日に宝島小中学校、11月15日に口之島小中学校で実施しております。

6月実施予定を延期していました中学校の連合修学旅行は、10月16日から22日まで、悪天候による延泊となりましたが、6泊7日で実施しました。

5、6年生による小学校の修学旅行も11月9日から12日までの3泊4日の日程で実施しております。

県は毎年、11月1日から7日までを、地域が育む「かごしまの教育」県民週間としています。

村では「フェリーとしま2」に横断幕を張ると併に、船内にも各学校のポスターを掲示して啓発をしております。

また、この行事の一環として、近年整備された特色ある学校施設の整備状況を広く県民に紹介するという目的で、学校施設パネル展が県庁で実施され、山海留学生寮「悪石島寮」の写真パネルが県庁最上階の展望スペースに展示されております。

11月21日に、第2回村教育支援委員会を開催しました。

現在3校で特別支援学級が開設され、4人の児童生徒が在籍しています。

各学校における特別支援教育の取組状況や、支援が必要な児童・生徒の状況等について協議を行ったところです。

次に文化財の関係です。

9月29日に諏訪之瀬島の白水の滝を村文化財保護審議会委員も同行して、ドローンによる動画撮影調査を行いました。

滝の段数や高さなどのデータを整理し、およそその全体像がつかめたところです。

今後、村の文化財保護審議会に諮り、先ずは村の文化財に指定して観光資源等として活用

していきたいと考えております。

また、10月11日、村文化財保護審議委員等が中之島の御池を調査しています。

離島にこれだけの大きな湿地帯があることは極めて珍しく、ほとんど調査されていないことから新種の植物等もある可能性も高く、引き続き調査する必要があるという見解をいただいております。

12月5日には、十島村総合教育会議を開催して、いじめや不登校の現状を報告したほか、全国・学力学習状況調査等の学力に係わることや中学校部活動の地域移行について協議しております。

次に、本年度建設中の口之島と小宝島の山海留学生寮については、年度内完成に向けて整備を進めているところですが、「小宝島寮」につきましては 11月に寮監を決定、「口之島寮」の寮監については募集を継続しているところです。

最後に、各課の各種工事関係等の事業進捗状況につきましては、別途資料を配布しておりますので確認をお願いします。

以上が、9月村議会以降の村政執行等の主だった経過でございます。

今定例村議会には、令和4年度各会計の補正予算案、条例改正案、契約案件のほか合計23件を送付しております。

そのほか、協議事項として9項目を申出しております。

各議案並びに協議事項の詳細につきましては、審議の際に申し上げることに致します。

議員各位の村政に対するご理解ご協力をよろしくお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

これで行政報告は終わりました。

これより、休憩いたします。

11時10分にお集まりください。

#### 休憩

#### ○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

## △日程第6 一般質問(田中秀治君)

### ○議長(前田功一君)

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇して行ってください。

2回目以降の質問は、執行部の答弁は自席から。

質問者は、新型コロナウイルス対策として、本議会では自席を質問席としますので、そこで行ってください。

また、質問の持ち時間は1人当局答弁を含まず45分以内とし、一般質問に関する関連質問は許可しません。

それでは、発言を許します。

3番、田中秀治君。

### ○3番(田中秀治君)

今回のサッカーワールドカップカタール大会において、日本チームが外国の人々を驚かせ、日本国中に感動と勇気を与えてくれました。

また現地日本人サポーターの方々が、ボランティアのゴミ拾いをしているのをテレビで放映されているのを見たら、私一日本国民として改めて日本チーム、日本国民にエールを送ります。

「ありがとう、日本！」

それでは通告に従い、質問をいたします。

まず1点目は、再生可能エネルギーの利用についてです。

今世界中で、地球温暖化防止のため再生可能エネルギーの利用が拡大しています。

日本でも、各自治体において、再生可能エネルギーの利用が拡大しています。

本村においても、再生可能のエネルギーの利用を考えるべきだと思いますが、村長の考えを伺います。

次に、農業振興について伺います。

農業は、本村の重要な産業であります、ここ数年ほとんど進展が見られません。

奨励作物の規模拡大も、ほとんど進んでいないのが現状です。

農業の抜本的な取り組み方の見直しが必要だと思いますが、村長の考えを伺います。

これで私の1回目の質問を終わります。

### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

### ○村長(肥後正司君)

本村も再生可能エネルギーの利用を考えるべきだという質問についてお答えします。

まず、これまでの本村におきます再生可能エネルギーの利用を目指した海流発電の実証実験や、現在実施されている再生エネルギー主力化電源に向けた可能性調査事業について説明をい

たします。

海流発電は、海中のプロペラを海流で回転させ、タービンを動かして発電する仕組みで、一定方向の速さの海流を利用するため、年間を通じて安定して発電できるのが特徴です。

一般的な洋上風力の設備利用率が 30～40%、太陽光発電が 10～15% であるのに比べ、海流発電の設備利用率は 50～70% と高いとされています。

IHI は 40m のプロペラ装置を海中に沈め、海底の支持物からワイヤーで固定して海流に漂わせる方式を採用した水中浮遊式海流発電システムの 100kW 級実証機「かいりゅう」を完成させ、2017 年夏に NEDO の事業を活用して、口之島沖の実証海域で実験を実施、100kW 級海流発電の実験は世界初となるものでした。

その後、2019 年(令和元年)の実証実験は、台風による海上工事の工期延長や通信機器の不具合等により実験を完遂することができず、2020 年は新型コロナウイルスのため実証実験を計画せず、2021 年 8 月に、当初の口之島沖から、屋久島と口之島間の海域で実証機を曳航するという「黒潮ホバリング試験」に変更し、無事実験を終えています。

また、IHI とは別のベンチャー企業により、同時期に同じ口之島沖で、既存の小型の機器を組み合わせたシステムによる海流発電の実証実験も実施されています。

これらの実証実験後の展開については、IHI は方針を未定とし、ベンチャー企業側は、海流ではなく潮流発電で免許を取得してから口之島あるいは中之島で実験したいという意向を持っていましたが、電力会社との調整が付かないということで断念したようです。

次に、現在行われている調査事業ですが、先の月 9 月議会の全員協議会でご説明しておりますとおり、環境省の「離島再エネ主力化設備導入計画策定事業」を受託した「株式会社エコロミ」と、鹿児島県の事業である「離島における再エネ主力電源化に向けた可能性調査事業」を受託した「株式会社建設技術研究所」、独自に「カーボンニュートラルの実現に向けた中之島における地熱開発構想」に取り組む「九州電力送配電株式会社」の 3 事業の 3 社があります。

それぞれの事業概要を説明しますと、環境省事業は、離島全体での再エネ自給率の向上を目的とし、I ターン者が多く電力ニーズの高い宝島を調査対象地域として、現地調査と消費電力量の調査を 8 月から 9 月にかけて終えており、現在、システムと事業スキームの検討を行っております。

活用する再エネは、太陽光と風力となっています。

鹿児島県事業は、将来的な再エネ主力電源化に向けたモデルプランを作成することを目的とし、比較的早期の事業化が期待できる小規模離島が対象で、口之島及び中之島を調査対象地域として、現地調査を、口之島は 9 月に、中之島は 11 月に終えております。

こちらも活用する再エネは、太陽光と陸上風力のようです。

九州電力の事業は、カーボンニュートラルに向けたモデルケースとして、島の保有資源を有効活用した「再生可能エネルギー 100% の島」を目指し、地熱発電ポテンシャルが高く開発有望度も高い中之島を対象地域としております。

現在、関係機関等に助成金などについて相談しているところで、今後実際に取り組む際には

十島村にとってのメリット・デメリットを整理したうえで村と協議したいとのことです。

今後の再エネ主力電源化についての道筋については、鹿児島県事業の受託者である「株式会社建設技術研究所」が現時点でのロードマップを次のように示しております。

まず 2030 年までに基盤づくり、事業化を行い、2030 年から 2040 年までに事業化しつつ、事業定着・拡大し、2050 年までに事業拡大をしつつ、地域外へ波及させるというものです。

このうち、最初の 2030 年までの基盤づくり、事業化については、既存の公共施設への再エネ・蓄電池の実験的導入や新規村営住宅等と再エネの一体整備、系統共聴設備の導入など、村の施設でまず導入を行い、各家庭の EV や太陽光発電の普及啓発を行うという構想になっていきます。

再エネを導入するにあたっての一般的な課題としては、太陽光発電では、設置場所が海に近いと強い塩害を受けてしまうことや、屋根に取り付けるには既存の施設が、そのままでは過重に耐えきれないといった点が挙げられます。

この点について、県事業の検討委員の方から、沖永良部島では太陽パネルを設置して 30 年以上利用している例がある。

また、鹿児島市の七ツ島は臨海地域に当たり、大規模の太陽光パネルを設置し 10 年近くになるが特段の問題は聞いておらず、経費は係るがしっかりと仕様を示すことである程度解決できるという意見もあったようです。

また、太陽光発電や風力発電等の再エネは、変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要があります。

地熱発電では、調査の際に地下に井戸を掘りますが、必ずしも地熱資源が出てくるとは限らない。これに対して、井戸の試掘を国が行い、その井戸の利用権を村が国から無償譲渡を受け、それを村が電力会社に貸し付ける方法の事例もあるとの九電の見解でした。

地熱発電はイニシャルコストが他の再エネに比較して高額である反面、電力供給が安定しており、維持費も安いということのようです。

県事業による現時点での検討結果から、村が再エネを導入するに当たっての大きな障壁となる事項は次の2点ほどに集約されます。

1点目は、「本土とは異なり、他地域に接続しない独立系統型の離島である十島村においては、再エネだけでは電力供給が安定しないことから、既存のディーゼル発電機と組み合わせて安定化を図ることが必要です。

しかし、現存のディーゼル発電機は、性能的にその出力の 50% 以下で運転することはできず、そこに若干余裕を持たせて検討すると、既存ディーゼル発電の 20~30% 程度しか再エネに置き換えられない」ということになります。

加えて、蓄電池による余剰電力の吸収や系統の安定化機能も必要になってきます。

蓄電池については、下げるによる制約に伴い余剰電力も大幅に発生することから、容量を大きくする必要があり、設備投資が大きくなります。

2点目につきましては、「再エネ発電量が需要量を上回ると余剰電力が発生し、需要側から系

統側に逆潮流として電力が流れ込み、需要側の電圧・周波数上昇につながり、停電を引き起こすなどの問題が発生する」ということです。

つまり、大規模発電の本土と異なり、余剰電力を発電所側に送電、売電することが技術的に困難だといわれております。

現在、沖永良部で九州電力と共同で離島に対する系統安定化の実験を行っているようですが、まだ、技術的に確立していない状況と聞いております。

以上のように、現状では離島における低コストでかつ安定的な電力供給には、技術的な問題の解決が必要であり、今後 10 から 30 年以上の長期スパンで再エネ主力電源化が進められていくような見通しです。

先に示されたロードマップに従うと、当面は村の公共施設ごとに太陽光などの再エネ設備を設置し、その施設自体の電力をまかなく取り組みを進めることになるかと思います。

この報告も、現時点のものであり、また最後には実証モデルの提案も示されるということですので、これら3事業の調査結果を十分検討した上で、次期総合振興計画に搭載し、国の求めるエネルギー供給の海外依存からの脱却や 2050 年までにカーボンニュートラルの実現に少しでも寄与できる取り組みを進めていきたいと考えます。

次に、農業の抜本的な取り組みの見直しが必要ではないかということについてです。

まず現状について若干説明いたします。

現在、各島では 14 品目の推奨作物のうち、主に島らっきょう、島バナナ、大名タケノコ、ビワ、柑橘類が出荷されております。

令和3年度の出荷額は 980 万円余りで、コロナ禍前の平成 30 年度と比較しますと 100 万円近い増で、ここ数年の生産体制は維持されているものと理解しています。

しかし、最盛期であった平成 26 年度の出荷額 1,500 万円近い額と比較しますと、全体で 500 万円程度の減となっています。

大きく減額している作物は、島ラッキョウ 300 万円程度、ビワ 230 万円程度、大名タケノコ 83 万円の減となっております。

一方、田イモは 120 万円余り、柑橘類は 36 万円余り、パッションフルーツは 26 万円余りのそれぞれ増加している状況です。

ふるさと納税の返礼品についても、島バナナ、大名タケノコ、スイートスプリングなどの柑橘類、ビワが人気の産物ですが、高齢化等により離農される方や栽培面積を縮小される方などがあり出荷量が減少している状況です。

栽培技術・経営等の指導については、長らく営農指導員が不在でしたが、今年3月に県農業普及員 OB を採用し、積極的に各島に入り商用作物の栽培・出荷指導がなされているほか、自家消費用作物の栽培についても指導いただいているところです。

このように農業生産物の現状、出荷金額の推移を見てみると、近年では平成 26 年度をピークに減少、令和2年度には 560 万円余りまで減少し、昨年になってようやく回復の兆しが見えてきたのではないかと思っています。

この近年の出荷額の低下の主な要因としては、作物の不作によるものではなく、農業に従事する方々の高齢化や後継者等の担い手不足が相まって、耕作地や果樹園等の放棄が増えることにより、農産物の生産体制が脆弱化していることがあげられます。

今後の農業振興に最も重要なことは「後継者及び人材の育成、労働力支援である」と捉え、加えて、複合的な農業の仕組みづくりを確立させ、また小規模畜産農家やその他の業種の副業化を進めながら奨励作物等の規模拡大を図っていくべきではないかと考えております。

また、地域おこし協力隊や農業ボランティア団体等の積極的な受入れ・活用により、作物の植付けや収穫期の労働力を確保し、新規農家として従事していただくほか高齢農家の作業軽減の支援を行うなど、少しでも長く就農していただく体制づくりが不可欠だと考えます。

その上で、本村の地理・気候風土等に適し、栽培に手間が掛からず作業負担も少なく、露地栽培が可能であるなどの新規作物の導入も検討していくべきだと考えております。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

先ほどの口之島で行われた海流発電は本当に残念。

場所の設置が悪かったようなことを聞いているんですけど残念でした。

国も 2050 年のカーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーの理由については、いろいろな補助金をつけて後押しをしているようですので、本村においても、電気の地産地消を目指す絶好のチャンスだと思います。

先ほど村長が言われました 2030 年までの計画、村の実施する計画のようですが、再生可能エネルギーも、太陽光、風力、地熱、水源等いろいろとありますが、先ほど県の、この十島村での再生可能エネルギーとして太陽光と風力というようですが、本村においては、私は最も風力がむいているのではないかと思います。

今、羽根、ブレードのない、マグラス発電という台風でも発電可能な発電機が、チャレンジャーという日本の企業らしいんですけども、2018 年石垣島、2021 年かな、フィリピンでの実証実験も行われているようです。

我々十島村は、離島ですので、島は常に風が吹いていると思います。

中之島のコティ山、向こうは風力発電に本当にむいている、最適地だと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

先ほど説明のとおり今進めようとしているところも、確かに太陽光と風力を活用した形で進めようとしているわけですね。

考え方は、そういう方向にもなっていくんじゃないだろうかと思うんですが、今の中では、余りにも風が強過ぎるんだと。強過ぎるから、余りそこに対して再生エネルギー利用に取り組む関係業者のは

うが、余りそこについては、一步引いた感じがあるんですね。

ただ、今からは技術がもうかなり国内外でも進化していくでしょうから、当然、十島村では、将来的にはその風を利用したエネルギーという方向にもなっていくんでしょうけれども、今時点では、技術的に強過ぎる風に対しては対応出来ないという事を言われているのは聞いています。

それからIHIのほうは、確かに海流で安定的な電源ができるわけですけれども、あくまでもあれは、国がお金をして進めた事業であって、IHIが積極的な形で取り組んだ事業ではないと認識するんです。

なぜならば、国から財源が消えた時点で、動きが止まったような感じがありますからですね。

間違いなく口之島、中之島、屋久島の近辺には黒潮が走っていますから、間違いなくエネルギーを確保されるんでしょうけれども、ただ、国内の企業を見合せてみてもですね、海に対するエネルギーを求めるという感じが、今のところ報道的にもされていないのが実態なものですからね。

せっかくIHIがつくったあの知見というものはもったいないと思うんですけれども、何せ研究費用、後の実用化となるため相当なお金がかかっていくでしょうから、そこは企業側のほうの推移を見ていくべきなのかなという気がします。

それから、もう一つ気になるのはですね、今の昨年の夏の電力が大手の電力会社で、停電の話が、多分夏前に聞かれたと思うんですね。

結局その電圧が、自分で自前の電圧が足りなくなったときに、他からもらうシステムをしているんですけれども、下手に入れてしまうと電圧がショートしてしまって、大規模停電につながると言われていることは、今のこの十島村でのディーゼル発電機も、それが言われているんです。

他のディーゼル発電機については、一定の電圧を確保しないと、下手に電気のほうから持ってきてしまうと停電が起きてしまうというようなことが言られているわけですので、あくまでも、村もそうですけれども、その電力を今動かしている九州電力との動きがですね、連携をうまくといかないと、県も下手に進めることができづらいだろうと思うんです。

また、一般企業の方々も、参入し続けるだろうという気がしますので、九電側のほうも、先ほど3例申し上げた中に、一つ研究しようという動きが出てきていますから、その推移も今後やっぱり見ていくことになるんじゃないかなという気がします。

#### ○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

#### ○3番(田中秀治君)

海流発電は、なんか長崎県でも実験をして成功しているようなことを聞いたんですけど、今、風力の話をしましたけど、次は私は地熱、十島村は各島温泉は湧いているんで、本当に良いと思います。

今、何かアンモニアや代替フロンっていう、あれを利用した、「バイナリー発電」っていう発電があるようですが、これだと十島村でも活用出来ていけるんじゃないかなと思います。

指宿の山側に、何か国内最大級のバイナリー発電所があるみたいですよね。

だから、再生可能風力と地熱の再生可能エネルギーを組合せていくことによって、各島での電

力使用量は十分に賄えるように思えるんです。

また、先ほど村長が言わされた、電力が余って停電が起きるっていう問題があるとは私も聞いています。

だけど、この今、次の次世代のエネルギーとして、水素っていうのが言われているんですけど、国も水素社会を目指しているみたいですよね。

だから、蓄電池に余剰電力をためて、その電力で水を分解する指定水素とるみたいですよね。

その今、水素をためる技術と運搬をする技術も確立しているようですね、ぜひそこは考えてみたいかがでしょうか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

田中さんが今先ほどいろいろ述べられた、可能性のエネルギーというのは、今後国内でも進んでいくんでしょうけれども、結局、十島村の地域というのは、九州電力の管理下の中で、発電機の言わばそのディーゼル発電機でも運転しているわけですね。

村で例えば、特別会計を抱えて、自然エネルギーの発電会計を設けるのであればですね、今言われるようなことは、村としても予算を投入して進めていくようになるんでしょうけども、現実問題としてそれは出来ないと思うんですよ。

まずはその九州電力も、十島三島地区については、相当な年間のランニングコストを出して、言葉を変えれば、いつ逃げようかという雰囲気をもっているものなんですよ。

で、村は、それだけのまだ財力はないです。今いろいろなことについてはですね。

あくまでも、九州電力のほうが、どういうような形で提案してくるかということを見極めながら、やっていくことになるんじゃないかなと思うんですよ。

当然国のほうも 2050 年には、カーボンニュートラルというその目標を抱えているわけですから、九電側としても、十島三島地域、あるいは口永良部地域については、何らかのそういうその再生可能エネルギーを持ち込むことにもなっていくんじゃないかなと思うんです。

で、問題は採算性なんですね、採算性。

確かに風力という、十島村の海岸地域は、かなり、そういう風のエネルギーがある。あるいは海流もある。地熱も中之島あたりにもあるでしょう。

でも、それを村として、それを予算化した形で、実証実験を取り組むようなことまでは、なかなか、100%の事業はないですからですね、そこには、今、その発電業務を担っている九州電力が積極的な形で動いてくれることを願うことなんですね。

九州電力のほうも、当然、今、中之島のほうに水力発電を抱えていますから、あの事業は、実際上は赤字らしいんです。

ところが、その電力会社のほうの使命として、そういうそのエネルギーを活用するということを通産省とのことで、そういう中で約束している関係があるから、あれも維持しているという状態なんです。

中之島のほうも水力発電さえ、たしか 40 キロぐらいしかないんじゃないかなと思うんですけども、全

体的には 30 ですか、カバーし切れないというような実態ですので、まずは九州電力のほうが今回十島地域で、地熱を活用した形で実証にしようという動きが見えてきていますから、IHIが動くときには、九州電力は全く無視しておったんです。

ところが、国のほうから、再生可能エネルギー、つまりそのカーボンニュートラルに向けた取組をやるべきという国からの指示の中で、こういう動きが出てきているということを考えた場合には、村としても情報を共有しながら、十島までの再生エネルギーの在り方を考えていくべきじゃないかという気がします。

まずは、例えば先ほど 1 回目の答弁の中で説明しましたとおり、例えば、村の公共施設。

村営住宅であったり、あるいは学校であったり、あるいはそのコミセンであったり、そういうところに、太陽光エネルギーを活用した形で、どういうふうに取り組めるかっていうことは、考えていくことにはなるだろうと思います。

#### ○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

#### ○3番(田中秀治君)

確かに厳しいのはわかります。

だけど、地球温暖化防止は、全人類の目指すところですよ。

だから、我々十島村としても、そこに少しでも貢献できるように努力をしていくべきだと思います。

2 点目の、農業振興について伺います。

村長先ほど、そんなに停滞をしていない、売上げも減っていないと言われますけど、出ている額自体が本当に少ないんですよね。

この、少ない生産出来ない理由は何でしょうか。

その辺、どう考えていますか。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

#### ○村長(肥後正司君)

マンパワーの問題だと思うんですね、マンパワー。

結局やっぱり人がいないということだろうと思うんですね。

先ほど 30 年度と、昨年度の比較を申し上げました。

その前の 4 年前の平成 26 年度よりも、確かに金額的には 500 まで持ち込んでいるんですが、さらに先に遡れば、まだ農業の生産額は高かったと認識をしているんです。

その当時、その遡る過程の中で、そのときに取り組んでいた、今はリタイアされた 80 代の方々が、まだ生産活動をしていたということで、その生産金額は上がったんだろうと推測するわけですね。

では、国も県も「稼ぐ産業づくり」と言われているわけです。

その中で、結局その、稼がない業態というものは、自然に淘汰されていっているというのが実態なのかなという気がするわけです。

我々の地区にはせっかく、もともと伝統的な農産品もあるわけで、そこを少しでも、地域お

こし協力隊、人がいなければ地域おこし協力隊の活用を図りながら、維持あるいはその向上させるという取組の事はですね、村としても今後もバックアップするという方向になるんじやないかと思います。

確かに、今一時期、私が村長に就任した当時の農業のパワーというんでしょうか、そういうものではかなり落ち込んでいるという面では、私も反省をしたいということになります。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

生産者の高齢化は、前々からわかっていたことですので、そこに本当に、どんどんと先手を打っていくべきだったと思います。

なぜ今のこの状況になったのかっていうと、ハッキリと言わせてもらえば、村長、村長がやる気がないからですよ。

地域振興課長に伺います。

数年前の全員協議議の中で、バナナの導入を決めましたよね。

国産バナナは、今あまり出回っていませんが、一本千円もするバナナもあります。

バナナは十島村に合った作物だと私も思い、賛成をしました。

あの計画は、今どうなっていますか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議員がおっしゃるように、バナナについては、うちの風土に合った作物であるということで認識しております。

それで宝島、それから中之島を中心にして今、生産して出荷をしている状況であります。

それでまたNPO等とも連携しながらですね、生産の拡大、そういうものに今取り組んでいる状況でありますけれども、また来年度以降も含めてですね、その辺も、補助事業等も活用しながらですね、その地区は、今言われたように、国産のバナナが非常に価値が見直しをされてきているという中で、島バナナの生産をまた増やしていきたいというようなことで、今取り組んでいるところであります。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

あのときはたしか、沖縄から苗を導入するんではなかったですか。

それを各島に配付をして拡大をしていくっていうことだったと、私は理解しています。

そのときに、各島にどれだけの人間が植えるのか。

そう要望も取るべきではないかって提案をしたんですけども、その辺どうですか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

はい、そのような議論があったのかなとは考えておりますけれども、なかなか島バナナのほうも、圃場の確保、それからまた台風の問題、そういう問題がありまして、なかなか現状で、そこら辺の生産者がちょっと増えている状況にはないというような状況でありますけれども、いずれにせよ、先ほど申しましたとおり、地域に合った作物で、非常に経済性のある作物でありますので、その辺については今後も農家を増やしつつ、それから栽培場所の確保も含めて取り組んでいきたいと思います。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

その苗を持ってくるって、私は、協議会の中で説明したじゃない。行政が。

それが出来ないんだつたら出来ないなりに、やっぱり議会にも「こういう状況で、出来なくなつたんで、島の中での、拡大を図っていきます」っていうくらいはしないと、沖縄から持ってくるって言いながら、今もって、それがなされていないじゃないですか。

もう少しその辺は、私らにも説明をして欲しかったです。

また、9月議会の全員協議会の中で、モリンガの導入をするっていうことを決めましたよね。

私も本当にモリンガを、自分でも調べて、良い作物だと思って、私は今回も賛成しました。

だけど、それを島で説明する中で、住民から言われました。

「そんなの成功するか。今までとおんなじだよ。」と。

今、住民説明会は、中之島は1回だけですよね。

各島とも、出来ていないところもあるみたい。先ほど説明されたように。

計画では、3月に播種の予定ですよね。

村長。

先ほどの、行政報告の中で30何名かの方が賛成をされているって言われましたけど、中之島ではやっぱり、現業職にさせるおつもりですか、それとも人間を集めてさせるんですか。

ただ1回だけの説明会だけでは、また本当に難しいと思いますよ。

畠の整備の状況はどうなっているのか。

現地に3月までに畠の整備をさせるような努力をするべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

先ほどバナナを沖縄から持ってくるという話ですが、それを村の方針として村は説明しましたか。

とは私はそういう認識はしてないと思うんですが、NPOはそういう考え方を持っていたと思うんです。

私はそのことは、今島にある苗を使うことが良いんじゃないのということは、立ち話の中でした記憶があるんです。

村の方針として、沖縄から苗を持ち込むというのを、村として方針を示していないと思います。

でもNPOはそういう形で向こうも特産品を村の委託として担っている中で、担当者がそういう感覚の中で動かれているんでしょうけれども、私は外から持ってくること自身は余り賛成はしないですね。

島にも苗のバナナは数多くあるんじゃないかという気がしますので、そういう方向だと思います。

それから新種の農産物、今、議員が言われるように、もっともなことだと思います。

もっともに我々も反省すべきことだと思います。

確かに、説明を1回2回で終わるようなものじゃないと思うんです。

圃場の準備、あるいはその播種の時期もスケジュール的に決めているのであればですね、そこはもう少し頻度を上げながら現地に入った形で、その関係者と密な計画を立てて、まずは圃場づくりということを進めていかないと、島民が「また同じことを繰り返すな」というような言葉というのは出てくるの当たり前であると思います。

後ほど担当課長にも説明をさせますけれども、当然に、畑の数枚は、それぞれの説明で受けようという地区については、もう準備もされているんだろうと思うわけでしょうから、そこら辺についてはもう少し村として、しっかりと新たな商品づくりにプロジェクト的な形で取り組もうとしているわけですから、またその業者の方も十島村に社運をかけて入ろうとしているわけですから、そういうような体制というものは、しっかりと対応しないと、村としての責任を果たせなくなることになるんじゃないかという気がします。

#### ○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

#### ○地域振興課長(肥後亘君)

今後につきましては、圃場の整備も含めて、またそれを希望される方々もおりますので、もう種子も購入している状況でございますので、今後その辺のどういったところに作付をしていくかを含めて調整をしていくということですけれども、栽培に当たっては個人でしたいというような方々もあります。

また、現業の方々でもしたいというような方々もおりますので、そういう希望者に関してはそういう形で、希望に沿うような形ですね、また支援をしていかなければなどと考えております。

#### ○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

#### ○3番(田中秀治君)

先ほど、種の件ですけれども、村長、この全員協議会の中で、そちらから来たわけでしょう。

NPOも関わっていたんですか。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

#### ○村長(肥後正司君)

繰り返しますけれども、私の認識では、先ほど説明した認識です。

確かにその説明資料はあるかどうかわかりませんけれども、外から持ってくることについては、今まで決して良い考え方じゃないんじゃないかと、計画じゃないんじゃないかという気がします。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

今までの導入作物、ある程度失敗ですよね、増産はされていませんよね。

この失敗は、何でしたのか。

私はね、そこの検証をすべきだって、前々から言っているんですけど、その検証が全然なされてないんじゃないですか。

失敗して、そのたびに検証を重ねて、成功させていく、成功するものだと私は認識しています。

「もう、駄目だったからやめます」これが今までの、農業のやり方ですよね。

やっぱり失敗したら検証する、成功するように検証を重ねていく。

これをやっていかないと、また今回のモリンガにしても同じ状況だと思いますので、その辺を本当に、もう少し真剣に。

農業だけじゃありません。

十島の産業全て、林業、漁業、取り組んでほしいと思います。

その努力をされることを望んで、私の質問を終わります。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

言われることは本当もっとです。

確かに、あと検証はやっていかないとですね。

結局、村も相当な、これまで農業振興ということで、あらゆる 13~4 品目を、推奨作物として導入してきた。

ところが、もうほとんど最近は出荷も出来ないという状態の作物も確かにあるわけですね。

その検証の、まず考えていく中ですね、やっぱり担い手だと思うんですね。

生産者が、結局村との連携もとれていないというのも実態なんだろうと思うんです。

生産者がどういうふうに確保するかによって、このあらゆる作物が進化していくかということにもつながるだろうと思います。

今回、新種の作物を入れようとする中で、先ほど来質問を受けていた「体制づくり」というものをどういうふうに確立させるかということによって、今回の事業というものは成り立っていくのかなという気がします。

もうあれも飛びつき、これも飛びつきというようなものが今まであって、なかなか生産性がなかった関係で、どこに行ったか分からぬような形のものも作物の中にはあるんじゃないかと思いますので、そういうことのないような形でしっかりと取り組む必要があるんじゃないかと思います。

○議長(前田功一君)

これで、田中秀治君の一般質問を終わります。

これより、昼食のため休憩いたします。

午後は一時にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂元勇君の一般質問を行います。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

いよいよ大詰めを迎えたワールドカップサッカーでは、大健闘の日本チームに、一時の間、昨今の暗いニュースを払拭してもらいました。

コロナ禍における値上げラッシュは、我が国のみならず世界経済の混乱を招いています。

昨年、世界経済は、コロナによる落ち込みから回復し、一気に需要が拡大したことに加え、異常気象などの要因もあり、深刻な原材料の高騰が起きました。

そこにロシア・ウクライナ問題が発生したことにより、原油価格が高騰し、幅広い分野のコスト増に拍車をかけることになりました。

さらに、それに輪をかけ、急激な円安により、食品や生活必需品が軒並み値上がりしました。

我々十島村の住民にとっては、広告の品やセール品等を効率よく購入することができないうえに、運賃までかかってしまい、通常より不利な状況に置かれていると言えます。

そこで、本日は広範にわたる世界情勢の影響により経営難になりつつある、本村の基幹産業でもある畜産業について4つの質問をいたします。

1点目は、様々な手続きを経て、本年度より「農事組合法人トカラ畜産組合」から「十島村黒毛和牛生産組合」に移管されましたが、その後の業務分掌等は適正に実施されているか伺います。

2点目に、令和3年度から実施している「新規畜産振興事業」の現況と課題を伺います。

3点目に、「国庫補助事業」及び「特定離島ふるさとおこし推進事業」による基盤整備の進捗状況と今後の予定を伺います。

4点目に、セリ価格の低調に加え、経費の高騰が続き、畜産経営が厳しくなっている中で、村が考えている支援策を伺います。

以上で、一回目の質問を終え、2回目以降は自席から行います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

まず、「移管後の業務分掌は適切に実施されているか」という質問でございます。

行政報告でも述べましたとおり、旧トカラ畜産組合につきましては、10月20日に清算結了登記を終え、11月7日に鹿児島地域振興局へ清算結了届を提出して全ての解散事務を終えています。

村の畜産業務と新十島村黒毛和牛生産組合及び旧トカラ畜産組合の清算業務を同時に進めていかなければならない中で、担当課においては、懸命に取り組み、少々時間はかかりましたが、旧トカラ畜産組合の清算事務を全て完了しております。

旧トカラ畜産組合の解散については、同組合の事務員及び畜産農家の高齢化、組合員の減少など、将来の組合の運営体制の不安から、業務を村で引き受けたものであります。

その業務を引き受けるために担当職員を2名増員し、旧トカラ畜産組合が行なっていたセリ業務、登録業務、物品販売、支払い業務、補助事業、キャトル預託、飼料購入、ヘルパー事務等の殆どの業務を、新たに設置された十島村黒毛和牛生産組合ではなく、十島村が直接引き継ぎ、関係する経費についても村の予算に計上し実施していることにつきましては、これまで議会等でも説明してきているところです。

これらの業務について、これまでのところ大きなトラブルもなく順調に進んでおります。

次に、「畜産振興繁殖雌牛預託事業の状況と課題」についてです。

村の預託事業につきましては、令和2年度まで実施した「黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業」に引き続き、令和3年度から新たに村単独事業で「畜産振興繁殖雌牛預託事業」をスタートさせております。

この事業は、畜産農家の高齢化及び担い手不足が進む中で、新規就農者の確保や小規模農家を16頭以上の中規模農家に引き上げるために始めた事業です。

現在までの実績としまして、令和3年度は、20名の方から要望があり、既存農家に18頭、新規就農者1名に4頭の導入を行っております。

令和4年度につきましては、18名の既存農家と新規就農者1名に11月末現在で15頭導入し、うち4頭は新規就農者への導入を行っております。

子牛価格が不安定の中、新規就農者の確保と既存農家の増頭意欲をどう高めていくかが課題であり、適正な自家保留も進めつつ、優良繁殖雌牛の導入について積極的に進めていくことにしております。

その他、新規就農者等が積極的な増頭を行なう上で牛舎の整備が必要ですが、原材料価格の高騰などで牛舎の整備価格が上昇しており、今後何らかの対策も検討すべきと考えております。

次に、「国庫補助事業及び特定離島事業による基盤整備の進捗状況」についてです。

令和2年度からようやく国庫補助事業を再開できるようになったわけですが、国庫補助事業が活用できない期間については、特定離島事業を活用して、牧道整備、共同牛舎整備、採草地

整備、農業用機械整備、バックホー等の重機整備、繁殖雌牛導入事業などを実施し、国庫補助のような大きな予算は投入できなかったものの、少なからず基盤整備は進んだものと考えております。

平成 24 年度から令和 3 年度の 10 年間の特定離島事業で実施しました基盤整備を述べますと、牧道整備1ヶ島1ヶ所、共同牛舎 6ヶ島 6 棟、飼料機械倉庫 4ヶ島 4 棟、給水施設1ヶ島1ヶ所、採草地整備1ヶ島1ヶ所、採草用機械整備1ヶ島、バックホー3ヶ島 3 台、運搬車1ヶ島1台、優良繁殖雌牛導入 82 頭などとなっています。

令和 4 年度については、優良繁殖雌牛導入を 10 頭予定しているところです。

また令和 5 年度については、優良繁殖雌牛導入のほか、共同牛舎への取付道路整備や共同牛舎の整備等を検討しております。

一方、国庫補助事業については、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画で進めておりますが、これまで令和 2 年度には、口之島のナガヘダ牧場の造成、給餌施設、水飲施設、隔障物、宝島の城之山牧場の岩除去を実施しております。

令和 3 年度には、口之島の牧内牧場の草地造成、中之島の飼料畑、分娩牛舎、給餌施設の整備を行っております。

令和 4 年度につきましては、口之島において、令和 3 年度からの繰越事業として牧内牧場の共同牛舎、給餌施設、小河内牧場の共同牛舎の整備を進めております。

諏訪之瀬島におきましては、榊戸原牧場の草地造成、水飲施設を整備、宝島では、城之山牧場の岩除去、水飲施設、給餌施設、牧柵及びゲートの整備を実施しているところです。

令和 5 年度には、諏訪之瀬島の榊戸原牧場の草地造成、牧柵及びゲートの整備、悪石島の大峰牧場の草地造成及び隔障物整備、ヒラガ牧場の水飲施設の整備、宝島の大原牧場の草地造成、水飲施設、給餌施設、牧柵及びゲートの整備を予定しています。

令和 6 年度におきましては、諏訪之瀬島の榊戸原牧場の共同牛舎、牧柵及びゲートの整備、根上牧場の草地造成、給餌施設、水飲施設の整備、場外離着陸場の両サイドの草地整備、川上牧場の給餌施設、水飲施設の整備、平島の草地造成、共同牛舎、給餌施設、水飲施設の整備、悪石島の大峰牧場及びヒラガ牧場の給餌施設、大麦牧場の共同牛舎の整備、宝島の共同牛舎の整備をそれぞれ予定しています。

国庫補助事業についても、村で予算執行している各種事業等と同様に、受注業者が中々見つからない状況が続いている、整備箇所の調整などを地元、県等とも協議しながら進めているところです。

現在の国庫補助事業は令和 6 年度までの計画となっておりますが、各島、まだまだ整備すべき事業も多いことから、令和 7 年度からの第 2 期計画についても事業申請すべきと考えており、来年度から各畜産組合とも具体的な事業内容等について協議を進めていく予定にしております。

次に、支援対策についてお答えいたします。

家畜市場は、全国的に下落の相場展開とはなっておりましたが、第 12 回全国和牛能力共進会での好結果や、若干の枝肉単価の上昇と肉用子牛生産者補給金制度の発動の効果もあり、

平均価格は上昇傾向となっております。

しかし、ウクライナ情勢に伴う輸入原料価格の高騰により、飼料価格や資材価格の高騰が続いていること、以前として畜産農家には厳しい状況となっております。

子牛価格の下落に対する国のセーフティーネットとして、子牛の平均売買価格が補償基準額を下回った場合に発動するこれまでの「肉用子牛生産者補給金制度」に加え、令和4年度に新たに同様の制度で「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業」を整備し、肉用牛経営の安定化を図ることとしています。

その他、穀物などの原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生じる畜産経営者の損失を補填し、経営の安定化を図る「配合飼料価格安定化制度」などがあります。

また、配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、「配合飼料価格安定化制度」とは別に、「配合飼料価格高騰緊急特別対策」を制度化し、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付することとしています。

これらの補給金制度の発動や配合飼料の安定化制度により、本村農家に対しても補填金等が支払われる見込みとなっております。

また、村独自に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、飼料高騰分の費用に対する畜産農家への支援金の給付を予定しております。

いずれにしましても、分娩間隔の短縮、死亡事故の軽減、牧草などの自給粗飼料の確保、放牧体制のあり方、スマート農業の推進、経営の効率化など経営コストを下げる対策等を農家とも協議してこの難局を乗り切って行くべきと考えます。

また、先程申し上げた支援の他に、村単独、県単補助、有人国境離島補助金などを活用して様々な支援を行なっていますが、今後におきましても特に飼料価格及び子牛取引価格等の動向を注視し、また国の支援策も注視した上で、必要に応じて対策の強化を検討したいと考えます。

#### ○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

#### ○7番(坂元勇君)

まず1点目の質問ですが、十島村黒毛和牛生産組合に業務移転がされたわけですけれども、私もトカラ畜産組合の解散のときには、少し関わらせていただきましたけれども、それは十島村独自の業務内容というのがあります、非常に、普通であれば畜産業務というのは農協がするような業務になっていると思います。

そんな中で、皆さん大変だろうなというのはもう想定内でした。当初から。

職員の皆さん若いので、しかも、そういった中にあって、私も含めてですけれども、個性豊かな組合員がそろっているということで、なかなか大変だろうなとは考えておりました。

最初の立ち上げ時期にですね、各農家さんから、やっぱりちょっと間違いがあつたりとか、いろいろ業務が遅い等、いろいろ入ってきておりました。

でも徐々に解消されてきているのかなと考えております。

普通であれば農協の仕事というのが、指導をする「指導事業」、あと農家さんに有利な値段で

市場で販売してあげる「販売事業」、あと「購買事業」「信用事業」「共済事業」と、かなり幅広い業務になってきます。

想像の範囲ですけれども、かなり電話も多いんじゃないかなと思います。

電話対応だけでも、かなり業務時間を費やされるんじゃないかなと考えます。

働き方改革が進めば進むほど、もっと働きにくくなっているんじゃないかなという想定もしております。

そういった中で、今一番大事なのは、このセリ価格が少しずつ下がってきて、飼料代も上がってきで、各島の農家さんの就業意欲が損なわれるのが今一番心配されております。

ですから、各農家さんとできればコミュニケーションをとっていただきて、日々の業務を遂行していただきたいと思います。

しばらく高価格が続いておりました。セリで。

その経営にやはり慣れてきていたっていう面も正直なところありますし、今の金額、最新のセリ価格で平均が 58 万でしたよね。

通常であればそんなに悪いわけではないんでしょうけれども、高価格が続いたのと、慣れてしまったのがやっぱり一番の原因かなと。

あと高齢化が進んできていますので、やはり昔のようには働けないという農家さんが増えております。

私の一応要望としてはですね、やはり各農家さんの悩みを一番よく聞いていただきて、そこは先輩方の意見を聞いていただきて、畜産農家の方はですね、何十年もやっている人がたくさんいます。

かえってそういう人たちの意見をいろいろ取り入れて教えてもらうことも多々あると思いますので、そういったことを心がけていただきて、一番大切なのは、農家の方の大切な財産を守っていただきて、供給安定化につなげるということだと思います。

そして、若い人がなかなか農家に指導は出来ないと思いますけれども、一応経営している人達ですので、自分の損益分岐点、どこを切ったら赤字なんだというところをですね、しっかりと指導していただくとか意識していただくという、といった指導はぜひしていただきたいと思いますが、その辺の考えをお願いします。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

#### ○村長(肥後正司君)

議員がちょっと勘違いしていると思うので、ちょっと修正をさせてください。

トカラ畜産組合から十島村黒毛和牛生産組合に事務がそっくり移転されたわけじゃないのですで、あくまでもトカラ畜産組合がやっていた業務は、村の行政事務でやっているということになります。

この黒毛和牛生産組合を設立したのは、行政で出来ない業務が数か所、数項目あるんです。

その部分を、新たな組織をつくる動かしているということで、事務そのものは基本的には、旧トカラ畜産組合のものは、十島村の行政で実施しているということになりますので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから確かにセリ価格が今年になって落ち込んできている。

これは一つはウクライナ情勢の関係、あらゆる資機材等の高騰によりまして、肥育農家のほうがかなり経営打撃だということで、子牛の購入をする、そういう肥育農家が大分減ってきたということで、価格は以前の競争性のあった価格が、むしろ競争性のない取引状態になって、価格が 50 万円台というようなことになっているかと思います。

ただ、最近よく見かけるのはですね、議員も多分感じているのかもしれません、十島の畜産農家の中にも、かなり牛を生産する温度差があるような感じがするんですね。

で、片や 80 万円台、あるいは 70 万円台で取引される牛もいれば、片や 30 万円台、あるいは 40 万円台と、言えばその牛に品質の差がかなり出てきているようなものが、この下落傾向に拍車を掛けた形で、十島村の牛、全体的な価格が落ち込んでいるような感じがします。

そのことは、私も価格表を見る中で、担当職員を呼んで、とにかくどういうものが欠落しているのかということ等を、直接指導をすべきだという話は常に出しています。

それから、もう一つ、経営の収支状況ですね、ここは大事なことだと思います。

当然、自分の牛を今年仮に 30 頭販売しました。その中で、売上げは 1,500 万円程度あったと。

ところが、収支状況を計算してみると、むしろその赤字状態になっているのか、あるいはその収支率は 6 割程度で、もうけ率が 6 割程度あるのかというものは、確かに個人情報なんですが、そこは、村としてもその個々の農家の収支状況をやっぱり見せてもらう、そしてそこに指導するというようなことをして、仮に年間 30 頭出さなくとも 15 頭であっても、収支状況ではプラスの 1,000 万円近くあつたよというような形の経営の指導というのはやっぱり必要じゃないかと思います。

ところが、担当者いわく、なかなかちょっと見せてくれといつても、なかなか見せてくれない。

それから、幾ら指導しても、自分の考え方をつきとおすような形があって、獣医師の先生が指導しても、我が道を行くというような形の農家さんが結構いるということですので、そこをどういうふうに指導していくかというのも課題の一つなのかなという気がします。

それからあとその意見交換、これは各島々に組合のトップというんでしょうか、組合長を置いていますので、その中でそれぞれ意見も出されているわけですから、年に数回、その各組合の組合長の意見を吸い上げて、どういうようなものを村としてバックアップ体制が必要なのかというような場というもののは今後もとっていくべきじゃないか気がします。

#### ○議長(前田功一君)

7 番、坂元勇君。

#### ○7番(坂元勇君)

各農家さんの経営に対する考え方はもちろん様々だと思います。

いただいた資料を見ても、島間でもかなりの価格差がもう顕著にあらわれております。

私も牛飼いをして 20 年近くなりますけれども、最初島で牛飼いをした頃は、とにかく道路脇の草がほとんど無くなるぐらい草を刈って牧場に持っていくと。

よそから買うのを少しでも減らして、そうやって経営のたしにしようということでやっていたのが、今は多分、外から粗飼料、草なんかを買うことに慣れてしまっているのかなという反省点があります。

状況が大分変わったなと思います。

長くやっている人はですね、そういうこともまた、じゃあ元に戻そうかなというふうな形も実際耳にはしております。

やはり経営ですので、利益が出ないことには、今後続けることも出来ません。

そして、魅力のある畜産経営じゃないと、後継者も育ちません。

新しく畜産を始めようっていう人もあるられないということになりますので、やはりここはですね、今、畜産を長年やっている人もそうですし、始めて間もない人も、魅力ある畜産経営をすることが、今後畜産を盛り上げていくということに繋がると思います。

その辺は意識して、自分も含めてですね、やっていきたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

新規畜産振興事業ということなんですかけれども、これは1回目の平成27年に、黒毛和牛の繁殖雌牛預託事業がスタートしたわけですけれども、このときに、かなりこの事業は効果を効力を発揮したというか、頭数もこのときはまだ600頭いなかつんですが、その後700頭位まで回復しております。

ただ頭数が増えただけじゃなくて、かなり血統改良がここで、良い血統改良が進んでおります。

急激に進んでおります。

ここで、ほとんど良い血統が入ってきました。

ということは、これからはその血統を利用して自家保留という形に移っていくんだと思います。

そして、この令和3年度から新規の預託事業ということで、いただいた資料を見ると、令和2年にスタートしましたが、令和3年度は671頭から745頭まで一気に増えております。

これはまたかなり効果的な事業なのかなと、数字を見る限りは考えます。

今後ですね、今、この新規事業が今後進めていくには、例えば、今セリ価格が下がったことによって牛が導入しやすくなったというのも、皮肉なことに、そういうことはあるのかなと考えますが、その辺はどうでしょう、私のそういった考えは合っているのかどうか伺います。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

#### ○村長(肥後正司君)

今議員が言われますように、この新規事業の雌牛導入事業につきましては、今までの一年が一番ピークだったでしょうかね。

1頭当たりの価格も80万円以上のような雌牛の導入状態だったんですけども、今は50万円、60万円程度になっていますから、導入のほうはしやすくなつたんだろうと思います。

ただ、確かにその中で、その雌牛の質そのものが落ちたかというわけじゃないんだろうと思うんですね。

そこに、先ほど来出ておりますように、子牛価格の下落傾向にある中で、その農家のほうの経営のほうが厳しくなる中で、果たして価格が下がったからということで積極的に「そしたら、自分の牛をもう少し増やそう」という動きがあるかということではないような気がします。

行政報告でも触れましたけれども、一定の方々は積極的に良い血統の牛を増やそうと。

ところが、農家に体力のないところは、むしろ頭打ちというのでしょうか。

むしろ、下がっていく傾向にあるような気がします。

そのことを考えた場合には、ここ2、3年で二極化というんでしょうか、農家のほうが減少する可能性があるんじゃないだろうかということで、一応担当のほうとしても積極的に各農家に声かけをしていくという状態があるような感じがします。

それからもう一つ、草づくりがどうしてもですね、今まで、さっき議員も言われますように、今まで買った草を購入して、何とかお金でもって対応出来ていた。

ところが、飼料代が高くなるにつけて負担もきつくなってくる中で、今に立ち返ってくる中では、飼料づくりというものが大事なのではなかろうかと思うんですね。

今の国庫事業の中で今草地事業を多分今計画して、議員の地元のほうもそういう方向でつくっていくことになるだろうと思うんです。

買ってきただったものが、確かに労働力のほうは軽減されるかもしれませんけれども、自分の自前の草作りをするということを、この国庫事業でも積極的に事業化を進めておりますので、今後そのことは、各農家においては、しっかりと理解してもらうことが必要じゃないかなという気がします。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇。

○7番(坂元勇君)

それでは、3点目の質問に移りたいと思います。

令和2年度から、様々な基盤整備が進んでおりますけれども、これまで特定離島ふるさとおこし推進事業と国庫補助事業を合わせると、莫大な金額が十島村に入ってきております。

おかげさまでこれも急激な基盤整備が進んでいると思います。

第1期目を行っているところなんですねけれども、どうしてですね、畜産で一番事故が多いのは、やはり出産の時が多くなっております。

私の住む悪石島でも、どうしてもその事故が多くて、特に分娩牛舎等は早急に整備していただきたいと考えております。

なかなか今年は住宅関連の事業が多くて、業者さんがなかなか空かないんだとは思いますが、その辺はですね、早急に着手していただきたいと考えます。

第一期目の各島に付けられた予算というのは、この令和2年から6年の間に完了する見込みで進んでいるのかどうか伺います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

この国庫事業につきましては、令和2年度から6年度までの5年間の第1期工事ということで、総額予算として9億円を超える事業だったと思います。

当然この5年間の中で、農水省のほうは財源を配分して、そして、そこに鹿児島県の持ち出し分が入ってくる、そしてまた村の持ち出し分も入ってくるというような形での、9億何ぼの事業費になるわけですが、当然この5年間の中で計画したものは、翌年度にまた計画し直してするもの、ある

いは 2 年、またさらに 3 年後にするというような形をとる関係からしまして、基本的にはこの 5 年間の中で完結させるというような取組で進めようとしていますが、残念ながら私どもの地区にしましても、隣の三島にしても、入札不調が続いている、この 5 億という事業費をこの 5 年間で、完全に実行出来なかつたというケースが隣にあったみたいですので、我々のところも場合によってはそういうこともあるんじゃないかと思います。

したがいまして、今後はそれを流すんじゃなくて、今担当のほうにも、第 2 期計画のほうに、出来なかつた分は 2 期計画のほうに、また計画替えをするということも必要じゃないかということで、話をさせていますが、これはまだはっきり決まつたわけじゃないです。

当然、この事業は基金の中で動くわけじゃないので、当該年度の予算の中で動いていくことになりますから、単年単年の中で実施して、仮に入札不調が続くというようなことになった場合には、事業が打ち切られる可能性もあるんじゃないかということは、そこはちょっと懸念するところです。

○議長(前田功一君)

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

貴重な予算ですので、余すことなく執行していただきたいんですが、その令和 7 年度以降は、第 2 期に入るということです。

第 1 期のときの畜産を取り巻く環境と、また令和 7 年度以降というと、また各島の畜産組合からの希望・要望が、少しまで変わつたものになってくるのかなという気がしてきます。

前の考えとはまた違う要望が増えてくるところもですね、うまく取り入れていただいて、ぜひ畜産経営している人たちの励みになるようにしていただきたいと要望します。

それでは、最後 4 点目の質問ですが、これはですね、一番畜産組合にとってはちょうど微妙な最大の危機と言っていいのかどうか、金額的には微妙なところです。

肉用子牛生産者の補給金制度、村長も何回か言われていますが、これが多分補償基準が、黒毛和種の場合は 54 万円、国が発動するのは 54 万 1 千円切った時にだと思います。

全国平均なので、なかなか発動されることはないと思いますが、まずそこまでいかないことを願っておりますが、私も先ほど、この畜産を始めて 20 年近くと言いましたが、いただいた資料を見ると、農家戸数がピークだったのが、平成 4 年で 139 戸で、このときの農家一戸あたりの平均頭数をちょっと計算してみると 8.7 頭ぐらいなんですね、この頃。

平成 10 年に繁殖雌牛の頭数がピークに達しています。1,786 頭。

すごい数字なんですけれども、このときの農家数が 123 戸で、1 農家当たり 14.5 頭となっております。

一戸当たりの頭数が増えてきています。

2001 年に、BSE があり、その後 2、3 年すると、1,000 頭を割ってきております。

そして、平成 22 年に口蹄疫問題、そのあとまた更に減少を続け、先ほどの預託金制度でまたちょっと 700 頭まで戻したと。

今までですね、様々な変遷を経て今に至っているわけなんですけれども、先ほど申しましたように

長年やっている人は、そういったBSEとか口蹄疫とかいろんなことを経験して、口蹄疫のとき私も経験していますけれども、1頭当たり10万しない牛、セリで10万円しない牛とかも実際いました。

その頃、実際やめた人もいます。そのときに。

畜産をやめまして、ただ口蹄疫のときは、価格がV字回復でそのあとすぐ復活したので、また、畜産を始めようかなとしても、1回辞めた農家はなかなかですね、またもう1回始めるというのは難しくなってきますので、できるだけそういった辞める方向に向かないようにしていただきたいと思います。

口蹄疫の頃はですね、平均価格が十島村で24万円になっています、その年。

今考えると怖いことなんですねけれども、そのあとずっと盛り返して、最高価格が、平成28年の最高平均価格が72万円と。

そのあと60万円台後半をずっと何年も続けて、長年畜産をやっている人が、これ途中で気がついたんですね、こんなに高値が続くのは異常なことだと。

今まで、2、3年で下がってもまたすぐ戻って下がってを繰り返してきたけど、これだけ長く良い流れが続くって何かおかしいぞと。

早く気づいた方は多分それなりに手を打っていたかもしれません、ずっと続くと思っていた方は、今ちょっと慌てているんじゃないかなと考えます。

私が心配するのは、今畜産を始められた方、始めようとしている方は、その畜産の魅力っていうか、70万台で売ったら売れるんだっていう感覚で始められている人もいるかもしれません。

で、現実を見てしまうということで、少し下がってきました。

まだ今ぐらいの価格で推移するならば、私は経営としてはもうかなり成り立つと考えておりますが、もしこの先もっと下がるようなことがあるなど考えるとちょっとぞつとするわけです。

生産コストが諸般の事情で、かなりコストアップしているっていうのが、今農家の方の現場の声です。

セリ価格は下がるのは、長くやっている人はある程度の想定内もあるかもしれません、飼料代がこれだけ上がって来て、燃料代も上がって、畜産組合の人は結構、車も乗る距離も長くなりますので燃料代はかなりかかります。

そして、希望というのはですね、その円安によって輸出が伸びるんじゃないかと、そこだけが今希望の光。

輸出に頼って、和牛の人気が出れば、またこの価格が維持される、もしくはもうちょっと上がるのかなという期待はしているわけなんですけれども、そこでですね、配合飼料に対しては補助がありますが、その粗飼料に関しての補助というのは今のところ無いですね。

そこ、どうでしょうか、ちょっと確認させていただきます。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

#### ○村長(肥後正司君)

7年度から予定される第2期計画ですね、後の質問にも関連するんですが、その粗飼料づくりということを、第2期計画の中には、重点的に考えていたほうが良いような気がするんですね。

その中で、今、議員の地元の牧場も、かなり規模の大きい牧場じゃないかと思うんですね。

これはこの第1期計画のときに、県の職員が十島の牧場を見て、「余りにも広過ぎる」と、「大き過ぎる」と。

これをもう少し小分けすることによって、今竹林を竹を押さえて、そしてそこに飼料づくりも兼ねた形の牧場の経営の在り方というものは求められるんだけどなあという話を漏らしたみたいんですよ。

そこにヒントがかかっているんじゃないかなと思うんですね。

今、悪石島の大峰牧場にしましても、竹が物すごい高い状態でありますよね。

あるいは結局その牧場を、今の牧場を何等分かに分割してですね、それを周年で回すような形をとつていいけば、その定地区の中で牧場の管理が出来て、そして草もある程度確保されるんじゃないかなと思うんです。

実は先月か先々月、県外の牧場で管理している農家を、村の担当職員に視察にやらしたんですね。

そこの農家は年齢的には70代の方ですけれども、牛は数十頭、30頭か40頭位抱えている方みたいなんですが、周年放牧の中で牛を管理していると。

で、夜は勝手に牛が牧場の中から牛舎に入り込んで、昼間は勝手にまた牧場の中を歩き回つて草を食べていると。

その繰り返しをしていいって、かなりその労働力も軽減されているんだということを、報道で私は知ったものですから、その視察になったわけですけれども、非常に参考になったということですので、もし条件が許せば、村の畜産関係者をそこの地に視察にやって、村としても取り組むべき牧場の在り方というものを考えていくべきじゃないかなとは思っているところです。

いずれにしましても、今まで畜産農家の方々が、大人数いたときの牧場の在り方と、もう小規模で少人数でやっている牧場の在り方というのは、考え方もぐるっとえていかないと、牛の死亡事故にも今後つながってしまうんじゃないかという気がしますので、第2期の計画の中では、粗飼料づくりを考えながら、牧場の大規模牧場じゃなくて、小規模牧場に切替えていくというような取組みが必要になってくるんじゃないかなという気がします。

それからこの補給金制度を、国のはうは、確かに、国内の農家の強みは、畜産なんですね。

豚もそうですけれども、牛なんですね。

それを海外に展開させようというのは農水省の基本方針は変わっていませんから、これだけ価格を下げてきている中では、子牛生産農家、あるいはその肥育農家に対して、国のはうはこれからもかなり力を入れていくと、バックアップするという考え方には変わりはないだろうと。

今回も、国も先達ての臨時国会で補正予算が成立しましたけれども、その中にも、農家の支援対策を持とうとしておりますので、何らかの形で十島村の農家にも支援が入ってくることになるだろうと思います。

それから、気になるのは、これだけその価格が落ち込んでくると、小規模農家の体力が持ち切れないということになって、離農するというケースが出てくるんじゃないかなという気がするんですね。

そこをどういうふうにカバーしていくのかということが、我々に課せられた課題じゃないだろうかと思い

ます。

その中で、これは先ほども繰り返し説明していますけれども、その粗飼料、草づくりをどうさせるかと。

小規模農家も、今までみたいな価格の高いときみたいに、外から草を買うとなった場合には、それだけ出費も出てしまうわけですので、地元のほうでその草づくりをさせるような、その意識の、考え方ですね、あり方ですね、そこをやっぱり指導していく必要があるんじゃないだろうかなという気がします。

それからその粗飼料に対して、今で村がその支援をするということを取ってしまうとですね、先ほど来申し上げている、その草づくり事業を、国庫事業でもどうですか、あるいはその自前でも頑張りませんかってことを言っている手前、いきなりそこに補助金を設けるような制度を設けてしまうと、そこを頭打ちさせるような形になってしまいますから、もう少しそこは検討はしたいと思います。

#### ○議長(前田功一君)

7番、坂元勇。

#### ○7番(坂元勇君)

村長が言われますように、私の島の大峰牧場ですね、かなり広い牧場になっております。

私が島に帰ってすぐ 1~2年の間は、あそこは草地牧区があって、トラクターで草刈りをして道路を作つてつぶしてました。

その後、辞めた理由の一つとしては、竹がどうしても混入してしまってラックを破ってしまうというのがあって、なかなかうまく発酵しないとか、そういう理由があったような気がします。

根気強くやっておけば多分、竹も完全になくなつて、今頃は良い草地牧区になつてました。

その頃よりも牛の頭数が減つてますので、牧場の隅々まで牛が行つてないために、竹がもう太くなつて長くなつております。

第 7 期の改良事業ではですね、やはり草地牧区を復活させるというのは、もうどうしても外せないなと考へております。

で、牛がどうしても隅々まで行かない理由としては、やはりちょっと水飲み場が下のほうになかつたりとか、そういうのでは牛が行かないとか、いろんなことがありましたので、そういうことを踏まえてですね、牧場をとにかく隅々まで有効に使える要望を入れ込みたいなと考へております。

畜産農家がですね、とにかく大規模でやっている人は、草づくりする暇がないと言う人もいるんです、実際。

「忙しくて草を作つてない」と、他の島からはそういう人もいます。

ちゃんとあの草つくつている人もいます。

それは、各農家の考え方であつたり、スキルの違いであつたり、いろいろあると思いますが、自分の経営のためにはですね、やはりあの草づくりは外せないと考へております。

そこで中之島で今現業で草づくりをしておりますけれども、ぜひあの事業をもっと拡大していただいて、どうしても草づくりに手が回らない農家はできるだけ格安で品質の良い、そういう草を購入

できるように、まだまだ広げていただきたいと思いますが、中之島もそういう草づくりは、まだどのくらいあと可能性を残しているのか伺います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

この草づくりというのは、中之島のほうで、草地づくりということでさせて、モデル的な形で中之島でやらせているんですが、これ基本中之島だけで終わらせる問題じゃないと思っているんです。

悪石島のほうでも、また口之島のほうでも、そういう考え方を持ってほしいと思うんですね。

当然、その農家の方々が時間的余裕が無いようであれば、例えば中之島がやっているその現業が委託管理しているという制度というものは、ほかの島でもできるんじゃないかと思いますので、中之島に頼るじゃなくて自分の島で、そういう草づくりのものを進めていくという考え方を持ってほしいと思うんですね。

当然、その草をつくった草地畠をつくりました。

そこを手作業で刈りなさいってことはとても無理な話ですので、当然そこには機械を入れると。

今中之島の機械はちょっと小型の機械です。

ほかの島では、特に諏訪之瀬島あたりはかなり広大な草地畠になると想定していますので、あれよりも 2 回りぐらい大きめの機械を入れるという形のものをして、ロールで管理しながら冬場の草の管理をするというようなものを考えていくべきじゃないかと思います。

それからもう一つ、先ほど説明しましたその牧場の在り方ですね。

例えば、今は共同の牧場として管理していますけれども、当然村有地ですから、共同の考え方であっていいと思うんです。

ところがこれを、例えば、大峰の A 区画については議員が管理する、B 区画については別の B さんの畜産農家が管理するということで、それぞれ小分けするという考え方もあってもいいんじゃないかなと思うんです。

なぜこのことを今担当課に私が話しているかというのは、牧場を管理する労力がかなり限られてしまうんじゃないかなという気がします。

このことは、悪石島、平島もそうでしょう、口之島もそうだと思うんですね。

中之島も当然そのことになっていくんでしょうけれども、その団体で管理していたものを、個々の農家に委託するというような形のものも今後考えていくことによって、牧場が適正に管理されていく可能性もあるんじゃないかなという気がしますので、来年度、各畜産組合と村との第 7 期に向けての検討会を持ちますので、その場の中で、今までなかったその牧場の在り方、草地事業の進め方というものは、新しい発想の中で考えてもらえばいいんじゃないかなという気がいたします。

そうすることによって、村は、その機械化を共同で使える機械化というものを、各地域のほうに進めるという方向になるんじゃないかなと思います。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

かなり良いアイデアだと、良い考えだと思います。

個人で管理することによってですね、やっぱり自分の空いた時間で、ほかの人に気を遣わず、整備ができると。

ただ自分の場所だったらできることがあるんじゃないかなと想像出来ますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

やはりスマート農業って言われまして、ICTを活用したりとかですね、ロボットを活用したり、そういった畜産の、重労働だと思われて畜産を敬遠される方もいらっしゃいますけれども、そういったのを取り入れることによってですね、女性の方で成功している方もいますけれども、女性の方でも誰でも畜産ができるような、あと高齢化しても畜産が続けられる、長く続けられるような仕事もやってくれるかなと思います。

いずれにしても、十島村の畜産をですね、大事な今でも基幹産業ですので、ぜひ明かりを消すことがないように、魅力ある畜産経営に、村もぜひいろんな知恵を出していただいて協力していただきたいと考えます。

私の質問は以上で終わります。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

デジタル化が今後かなりの速度で進化していくことには間違いないだろうと思うんですね。

村の職員も鹿児島大学がある自治体と共同で研究、実証しているところにも視察にも数か所やっています。

そしてまた先ほど出ました県外の、これは宮崎県なんですけれども、そこの農家も一部スマート農業も取り入れて、周年放牧で管理しているというような、そういう場所もありますので、来年度については、スマート農業を目指した形で、畜産農家もその現地を実際に見てもらうと。

そして自分の今までの考え方を変えてもらうというような仕組みづくりも必要じゃないかと思いますので、可能な限り、来年度予算の中に、先ほど行政報告でも触れました旧畜産組合から、村は約600万円の寄附金をもらっています。

その財源を生かすということを、次年度では取り組むことも必要じゃないかと思っています。

○議長(前田功一君)

これで、坂元勇君の一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

2時5分にお集まりください。

## 休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永田和彦君の一般質問を行います。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

本村議会においても、ユーチューブを活用しての議会中継が、本日の本会議から始まりました。

これまでの各島出張所で、議会中継システムにより視聴傍聴が可能でしたが、全島で各個人宅までのインターネット整備が終わったことから、今後は各自宅から議会の様子を視聴傍聴していただけるようになりました。

より多くの方々に視聴いただき、行政や議会への興味を持つていただけるよう、我々議会としても議員個人のスキルアップを図り、議会を活性化していくように更なる研鑽を積んでまいりたいと思います。

それでは、通告に従って質問を行います。

一点目です。

各島において、毎週家庭ごみの回収が現業職の皆さん等により行われています。

また毎月1回程度、リサイクルごみの分別回収と、島外への搬出が行われています。

過去に、住民課のほうでごみ出しの分別表が作成され、各家庭に配布され活用されています。リサイクルの分別についても、リサイクル推進員の方の指導等により、分別等はされています。

大半の家庭ごみやリサイクルごみは回収可能なことは理解していますが、中には回収出来ない品目があるかと思います。

それを具体的に示しての説明を求めます。

2点目です。

廃自動車、廃二輪車の登録抹消から島外搬出までの事務的な流れについて伺います。

廃自動車の島外搬出について、以前はフェリーとしまの受付事務を受けてくださっている海運会社の車両部のほうで、事務的な登録抹消から車両の廃棄までを行ってもらえていましたが、車両部がなくなってから、現在はどのような事務的な流れで、自家用車の廃棄は行われているのでしょうか。

あわせて、廃二輪車の取扱いについても説明を求めます。

また、一般的な家庭用冷蔵庫と違い、業務用冷凍ストッカーについては、通常の家電リサイクル法での回収・廃棄の対象からは外れています。

冷凍ストッカーの廃棄についても事務的な流れについて説明を求めます。

あわせて、廃自動車、廃二輪車、冷凍ストッカー等の島外搬出にかかる費用などは、どの程度必要なのか説明を求めます。

3点目です。

本村に限らず、ごみの不法投棄については、各自治体でも頭を悩ます問題であることは間違いません。

本村においても、各島に焼却施設、生ごみ処理施設が整備されるまでは、ほとんどの可燃不

燃の分別もされないまま、谷底等への投棄によるごみ処理が行われていました。

その後、順次、各島において、ごみ焼却施設等が整備されたことで、徐々に投棄によるごみ処理は減ったと記憶しています。

しかし、その後の一部において、個人的な投棄は続けていたのも事実でした。

その不法投棄によるごみ処理の流れが変わったのが、2009年のある日食を境にしてからではなかつたでしょうか。

各島において、過去の投棄されたごみに土砂をかぶせたり、投棄場所への進入が困難になるように壁を設置したりすることで、過去の投棄場所への接近を物理的に困難にすることで、不法投棄はかなり減ったと思っています。

しかし、完全に不法投棄がなくなったかというと、そうではありません。

一部地域においては、いまだに不法投棄が続いているのではないでしょうか。

私も生活する中之島においても、完全になくなつたとは言い切れません。

悲しい問題です。ということで済まされる問題ではありません。

そこで伺います。

今現在、村内におけるごみの不法投棄の規模の大小はありますか、実態を行政としてどのように把握しているのか伺います。

4点目です。

これまでに、行政として、ごみの不法投棄に対してどのような対応、指導を行ってきたのか伺います。

質問の最初でも触れましたが、不法投棄については、個人のモラル欠如によるところが大きいと思います。

先日、第6次総合振興計画についての話し合いを中之島でも行いました。

その際に、参加してくださった住民の方から、「村内において、ごみの不法投棄が今現在も行われているが、その事実を知っているか」と質問されました。

小規模な不法投棄が最近まで行われていることは承知していましたが、未だに大規模な不法投棄が行われていることには、正直、驚きました。

また、ほかの参加者からも、「いまだに不法投棄をしている場所があるみたいです」と、その方は、子育て世代の若い方ですが、その方いわく、「自分たち世代にとって、ごみは分別をして処理するものという意識づけがしっかりされているので、いまだに不法投棄が行われていることに衝撃を覚えた」とのことでした。

こうした意識の方が増えていけば、不法投棄は減少し無くなっていくのかもしれません。

しかし、それ待っている間に、私たちの大切な島の自然が破壊されてしまいます。

私たちの暮らすそれぞれの島の自然は、私たち世代だけのものではないのです。

これから先を担う子供たちへつないでいくために、私たちが預かり使わせてもらっているだけのものなのです。

島の自然を守っていく責任が私たちにはあるのです。

かつて、谷底投棄がごみ処理の方法として行われていた中で、生活していた世代の方の中には、それが当たり前という意識がいまだにあるのかもしれません。

そうした間違った意識づけを改めない限り、改善は望めないのでしょうか。

「不法投棄はやめましょう」という、指導だけでは、不法投棄はなくならないと思います。

次に、急患搬送について質問します。

先日の中之島での振興計画の話合いの際に、まず出た意見として、10 年前の第5次振興計画の話合いをした際にも、ドクターヘリの搬送先について、「奄美ではなく鹿児島本土への搬送をしてほしい」という意見が出ている。

10 年経ってもその原則は変わらない。

「振興計画という 10 年後を思いながら、夢や希望を語ったところで、何も変わらないのでは？」という意見がありました。

第5次の振興計画を振り返ってみると、大半が計画どおりです。

様々な事業が実施されていることが確認出来ます。

しかし、この急患搬送に関しては、10 年たっても、不安は解消されていない事実があります。

過去に、私自身も一般質問で取上げ、村長とも議論をさせてもらいました。

患者を 1 分でも 1 秒でも早く、高度な医療管理下に置くことを考えれば、搬送先が奄美になることは当然のことと理解します。

しかし、住民の皆さんの中では、ほとんど知らない奄美市の病院に 1 人入院すること。

いざ何か困ったことが起きたときに相談できる家族や親族が近くにいないことなどから、奄美搬送への不安が解消されていないのだと思います。

そういう現状について、行政としてどのように把握しておられるでしょうか伺います。

2 点目です。

奄美への急患搬送に不安を訴える声に、行政としてどのように対応しておられるのか伺います。

私は、この質問をするに当たり、私の義理の母が、県立大島病院で看護師を長くしていたことから、幾つか問合せをしてみました。

そうすると、入院するに当たり、入院する側が不安を覚えることに対して、既に対応できる体制がある程度病院内にあることがわかりました。

例えば、入院時に必要な衣類等が、有料ではあるけれども「入院セット」という形で準備されていることや、入院生活に必要なものの大半は、病院内の売店で購入することができること。

また、自力で移動出来ない方の必要なものの買出し等を、看護師の方が代行してくださること。

そのほか、入院後の不安に対して相談を受け、対応してくれる「地域医療連携室」というセクションがあることなどです。

今現在のコロナ禍の状況においては、家族の付添いにも制約があります。

以前のような、家族による付き添い看護は出来ないのが実態です。

それらも含めて、いざ急患として奄美に自身が運ばれても、医療だけでなく入院生活についても、受入れ体制が充実していることを、現実として急患搬送されるその日までに、住民自身が知ってい

れば、少しは奄美搬送、入院に対する不安の軽減が図れるのではないかと思いますが、行政としてこれまでに、どのような対応をしてこられたのか伺います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

まず、ごみ問題から説明いたします。

「ごみ」、「廃棄物」については、国内の「廃棄物処理法」では、産業廃棄物に大別しています。

産業廃棄物につきましては、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類などの 20 数種類が該当します。

廃タイヤや廃プラスチック類、工作物解体のコンクリートがらや石膏ボードも産業廃棄物扱いになります。

それ以外が一般廃棄物となっております。

一般廃棄物の収集・運搬および処分は、市町村に処理責任があり、市町村自らが行うのが原則となっております。

ただし、市町村で行うことが困難な場合に限り、市町村長は一定の要件を満たした業者の申請により、ごみ処理基本計画に基づいて一般廃棄物処理業の許可を与えることができます。

産業廃棄物は排出事業者に処理責任があり、法的に取り扱いが異なるため、その処理にあたりましては、市町村等の一般廃棄物用の処理施設での処分等はできず、許可を受けた産業廃棄物処理事業者へ処理・処分を委託することになっています。

村で毎週回収するごみは、「燃えるごみ」と「生ごみ」です。

月毎に計画するリサイクル収集は、原則、家庭から出る「燃えるごみ」と「生ごみ」以外の一般廃棄物を対象としています。

質問のリサイクル活動等で回収できない品目は、そのほとんどが産業廃棄物で、具体的には、廃ドラム缶や洗浄が確認できない一斗缶やペール缶、塗料缶、車や漁船等の廃油、発電機、エンジン機械、石膏ボード、スレート、コンクリート、ブロック、レンガ、廃タイヤなどと、特定家電類(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)等になります。

そのうち特定家電類は、一般廃棄物として家庭から出される使用済みの電器製品のことですが、かつては鉄など一部の金属について回収が行われるケースもありましたが、約半分がそのまま埋め立てられました。

しかし、廃家電製品には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれており、また廃棄物の減量化が大きな課題となっているという背景から、リサイクルの必要性が高まり 2001 年(平成 13 年)に「家電リサイクル法」が施行されております。

この法律では、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目について、小売業者や製造業者などによる引き取り、或は製造業者などによるリサイクルが義務付けられ、消費者にはこれらを廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどが、それぞ

れの役割分担として定められています。

次に、島外搬出する物品の事務的流れと住民の費用負担についての質問です。

村で、その処分にかかる海上輸送費の助成を行っている事業が、3事業あります。

一つ目は、使用済自動車等海上輸送費補助です。

使用済み自動車の場合、その使用者は、登録抹消を完了しておく必要があり、定期船の積載限度があることから、排出者は出張所を通じて、事前に処分届を提出いただいています。

担当課である住民課がこれを受領し、鹿児島港代理店に繋ぎ海上輸送日が設定されます。

海上輸送された廃自動車は、最終処分業者に引き取られ、通常、そのデータは海上輸送費の領収書とともに担当者に引き渡されます。

こうした根拠資料をもとに、担当者が排出者に交付申請を案内し、交付申請受付後に交付決定通知及び請求書を案内し、海上輸送費の8割を指定口座へ振り込みます。

排出者の自己負担は、海上輸送費の2割と代理店の事務手数料になります。

2つ目が、使用済二輪車の海上運送費補助です。

これは、使用済二輪車の適正処理と再資源化を促進するため、業界団体が取り組む二輪車リサイクルシステム等に連動するかたちで、鹿児島市内の取組事業者との連携によりまして実施しています。

助成までのしくみは、使用済自動車等海上輸送費補助と同様で、排出者の負担は、海上輸送費の1割分と連携事業者の引取のための陸上輸送料1,100円になります。

3つ目が、家電リサイクル法に伴う海上輸送費等補助です。

家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物の適正かつ円滑な処理を促進するため、特定海上輸送費等を助成するものです。

処分届や交付申請等の流れにつきましては、これまで説明しました二つと同様になっています。

住民である排出者の負担はありません。

この特定家電に、冷凍ストッカーは一部を除き含まれません。

村内家庭には所有世帯が多いことから、以前は回収処理業者の好意により排出地域を月毎に限定し、事前予約の上でリサイクル収集に合わせて回収していましたが、令和2年4月にフロンガス排出抑制法が施行されたことから、現在はフロンガス回収処理済みを条件に受け入れを行っています。

なお、フロンガス回収については、排出者負担で処理料金が必要になり、その証明を受けて村の委託業者が回収しますが、冷凍ストッカーは容量が大きいため、地域ごと、月ごとの計画的な海上輸送が必須になるほか、フロンガス処理管理のためにも、排出者の把握は必須となるかと思います。

次に、不法投棄の実態についての件でございます。

現在、廃棄物の処理施設は、焼却炉施設と生ごみ用の高速発酵処理施設を全7島に配置・運用しています。

これらの施設整備は平成7年度より順次進められ、それまで最終処分場として利用していた箇

所については、平成 21 年度に覆土処理を施したうえで使用を中止し、その箇所には、看板を設置して注意喚起を図っています。

従いまして、以前のような各島内の最終処分は行っていないのが実態です。

ただ、島によっては、不法に投棄している場面を見受けこともあります。

次に、不法投棄に対する指導、対策についてです。

現在、毎月1回実施しておりますリサイクル活動は、最終処分を各島内で行わず、地域の自然環境を守ることを狙いとして開始されています。

不法投棄は、本村に限らず日本国内においては「自分の所有地内」であっても違法であり、犯罪となります。

事業者の行為はもちろん、住民の行為であっても不法投棄は許されるものではありません。

その行為を解消するための手段、対策の一つとして、先程ご説明した3つの補助事業を実施しております。

不法投棄は、廃棄物処理法により、5年以下の懲役もしくは 1,000 万円の罰金、または両方を科すとも規定されています。

不法投棄の現場を確認した場合には、そうしたことも注意、広報周知しながら、自らの環境を汚すことへの防止や理解を深めていただくことが大切だと思います。

自治会や自然保護推進員との連携協力を図りながら、防災行政無線等を通して住民に徹底していきたいと考えております。

この問題につきましては、これまで村政座談会でも幾度となく注意をしているところです。

次に、急患搬送についての奄美搬送への不安を訴える声について回答します。

まず、近年の急患搬送の実績について説明します。

令和 2 年度は合計で 17 件の急患搬送があり、奄美ドクターヘリで 6 件、県防災ヘリで1件、自衛隊ヘリで 10 件となっております。

令和 3 年度は合計で 13 件の急患搬送があり、奄美ドクターヘリで 6 件、鹿児島ドクターヘリで 1 件、県防災ヘリで1件、自衛隊ヘリで 4 件、海上保安庁の船による搬送が1件となっております。

令和 4 年度は、これまで 5 件の急患搬送があり、奄美ドクターヘリで 2 件、県防災ヘリで 1 件、自衛隊ヘリで 2 件となっております。

奄美ドクターヘリ搬送以外は本土への搬送となります、その要因は、奄美ドクターヘリの重複要請や天候不良、日没後の要請が主であります。

この質問の急患搬送に係る奄美搬送への件については、平成 31 年第1回(3 月)定例会においても、同様の質問を受け説明しておりますが、急患搬送においては急患発生から出来るだけ短時間で医者等の医療従事者を派遣し、診断・処置を行い、病院へ収容し患者の命を守ることが第一との考えに変わりはありません。

中之島地域以外でも、鹿児島本土への搬送を望んでいる声があることは、少なからず聞いております。

特に、子供の就学や医療、交通などにおいて、生活圏が鹿児島本土を向いており、多くの方

は子どもや親戚など身内の方々がいることや、搬送後の諸手続きや入院生活等での利便性の問題、また、慢性的な疾患者の場合は掛かりつけの医療機関等の関係もあり、鹿児島本土への搬送を望まれていることは理解します。

しかし、急患の場合は、一刻を争う患者の生命等に係る重大な問題であり、傷病者の救命率の向上と後遺症の軽減を図るために運航するドクターヘリの使命から判断して、現在の方針は維持されるものと理解します。

運用から、約 6 年が経過して、収容後のことを考えると何かと不安や不便を感じることもあるかと思いますが、事実、奄美ドクターヘリの運用開始により、急患要請から医師による診断・収容までの時間が大幅に短縮されている実態を見ますと、今後においても、救急患者の生命を守るという使命と痛みや苦しみから、一刻も早く解放することを第一に考え行動すべきだと思います。

次に奄美搬送への不安を訴える声につきまして回答します。

まず奄美ドクターヘリの運用開始において、これまで村政座談会で、奄美大島に搬送される方が早いことから、本村で救急患者が発生した場合は、基本的に奄美大島へ搬送されることに加えて、奄美大島地域の医療機関で対応できない病症の場合は、鹿児島本土へ施設間搬送が可能などと説明し、住民への理解を求めております。

奄美ドクターヘリについては平成 28 年 12 月から運航されており、約 6 年が経過されておりますが、現在までの間に大きな混乱はないところです。

先程もご説明したとおり、急患搬送については一刻も早く医療機関に収容することが第一であると考えておりますので、引き続き住民には理解を求めていきます。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今、1 回目の質問に対して答弁をいただきました。

その中で順次また再度確認をさせてください。

まず 1 点目について。

基本的に、産業廃棄物と言われるもの以外については、もうほとんどのものが回収可能だというふうに理解をしましたが、それで間違いないですかね。

その点について、再度、確認をさせていただきたいんですが。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

今の質問ですけれども、その認識のほうで構わないと思います。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

このごみの回収出来ないものがあればあるだけ、恐らく不法投棄につながっていくんだろうと思うん

ですよね。

ただ、体制としては状況として、ほとんどのものが回収できるという部分であるならば、それでやっぱり不法投棄が無くならないというのは、最終的にやはりモラルの部分になっていくんだとは思うんですけども、そこをどういうふうに指導していくかっていう部分だと思います。

ちょっとその産業廃棄物というくりのなかでいうと、例えば、ドラム缶等も産業廃棄物だという部分の中で、基本的にドラム缶については、鹿児島から購入する燃料、ガソリンであったり灯油であったりとかっていう部分の、ドラム缶買いしてる部分についての、1回使ったドラム缶なのか、ずっと放置されて使えなくなったものなのか、いろいろあるかと思うんですけども、そういうものについては、通常、ドラム缶買いした場合が、たしかそのドラム缶代自体がたしか請求の中に含まれていたと、過去の取引の中で覚えているんですけども、そういう部分を、住民の方たちが十分理解が出来ているのかなと、ちょっと思うところがあります。

例えば返せばその分を、次のときにたしか、そのまま引き続きだからその分、たしか値引かれたような、たしか何かそんな形で前は請求書の中に表記されていたような気もしないでもなかつたんですけど、なので、そういう部分が多分わからなくなつて、混乱しているというか整理がされていない中で、結局もう放棄されて行き場がなくなつて、不法投棄につながっているのかなあと思うところもあります。

それと、廃タイヤについては、リサイクル収集の中で、「収集ができるよ」というときと、「出来ないよ」というときと、年度によって変わったりとかですね。

今まであつたんですよ。

現状そこは廃タイヤについては、どういう扱いで統一されてるのか、ちょっとその点について確認をしたいんですが。

#### ○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

#### ○住民課長(安藤巧君)

まず、ドラム缶の関係ですけども、こちらのほうはほぼガソリンスタンド等が幾つか数か島等には出来ていると思います。

一部、ドラム缶購入をされていらっしゃるところがあるかと思いますけど、購入先ですね、そちらのほうからの周知だったり、購買者との契約の内容だったりっていうところで、こちらからも働きかけをしていくことが大事かなと考えています。

続きまして、廃タイヤですけれども、先ほど、村長答弁のほうありましたとおり、産業廃棄物になりますので、原則、一般廃棄物には対象にならないというところですが、相談があった場合ですね、今うちのほうが回収処分をしていただいている委託業者さんほうでは、一応有料で、この部分を対応していただいております。

ただ、その点につきましては、事前に相談があつたりということで、きちんとその搬出者の出所をですね、確認していただいた上で、その分もこちらのほうも中に入つてやりとりをさせていただいておりまして、実質の先ほど有料ということで申し上げましたけれども、その処分業者のほうから請求が後日に届くという形になります。

ただ、議員のほうが言わされたように、「年度年度で対応が違うんですよ」という話はですね、まさしくちょっと、私どものほうの事務の引継ぎ、教育、そういったものの体制がきちんとされていないといつては事実だと思いますので、そこら辺は持続的にですね、取扱い、同じような形でできるように努めていきたいと考えます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

ということは、取りあえず、例えば、廃タイヤを出したいんだとなれば、住民課のほうに問合せをした上で、そこら辺の手續がちゃんと出来て、対応が出来ていれば、搬出ができるということで良いんですね。

そうなったときに、ちなみに一本当たり大体幾らぐらいの処理費用がかかっていくんでしょうか、もしわかれればちょっと伺いたい。

というのが、やっぱりお金かかるってなると、そこでやっぱり、どうしようってなるところもあると思うんですよ。

なので、ちょっと具体的なもし数字がわかれれば伺いたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

ちょっと記憶といいますか、私がやった当時の金額になるので、直近で平成26年ですね、このときに、軽のタイヤが300円に消費税です。

たとえば、それにホイールがつくと、500円の消費税だったと軽自動車のタイヤで。

ちょっとすいません、普通車のほうはちょっとそのときに扱っておりませんので、不明です。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

そういったことが全く、ちゃんとした情報として私たち住民には届いてないのも事実だと思うんですよ。

私も初めてその話を聞きましたので。

実際、搬出するに当たって、リサイクルの際の粗大ごみ等の中に一緒に積み込んで出すときもあるんですけど、そういったことが実際なされているっていう事実も私は全然知らなかつたんですけど。

なので、そういうことをやはり整理した上で、住民の方々に、ごみ出しのルールっていう形で、何らかの形で知らせていただく方法をとっていかないと、どうしていいかわからずそのまま放置されて、それがまだ自分で管理されているならいいけど、最終的にはそんなもの邪魔になるわっていうことで、不法投棄につながるのかなと思うので、そこら辺をもう少し、ホームページの掲載でも良いと思うんです。

何もチラシつくって、各家庭に配らなくても、何らかの形でやっぱり知らせてほしいなと思うところで

す。

それと、例えば大型のというか、例えばタンスとか、椅子があつたりとか、テーブルだったりとか、木造製品の、いわゆる粗大ごみになるようなもの、そういうものの処分の仕方については、村としてはどのような形で決めておられるのか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

まず、この件につきましては、先ほど言いました産業廃棄物と一般廃棄物、この違いは一般廃棄物は行政のほうで回収処理の責任を負うと、産業廃棄物のほうはそれを負わないというところなので、正直言うと、すごくリテールのところでですね、村のほう、うちみたいな離島の中で、これを便宜的に今までやっていたというところなのか、それとも正式にもこれを区別して、もうしないのかという、ちょっとすごくナイーブな、シリアルスなところだとは思っております。

今、議員が言われますますように、広報のほうは、さっきの、議会のほうでもですね、こういった問題のほうがあつて、リサイクルについての簡単な一覧表をつくりましょうということで、お約束をしているところではあるんです。

ただ、なかなか、やっぱり、担当者のほうの習熟であるとか、多忙のほうもありまして、実際勤務でワンマンでやっているようなところもありますんで、こちらのほうについては少しお時間をいただきながら、目標達成できるような形で進めたいと思っております。

あと、木材関係特に家具等ですね、やはり、搬出をされる場合に相談がある場合が多くて、そのときには一応、なかなかこう空間が大きかったりして、そういうリサイクル品というか処分品ですね、積めないというような場合もあるし、ガラス扉がついてたりするものですから、区切って、要するに、出しやすいような形に解体をして出してくださいということでですね、御案内をさせていただいております。

正直まだ使えそうな部分については、もっとちょっと程度をあげるのであれば、村のホームページやいろいろな部分を使って、誰かりサイクル、それこそ、島内の中で、村内の中で「要りませんか」みたいなそういうのがあればですね、もっと有効的なリサイクルのほうにつなげができるかなとも考えております。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

その搬出については、確かに小さく裁断というかして、出すのが理想的だというのは十分理解します。

ただ現実的にそれを、個人で全部しなさいと言われて、ある程度若い方なら自分たちで何とかなるんでしょうけど、高齢者の方については多分厳しいよなというところもあるんですよね。

通常鹿児島市内だと、その粗大ごみについては、個人での申込みが出来ますよね。

最終処分場のほうに車で持つていけば。

そういった形で、島内で処分というのは出来ないのかなと逆に思うんですよ。

例えばちり回収を請け負ってくださっている、ほとんど現業の方が請け負ってくださっていると思うんですけど、例えば依頼して、1 件につき幾らですよとかいうような形で、そういう可燃性の粗大ごみについては処分をしてもらえるような体制が島内でできていれば、処分するほうもしやすいし、結局そういうものが、処分が出来ずに、多分、粗大ごみとして不法投棄につながっているのかなと。

私実際見たわけではないんですけども、情報として聞いた話では、「場所によってはそういったタンスとか、そういうものが谷底に投棄されている実態もいまだにあるみたいよ」という話で聞いていますね。

やっぱりそういったところをなくしていくないと、いつまでたっても不法投棄ってなくならないんじゃないかなと思うんですね。

なので、もちろん個人でやらないといけない部分というのは、もちろんやらないといけないけれども、それ以上に出来ない部分についてやはり何らかの対応策というのを、考える必要があるのではないかかなと思うので、また今後その点については、行政の中で考えていただきたいなと思うところです。

それと 2 点目、廃自動車等についての取扱いですけれども、先ほど村長の一回目の答弁の中で、幾つか、具体的に補助の制度であったりとか、説明がありました。

現状、そういった形で行われているという部分については、理解をします。

なので、そこら辺についてはやはり、各個人のほうに、住民へのそういう、廃自動車、廃二輪車、それから冷凍ストッカー等の取扱いについては、やはり最後まで責任を持って処分をしてもらうということを徹底していただけるように、住民課のほうから指導していただければと思います。

それで、冷凍ストッカーに関して先ほど説明の中でこのフロンガスの関係云々という話がありましたけれども、これ例えば各個人がもし冷凍ストッカーを出したいってなった場合に、このフロンガスの回収の関係、どのような形で具体的にすれば、回収してもらえるんですか。

現実的に島でこのフロンガスを 1 回抜いてどうのこうのっていうことは出来ないかと思うんですけれども、そこら辺についてはどのような形で行えるのか、もう少し具体的に、わかりやすく説明をしていただきたいんですが。

#### ○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

#### ○住民課長(安藤巧君)

フロンガスのほうは前での答弁のほうにありましたとおり、令和 2 年の 4 月から、このフロンガスの抑制法が配置開始されまして、それまではガス有りで、お返しいただいていたっていう事実があります。

で、今現在その業者さんのほうも、このガスを完全に抜きましたよという証明がない限り、持っていないのが実際でして、こういったことも昨年からですね、相談があったということで聞いております。

で、連絡、相談があった時点で、一緒に一応郵送のほうはリサイクル品と同じようにして出していただいて、そのときにこの状況を業者ですね、フロンガスの除去業者のほうに、別途で手配をかけます。

で、先ほどの廃タイヤの処分と同じようにして、そのフロンガスの業者さんのはうから除去が終わつた時点で、その証明書の発行と、あと手数料、請求が搬出業者さんのはうに行かれるので、その証明書のはうを一応つけて、後日の回収のときに、今処分のはうをお願いしている業者さんのはうが、それを港のはうから持ち出すというような仕組みとなっています。

ただこの業者さんのはうも、それぞれの会社のはうがありまして、その処分単価というか、それまばらと、あとはストッカーのはうの大きさもあるんでしょうけど、そういう事実もございます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今、住民課長の説明を聞いている範囲では、要するに島から出す段階では、結局、現実的にそのフロンガスを抜く対応っていうのは出来ないけれども、そのままの状態で送って、鹿児島のはうでフロンガスを除去してもらった上で、その上で処理をしてもらうという流れだということで良いんですね。

であれば、まずストッカーを出したいという住民の方は、住民課のはうに相談して「こういったものがあるけど出したいんだけど」ということで、あの流れについてはそこの処理、それからフロンガスの処理それから物の処理については、住民課のはうで最終的には一応そこのつなぎはしていただけるというふうに理解して良いんですね。

それで構わないですか、ちょっと確認を。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

こっちのはうもですね、正直言うと、私というか、住民課のはうの課内の人材の部分の確保の中でですね、対応ができるかどうか、それもちょっとこの場では、ちょっとお約束が出来ないところです。

将来的に、そういうシステムまで持つていけたらなという希望はありますけれども、ただ、相談のありました部分については、何とか対応のはうはさせていただく予定ですし、ただ、もの自体がですね、大きい場合もありますので、しばらく待つていただくようなこともですね、想定は出来ます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

離島の生活において冷凍ストッカーはやっぱりどうしても生活に必要なものなので、もうほとんど各家庭に最低1台はあるかなというようなものです。

もちろん、使用年限が来れば使えなくなつて、廃棄という部分になるかと思います。

そういった中でやはり、通常の処理のルートに乗つていかないものについてどうするかというものはやはり道筋をぜひつけていただいて、住民がそこの処理の部分で迷つて、不法投棄に繋がるようなことがないような形の体制をぜひ、今後整備していただきたいと思います。

それと3点目、この不法投棄に関してですが、現実問題、中之島においても、私も少なくとも最低1か所は集落の近くで「こんなところに捨てている」っていうのを見ています。

そのことを周りに話を聞くと、「それ以外にも、どこどこにあるみたいだよ」という話を先ほど伺いました。

やっぱり、住民の目につかないところ、つかないところ、やはり捨てられる方がいるんだなあと思ってるところです。

やはり、使ったあとは最終的に最後まで家電製品等含めて、責任を持って処理をするまでが、使用する人間の責任だという部分をやはり訴えていくしかないよなという部分だと思いますけれども、なかなかこのごみ処理問題、難しい部分もあるかと思いますけれども、その意識の啓発、そういうものを今後住民課のほうで、より一層進めていただきたいなと思います。

質問の中でも触れましたけど、決して私たち、今生活している者たちだけの島でもないですし、もちろん島でない、日本でない、地球でない、未来の自分たちの子や孫の世代に繋いでいかないといけないものだということをやはり意識しながら、この問題については住民1人一人が意識を持って生活をしていけるようにしてほしいなというふうに思います。

それと、取りあえずごみ問題については以上です。

次に、急患搬送について再度質問します。

現実問題としてですね、やはり住民の方、急患搬送の対象者になった後に、「いやどうしても行きたくない」と、「乗りたくない」とおっしゃる方がいるのも事実だというふうに、先般の振興計画の話合いの中で看護師からも話として聞いています。

やっぱり、不満じゃなくて不安なんですよね。何にしても、住民の中にあるのは。

なのでやはりそこをいかに軽減していくかっていう、そこの、普段の住民の皆さんに対してのアナウンスだと思うんです。

以前私が一般質問の中で触れた部分については、例えば、県立大島病院っていう施設自体が奄美市内のどこにあるのかも、最初私もよく知りませんでした。

だけど、何度か奄美に通ううちに、としまの奄美での接岸岸壁、佐大熊の港からほんのタクシーで多分千円ぐらいで行くんですかね、たしか距離的にもそんな遠いわけでもないし、たしか一本道だったような気がします。

そういう部分についても、もう少し住民の皆さんに情報として提供するようなことも考えていいんじゃないのかというようなことを申し上げたかと思います。

そのほかにも先ほど、1回目の質問の中でも触れましたけれども、いろんな入院に対する不安に对しての対応策っていうのが、奄美の病院のほうでもとられているということを今回初めて知りました。

例えば先ほど村長のほうからもありましたけれども、一時的な治療等が終わった後の転院、そういったもの、今回話を聞く中では、転院等についても病院内の地域医療連携室、こういったところが対応してくれているということも、今回調べて初めて知ったんですが、そういうことを含めて、やはり普段から、例えば診療所に、「こういった体制がとられていますよ」というような形をお知らせすることで、住民の方がいざ運ばれるときに、そのときになって、不安、「どうしたらいいの」っていう不安じゃなく、「普段からこういった体制がとられていますから、安心してください」というようなアナウンスをしておかないと、いつまでたってもこの不安というのは拭えないんじゃないかなと思います。

ぜひそういった部分も、情報提供についてもう少し積極的な情報発信という形で出していただければなと思うところですけれども、今後、そういった情報提供も含めて、具体的にもし何か方策として考えうるものがあれば伺いたい。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

まずあの不法投棄の問題ですね。

確かに、行政のほうからも法律で「谷底に捨てるな」ということで言ってきている中ですね、そういう実態があるというのは我々も、村政座談会で、島を視察する、あるいは島に行ったときに確かに見かけるんですね。

特に、議員の地元もそうでしょうし、もう一つ、口之島のほうもすごい状態だと思うんですね。

そこはやっぱり住民として、もう少しモラルというのが、やっぱりあって欲しいと思うんですね。

それからその地元で、自治会もあるわけですので、やっぱりそういう場でもやっぱりしっかりと議論してほしいと思うんですね。

幾ら村が今まで座談会で説明し、またこの制度が設けるときも、「谷底の処分をしてくれるな」ということを何度も呼びかけている中で、そういう形でいるというのは、ある面では本当残念な気持ちは持ります。

できるだけ、行政に頼るというのも必要かもしれませんけれども、地元の自治会の中でも議論してほしいと思うんですね。

それから奄美ドクターヘリの問題というのは、確かに奄美ドクターヘリ制度が出来て6年経過する中で、十島村の患者の医療機関に早期の収容というのは物すごく格段に改善されていると思うんです。

この問題を、村が、村というよりもその奄美ドクターヘリの運行される事務局あたりが聞いたら、「十島村は急患というものをどういうふうにとらえているのか」ということで、むしろ、十島村の住民の急患の意識というものを、これも問われるんじゃないかなと気がするんですね。

だから、そこについては、一刻も早く、これまで自衛隊で搬送した場合とドクターヘリで搬送した場合には、もう格段に時間差というのが縮まって、そしてその医療機関である医師のもとに搬送されているということを考えた場合には、もう少しそこは冷静に住民も考えてみるべきじゃないかという気がします。

確かに中之島と口之島につきましては、口之島の場合は奄美ドクターヘリの場合は、大体同じぐらいの時間帯です。時間差です。

中之島の場合は、奄美ドクターヘリのほうが早いです。

ほかの島は、特に宝島あたりは僅か10分から15分で行けるような距離になるわけですので、この奄美ドクターヘリが出来たことによって、十島村の急患環境というのは、格段に改善されたんじゃないかなと思います。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

大島病院に運ばれたときの、患者さんのほうの対応というか、部分なんですけれども、そういったアクセスの関係であるとか、病院内の状況であるとか、毎月 1 回は看護師のほうがカンファレンスということでミーティング等も実施している機会のほうがございますので、そういった機会を捉えまして、奄美大島病院の情報を共有して、必要であればちょっとしたチラシ等を活用できるような形でですね、住民の方々に提供いただくような形をとれればなと考えます。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

ごみ問題についてはもちろん、行政おまかせではなく、やはり地元でもやはり必要だなと思っているところです。

なのでやはり、今後一部地域において「ある」という事実は私も一部知ってはいましたけど、これまでに自治会、中之島で言えば、各区の会議等で、そういったことまで踏み込んで話をしたことが多分今までなかったと思うので、今後また 3 地区それぞれで、そのことについては、やっぱり住民自らがやはり意識を変えていかないといけない問題だというふうに認識しますので、今後、地元においてもそういった形で住民の皆さんのはうに啓発という形で進めていけるようにしたいと思います。私自身もですね。

それ以外の部分で、どうしても行政にお願いしないといけない部分というのもあるかと思いますので、その際は再度相談をさせていただきます。

それと急患搬送に関しては、運ばれた後のことに対する不安だけがやっぱり大きいんだと思うんですね、不満じゃなくて不安なんですよね、みんな。

運ばれた後どうしたら良いんだろうというふうに、結局その時にならないと自分のこととして受け止められない中で、不安だけが募ってしまうっていうのが実態としてあると思うので、やはり、誰がいつ運ばれるかなんて誰にもわからない話で、私自身いつ運べるかもわからないし、そうなったときに少しでも不安に思わないで、安心して運んで医療管理下に置いてもらって、少しでも早く治療に当たっていただけるような形をとっていただくためにはやはり、その不安を取り巻くための情報の提供というものをぜひ今後積極的にお願いしたいなと思うところです。

以上で私の質問を終わります。

○議長(前田功一君)

これで永田和彦君の一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

3 時 10 分にお集まりください。

## 休憩

### ○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日高助廣君の一般質問を行います。

5番、日高助廣君。

### ○5番(日高助廣君)

海からの吹き寄せる北西の風に冬の訪れを感じる年末であります。

国際情勢の不安定によります物価高騰、コロナウイルスの第8波等、依然として厳しい状況下にありますが、来年度予算編成等多忙な時期ではありますが、住民の不安を払拭しうる村政運営を図るよう要請をいたしておきます。

本定例会において、通告の通り本村の医療体制について質問をいたします。

医療体制については、本村の住民生活にとって重要な事案でありますので、前向きで明確な答弁を期待しています。

「全ての国民は平等であり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と憲法に明記されています。

医療サービスにおいても、本土、離島間において格差があつてはならないのは明白であります。

本村の医療サービスは、依存型医療体制であり、住民が安心できる医療サービスが行き届いていないのが現状であります。

本村は準無医村であることから、県の支援で日赤病院、県立大島病院の巡回診療、鹿児島大学、県医師会の特定診療科、歯科の診療等が実施されています。

しかしながら、医師の空白期間が長期であり、日常の受診ができず健康に対する不安、病院受診等の負担増が生じております。

現状の医療体制は維持し、村独自の医師の確保が急務と考えます。

自治医科大学卒業医師の確保、ドクターバンク鹿児島の運用、公募等、医師確保の体制も整備されています。

島に人が住み続けている限り、継続的な医療サービスを提供しなければならないと考えますが、村長の見解を伺います。

次に「看護師の確保、働き方改革について」伺います。

村は、各診療所看護師、2名配置体制を実施していますが、各診療所2名体制が実現できていないのが現状です。

看護師確保は、地理的条件等から厳しい現状ではありますが、令和3年4月1日改正の「労働者派遣事業適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律施行令」により、へき地の医療機関への看護師等の労働者派遣が可能となりました。

制度を利活用し、島間の格差解消を図るべきであると思いますが、村長の考えを伺います。

看護師の業務は激務であり、本村は特勤手当等で対応を行っておりますが、働き方改革の観点から、適正な休暇取得等、村の対応についても伺います。

本年度、看護師の島間の異動を実施しましたが、来年度以降においても、本庁職員同様、異動がありえるか伺います。

次に、「診療所のメンテナンス」について伺います。

快適な環境で医療サービスを提供するには、適正な維持管理運用が必要であります。

改修計画を作成し、現地の調査を行い、メンテナンスを実施する必要があると思われますが、現状においても経年劣化によります老朽化が見受けられます。

今後の改修計画について伺います。

「住み慣れた島で、大きな不安もなく、豊かな文化、熱い人情に囲まれ、最後まで満足できる人生を送りたい」、私たち全ての住民の願いであります。

本日の質問が、本村の医療体制の向上、医療サービスの拡充の一助になることを期待し、第1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

初めに、「村独自の医師の確保は急務である」という質問でございます。

十島村の診療体制を振り返って見ますと、昭和 27 年の本土復帰直後に宝島に住民の手で木造平屋建ての村立診療所が設置されたのが初めてです。

その診療所には、医師は配置されておりませんでしたが、翌昭和 28 年、村立中之島診療所を設置し、医師を配置、この時から昭和 54 年度まで医師が常駐しています。

当時から医師の確保は困難であり、それをいくらかでも解消しようと、村は昭和 44 年度に「医師修学資金貸与条例」を制定して医師確保に働きましたが、思うような効果は得られませんでした。

その後、無医村となった十島村に対し、県は昭和 56 年度に鹿児島赤十字病院を十島村の中核医療機関に指定、それによってこの年から同病院等による巡回診療が開始されております。

現在では、北部 4 島について、平成 14 年度から鹿児島赤十字病院から一時期、常駐医師として 4 ヶ月ごとに長期派遣され、中之島を拠点に 4 島を月 2 回の巡回診療を行っていましたが、現在は常駐することが困難であるとして、常駐医師としては派遣せず、その医師が同病院を拠点に巡回診療しています。

南部 3 島については、同病院の医師が月 2 回の巡回診療を行っているほか、平成 27 年 4 月からは県立大島病院医師による月 2 回の巡回診療が実施されています。

このように、全 7 島にへき地診療所を開設し、鹿児島赤十字病院と県立大島病院からの南部 3 島の巡回診療も加わり、診療日数としては各段に増加しています。

しかし、常駐医師の研修や会合等が頻繁に発生し、また医師不足も重なり、当初期待していた中之島への常駐による無医村の解消はほんの一時期のものに終わっております。

村の診療所のあり方については、村立の 7 診療所それぞれに村の職員として複数の看護師と

医師を配置することが究極の理想の姿ですが、人材確保と財政面から非常に困難なことだと思われます。

沖縄県の離島では、各島の診療所はその自治体が設置しているのではなく県が設置し、その看護師、医師等の人材も県立病院という組織内の人事異動で配置している事例があります。

現在の医師不足の状況を考えたとき、村独自で医師を確保・雇用することは非常に困難と思われます。

むしろ、現在、取り止められた常駐医師の制度を復活させ、北部 4 島と南部 3 島に常駐医を派遣していただく方が効果的であり、村にとってのメリットであり現実的だと思われます。

沖縄県の県立病院方式は困難だと思われますので、この 2 名の常駐医師の派遣について取り組んでいくべきであると考えております。

次に、平成 31 年度より住民の高齢化等に対応するために医療と介護の両方の態勢を整え、その連携を密接に行うことと、看護師の働き方改革の一環として、看護師 2 名体制への取り組みを進めております。

今年で 4 年目となります、今まで 7 診療所が完全には 2 人態勢とはなっておりませんが、行政報告でも触れましたとおり、10 月 1 日付で、悪石島診療所に新たに 1 名、12 月 2 日付で小宝島診療所に新たに 1 名、それぞれ追加増員配置したところです。

これによりまして、現在の各診療所の看護師の人員は、口之島、平島の 2 島以外の 5 島は 2 名態勢が実現できております。

しかし、現看護師で年度末に向けて定年退職等もあり、新年度での新規採用見込者や採用試験応募者もありますが不確定な状況です。

今後とも、看護師確保に努め、診療所 2 名態勢を図り、住民の医療と介護の連携体制の強化に取り組んでまいります。

次に、看護師の休暇取得等についてです。

これまでの説明のとおり、看護師の勤務改善も含め診療所看護師の 2 名態勢を図ってきたことから年次休暇の取得も容易となっています。

なお、1 名態勢の診療所におきましては、地元の看護師資格を有する方を臨時に雇用し、また、他の診療所から代替のため派遣出張させ、各診療所に看護師が常駐している状態となる取り組みも行っているところです。

次に、「看護師の島間の異動を来年度以降も実施するのか」というご質問についてです。

人事異動の目的につきましては、一般的に 3 つのことを期待して行われるものだと理解します。

1 つ目が、人材の最適配置です。

個々の能力やノウハウ、強み・弱みに合わせて人材を最適配置することによって、組織のパフォーマンスを向上させることが期待されます。

2 点目が、人材育成です。

様々な部署などで実務の経験を積ませることによって幅広いスキルやノウハウを身に着け、その組織の将来に必要な人材を、実務を通して育成することができます。

3点目が、組織の活性化です。

組織内で長年同じメンバーで作業を行っていると、業務がマンネリ化し、新しいアイデアや変革が生まれにくい状況になってしまいます。

そんな組織において、人事異動を通して新たな人材を投入することで組織の新陳代謝が図られていきます。

この3つを期待して、本村の人事異動も実施しているところです。

これは本庁に限られたことではなく、診療所においても同様で今回に限らず過去にも実施しており、今後も、先程述べましたことに加えて、その時々の各部署・各診療所の状況、職員の家庭の状況などを勘案して実施してまいります。

次に、診療所の経年劣化に伴う、今後の改修計画についてです。

診療所の現有施設の建設完成年を見てみると、昭和62年中之島、平成元年宝島、平成2年平島、平成3年口之島、平成4年悪石島、平成5年小宝島となっており、いずれも鉄筋コンクリート造です。

平成17年完成の諏訪之瀬島を除き、建築後35年から29年経過しており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められている鉄筋コンクリート造の耐用年数39年が迫ってきております。

これまで、このように7年間で6診療所を建設しており、今後の更新につきましても、厚生労働省の医療施設等施設整備補助金の活用を図ることを念頭に、財政シミュレーション等も実施しながら整備計画を立てていくことが必要となってきます。

基本的には建設年度の順番ということになりますが、診療所ごとに劣化の進み度合いにも違いがみられるようです。

村内各診療所の経年劣化について、本年度にその状況確認を実施しているところです。

現在、進めている第6次総合振興計画に搭載した上で、年次計画により更新していくことになります。

#### ○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

#### ○5番(日高助廣君)

まず1点目の、医師の確保ですね、まず医療体制。

現状の医療体制で、満足が出来ている住民はそんなにいないと思いますね。

鹿児島県には離島は、有人離島が28ですか、あります、人口の規模も違いますが、離島間におきましても格差がありますよね。本土とも格差がありますよね。

で、資料をいただいておりますけれども、4月からのこの巡回診療の日数ですね、月に多いところで4日、少ないところで1日ということで、医者がいない日数のほうが非常に多いわけですね。

こういうのがもう常態化しているのですから、皆さんも、鹿児島に行って、病院に行ったほうが早いということで、行く方もいらっしゃいますよ、本当に。

だから、今まで満足は出来ている住民はいないと思いますよ。ほとんど。

ですから、この命とのですね、命との関わりが医療というのにはあります。

あるものですから、やはり医者がいないとね、不安なんですよ。

特に高齢者の皆さんはですね。

村は「住み慣れた島でいつまでも」という、フレーズですね、皆さんも頑張っているかもしれませんけれども、医療に関しては、最後まではいれません。現状では。

自分でもう身支度が出来なければ、島から出るしかないんですよ。

ですから、安心を与えるためには、私は、早かれ遅かれ、村で医師の確保をするのが、一番の医療サービスの拡充だと思っていますよ。

厚労省、県からの要請で、日赤病院、大島病院と、また特定検診が年一、二回、歯科診療等々がありますけれども、あとは妊産婦の健診等もありますけれども、やはり限られた日数だけなんですよ。本当に。

だから、医療は本当に平等でなければ、本当にいけないと思いますよ。

島にいる方、鹿児島にいる方、条件が全然もう違いますもんね。もう本当に。

今は、ドクターヘリヘルリも2機体制になって、自衛隊の搬送もありますけれども、やはり日常に医療が受けたいときに受けられる医療方針ですよね。

ですから、そういう近年は、そういう医療体制に対する検討も、村もしない、議会もそういう話も出していない。

ということで、どうですかね。

医療体制の検討委員会を立ち上げてくださいよ、村長。

その中で問題点等出して、「まずテーブルにつきましょうよ」と、住民も交えてですね、「今の医療の体制で良いんですか」と、ね。

というのも、県の体制にそのまま乗っかった医療体制ですからね。

「村はこういうことがやりたいんですよ」というのはやっぱり訴えて行くのが住民のためだと私は思うんですけど、その点につきまして伺います。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

#### ○村長(肥後正司君)

今、議員の言われる、医療の現状について、住民も満足していないというのは私も十分わかります。

私も満足していません。

その中で、先ほど説明のとおり、医師の確保というのが一番の課題なんです。

それと財源の問題なんですね。

今村の職員として、お医者さんを雇った場合に今条例化していますけども、約 80 万円ぐらいなんです。

これ、昔の給料なんですね。

とても今のお医者さんに、今村が定めている給料を払えるぐらいの財源は、とても対応できる数字じゃないと思います。

基本は、十島村は七つの島々に分散してるわけですね。

住民がそこで満足するには七つの島々に医者がいることが、住民が望む、究極の住民が望まれる問題だと思います。

例えば中之島に配置しました、宝島に配置しましたということで、口之島の住民、あるいはその諏訪之瀬島、平島、悪石島の住民、小宝島も含めて、満足しないと思うんです。

現実的に考えた場合に、このことは、県のほうにも村としても訴えて、県は平成 14 年に中之島に上 4 島を巡回診療してもらうために設置しました。

ところが、お医者さんは、なかなか日進月歩で医療が進化する中で、そこの地域に、離島に 4 か月間もいるということに対して、物すごく自分の研究テーマも含めて対応出来ないということで、結果的には、常駐医師が消えたわけですね。

そういうこともあって検討しまして、南部三島のほうに、県立大島病院のほうから、平成 27 年から巡回診療制度も設けて、できるだけ住民にお医者さん触れる機会を持ちましょうということで、県としても最大限努力していますけれども、先ほど資料の中で説明があったとおり、なかなか月 1 回も実施されない月もあるわけですね。

そういうことを考えた場合には、とても今の制度そのものについて満足するものじゃないということで、私も、県のほうの保健福祉部のほうには、このことは早めに「常駐医師の確保」ということを常々言っているところです。

現実的に、もう村として、実際に配置出来たときの医師の確保に対して満足する給料を出していくないと、医師は来ないです。

現実的に、今、その都市部のほうに、医療従事者が集中してきているわけです。

それは何かというのは、待遇面なんです。

鹿児島の市内であっても、鹿児島県内であっても、その僻地の医療機関に勤務する医師のは、どんどんどんどん減っている現実があると言われているのが実態なんですね。

可能であれば、当然各島々に医師を置きたい。

でも現実的を考えたときに、それは、現実論と理想論とは、そこに相当かけ離れてくるんじゃないかと思います。

その中で、議員が「検討委員会を立ち上げ」ということで今言われましたけれども、これは現実的にできるかということは先ほど申したことをしっかりと行政部局の中で、議会としても責任を持って、財源の手当てができるということをしっかりと示さないと検討委員会から立ち上げたとしてもですね、これは絵に描いた餅だと思うんです。

そのことを考えた場合には、私どもは最前できる問題として、中之島への常駐医師の復活、そして宝島のほうの南部三島を診られる常駐医師を、宝島を起点にということを県のほうに訴えていくべきじゃないかと思います。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

## ○5番(日高助廣君)

村長のおっしゃることも理解は出来ます。

だけれども、現状でいいたら 10 年たっても 20 年たっても変わらんですよ。この医療というものは。

何かはやっぱり村から仕掛けていかないと。

だから、不可能を可能にするべきですよ。

だから我々で県に訴え国に訴えて、医師の確保をどうにか出来ないかということなんですよ。

どうすれば医者の確保ができるかと。

財源がまずは大事ですけれども、まず国県のですね、力も借りながら、超僻地の村ですからね。

だから、我々の村としては、日本の領土を守っているわけですから、医者の 1 名ぐらいは、国のはうから派遣してもらっても私はいいと思っているんですよ。

だから、すごく多方面の見識から、やはりそういうふうに取り組まないと、もう 10 年たっても 20 年経っても変わらないと思います。

ですから、我々が元気なうちにですね、何とかしましょう。村長。

## ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

## ○村長(肥後正司君)

我々もその定住移住対策を進める中で、当然都市部のほうから十島村に移住してくれる方々には、何が不安を持つかということに対しては、医療問題なんですね。

医療の問題があるから、いざその救急車を呼んでも 10 分 20 分で来られる地域じゃないと。

そこに対して、特に子育て世帯の方々は相当不安を持っているのは事実です。

そういうことを考えたときに、当然、村としてこのまま満足するということには繋がらないだろうと思うんです。

今、このデジタル化が進もうとしている中で、「遠隔医療」というものが、今後相当進化していくだろうと言われてるんです。

お医者さんは現地にいなくても、それから現地にいる看護師と医療機関である県立大島病院、あるいは日赤病院、あるいは鹿児島の中核病院、大きな病院ということの遠隔医療がかなり進んでいくだろうと思うんです。

それからもう一つ、先ほどの行政報告でも報告しました、NP の看護教育を受けている方々が、今、来年度十島村で 1 年間島の診療所に勤務しながら、その十島村の医療実態を、医師がない中で、看護師が医者の業務ができることがあるんじゃないだろうかというものを、取り組もうとしているわけです。

そうすると、お医者さんじゃないんだけれども看護師が、それだけの能力を有している看護師が、お医者さんのお医者さん一部代行もできるというものを、厚生労働省のほうも今後進めようとしているわけです。

このことは、全体的に国内でお医者さんが減ってきているということと、もう一つは、2040 年問題で今後高齢化が進むことによって、その医師不足の中で、国民の需要である、医療関係が対応出来なくなることを防ぐために、その現場にいる能力を有した看護師が、一部お医者さんの行為を

できるという制度に、今後、全国看護協会もそうですけども、厚生労働省も進めようとしてきているわけです。

その手始めとして十島村で、来年 1 年間かけて研究するということですので、そういう方向で医師不足を解消するために、そういう動きもあるということも注意しながら、我々が求める、少なくとも、上 4 島と下 3 島に常駐医師を派遣するという制度を、まずは、国県のほうに訴えていくべきじゃないかと思ってます。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

日本ですね、この隅々を見ましても、1 か月に医師が1 日しかいないという地域は、そうは多くないと思いますよ。

こういう実態は、国に訴えないとやっぱり駄目だと思いますよ。

人口が 700 人しかいないから、現状で良いんだと思ってもらっては困るんですよ。

やはり、命を預かっているんですから、この医療というのはですね。

一歩間違ったら命を落とすわけですから。

本当、医療というのは、私は大事なものだと思っております。

ですから、何とかねやっぱり、手を挙げていきましょうよ。

今は、今日明日、医師を確保しようという問題じゃないわけですから。

とにかく議論をね、今後は、皆さんと一緒にやりましょうよという話なんです。

言い続けないとこれはもう、ずっと変わらないですよ。

ですから、何とか村長良い知恵を絞ってですね、一緒になってやりましょうよ。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

この議論については先ほど来、私も 4 回 3 回説明していますけれども、今の私の考え方はそういう考え方です。

特段今、議員が今質問されたことに対して、新しい回答はないです。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

村長は、村長の持論があると思いますけれども、住民は、住民としての要請は、不満はありますからね、そこをしっかりと今後につきましても言い続けていきますよ。

現状では、進展がありませんから。

現状に対して村は医者の確保を前向きに検討をすることを一応要請しておきますから。

2 ページ目に入ります。

看護師の関係ですね、看護師の 2 名体制が始まっていますけども、非常にこの

定着率が悪いと私は思っております。

現在の配置の状況の資料をいただいておりますけれども、平島と口之島が、小宝島じゃないな、中之島ですか。が、1名ということですね。平島ですかね。

ですから、もう早めにですね、やはり2名の体制を実現してほしいと思っております。

この環境で、定着率が悪いのか、職場の環境が悪いのか、そこはわかりませんが、そらの人員配置もしっかりと検討を行ってもらいたいと思います。

今ですね任用の職員が2名おりますよね。任用職員が。

正規の職員を育成をするには、やはり新規の職員に譲って、サブとしてですね、任用職員は、まだ経験もありませんけれども、今後の人材の育成としてですよ、やはりそういう力の関係で、定着率も悪いのかなと私は思ったりするんですよ。

ですから、正規の職員を地域の長であるということをやってほしい。

私たちには、人事権はありませんけれども、そのほうがうまくいくのかなと私は思っております。

その適材適所の支障がないような人員配置を行ってもらいたい。

先ほどの看護師の確保が厳しいようですけれども、先ほど申しましたその労働者の派遣というのも、出来ていますからね。

今、有効利用して、看護師の確保を行ってもらいたい。

それと看護師の働き方改革ですね。

それも、2名の体制にとりましては、休暇等も取れるわけですから、しっかりと働き方改革もしっかりと行ってやってほしい。

もう1点が、介護の専門職がいない地域がありますよね。

そこに看護師が入るものですから、負担が大きいというようなこともあるのではないかなど私は考えておりますので、そういう介護のほうとも連携をとりながら、負担が大きくならないように今後の体制を敷いてほしいと思います。

看護師の異動につきましては、適材適所ということで、村長の考えで行うわけですけれども、経験、地域に応じたですね、配置、それでまた職員の構成、経験によっても配置換えもあるかと思いますので、そこは、地域の現状を見ながら、地域の皆さんとの意見も聞きながら、適正な人員配置を行ってもらいたいと考えております。以上伺います。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

#### ○村長(肥後正司君)

先ほどの説明のとおり、看護師の2名配置につきましては、介護のほうも兼ねた形でその看護師の職場環境、そして休暇のほうも取れる体制ということで2名体制にして4年目に入ってるわけなんですが、これまで外から看護師を雇って、何人かもう辞めていきました。

いろいろ聞く中では、人口規模が、中之島で約140、宝島で120、口之島で100程度、他は70、60というような感じですけれども、そんなに看護業務は忙しい感じじゃないんですね。

辞める方に聞いてみると、「私がいてもいなくてもいい」というような感覚の言葉もあるんです。

そのことを考えたときに、言えば、時間を結構もてあましているのかなというのは、そのやめる方の話の中でそう感じました。

もう一つは人間関係です。

やはり今まで数 10 年間、1 人で看護業務をやってきているという中で、新しい方がそこに来たときに、わかりませんけど、縄張り意識か何かわかりませんけれども、そういうのでやっぱり、いろいろ人間関係やトラブルの感じがやっぱりあるんですね。

それからもう一つは、配置してきた看護師の能力の問題。

そこの地域についていけない、というようなことがあってですね、これはその島に配置した看護師に限らないです。

うちの本庁にいる職員も、やっぱりそんな感じを感じます。

求めるものに対してついていけないというようなこともありますので、やめていく方はもうそういう、それぞれ自分が抱えている課題問題の中で辞めていってしまうというようなことがありますので、今後もそういうことはあり得るだろうなと思います。

確かに今回配置しました、この秋以降に配置した方々は、年齢がものすごく高い方です。

20 代じゃなくて、もう 60 に近い方々が大方なんです。

その方々がなぜ十島村に応募してきたかというのは、離島僻地のところで自分のこれまでのスキルをそこでもって貢献したいという方々が来てくれているような感じがするんですね。

そういう中で、いざ島に入りました。

ところが、ひと月過ぎ半月過ぎ、1 年経過することによって、見えてくる人間関係というのも出てくるだろうと思います。

あとはいかに自分が求めていた、自分が求められるかというようなことに疑問を感じたら、さっと引いていくような感じもあるんじゃないかなと気がするんです。

だから村としても、そういう中で人材を選び好みは出来ませんので、基本的にはよほど特別な感覚を持っていない限り、募集に応じてきた方については、採用するというような形で取り組んでいる状態です。

その中で、人事異動につきましては、これは本庁で勤務する職員の人事異動とはちょっと違う感覚があります。

そこには、その方の家庭環境、それからその方が仮に配置したときに、何らかのトラブル、何らかの感情で満足しないとなった場合にはさと引かれたときのことも過去にもありましたからですね、そこを十分に慎重に判断しながら、そして先ほど議員は、地元の意見も聞きながらという話は、それはやるべきじゃないと思うんです。

当然地元にはいろいろ好き好みもあるわけですので、「この看護師を変えてくれ」というものも私の耳の中に入っています。

そのことを言ったら、その島にいる看護師は誰も務まらないと思いますので、そのことはするべきじゃないと思っています。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

ようは住民が安心して受けられる診療所であって欲しいんですよ。

だから我々のほうにも言ってきますよ。

そういう問題もですね。

「診療所が誰もいない」とかね。

だからサロン活動とかある場合には、留守になるわけですよ。

だから、何かあるときには、誰もいないんだ"ということもですね言われていますよ。

ですから、そこは深くは言いませんけれども、私はそういう情報も聞いてますけれども、もう言いませんけれども、やっぱりそういう人員の配置は、聞かなくとも、担当が出張に行ったときにですね、ちゃんと観察を行えば分かると思います。

ですから一番の肝心なことは、住民に安心感を与えるような看護師であってほしいということなんです。

そこを、申し上げたいと。

先ほど言いました、この任用職員が長になっている、2名おりますけれども、2名とも長ですね、看護師長ですよね、地域の。

だけど新しい方が入って、一定期間になつたら、採用した年齢の若い人の人材育成のためにも、そういう皆さんを看護師長にしてやつたほうが、やりがいもあるのかなと思いますよ。

その経験が長くて、大変申し訳ないと思いますけれども、やはり、もう1回定年をしておりまして、任用職員でありますので、看護師長は譲つたほうが私は良いと思います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

人事異動についてはやっぱり慎重に判断するというのが基本だと思います。

それからその看護師長については基本1年の期間で、1年間を看護師長として、その発令を出すということにしています。

ただ、それは延長も継続もあるということになります。

それから先ほど議員が、期限付任用の方を看護師長にしても良いんじゃないかというお話を…。

人がいなかつた場合には、それも、やむを得ない状況ですので。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

もう1点ですね、メンテナンスの件。

診療所の建築を結構していますよね。

ですから一気に老朽化が始まると思います。

計画を持って検証を行って、調査を行って、順次年次計画で劣化の激しい地域から改修を行ってもらいたい。

そして、内装も非常に劣化が進んでいるんじゃないかなと思いますよね。

その辺も調べて、良い環境で改修を行ってもらいたい。

いっぺんには出来ませんが、まず外観の雨漏りがないかとか、ペンキの剥がれとか、不具合等ですね、台風等に耐えられるかとか、調査を行ってもらいたいと思います。

あとこの面積が違うんですよね。

この診療所によりましてバラバラなんですけれども、これも、ちょっと教えてくれませんか。

住民課長。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

確か、各診療所は同じ鉄筋コンクリート造りですけれども、2階建と平屋造りと、いろいろとあります、全体のほうで言うと一番大きいのが中之島の診療所で、ほとんどここが125平米ですね。

一番少ないのが、諏訪之瀬島の診療所のほうになります。

これはそれぞれの年度ですね、設計の部分やらのやりくりだと思いますけれども、ただ診療所部分で言いますと、それぞれの部分が、居住スペースのほうの二階部分と、と同じ平屋ながら居住スペースを持っている部分との部分になってまいりまして、この場合には、確かにそれぞれ、その診療面積っていうのが全然違うことにはなるんですけども、その設計をした段階での、面積の違いということがあるかと思います。

○議長(前田功一君)

住民課長、助廣議員が言っているのは、その診療所の基準的なものがあつて造られているかどうかっていうのを多分聞いているんだと思うんです。

○住民課長(安藤巧君)

すいません、ちょっとそこら辺はですね、私のほうも一応資料のほうをまとめたことはまとめたんですけども、診療所を設置するに当たっての基準という、その資料まではちょっと認識をしておりませんので、後日にでもまた調べまして、報告をさせていただけたらと思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

じゃあ後でまた回答を願います。

このへき地診療所のこういう場合の補助率は何割ですかね。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

厚生労働省もですね、文部科学省も、規模が大き過ぎるものだからですね、一般的に言われる建築単価に対する補助率じゃないんですね。

基準補助率なんです。

例えば教育委員会が寄宿舎をつくる中で、約 1 億ぐらいの事業費に対して 3 分の 1 ぐらいしか国の予算は入っていないんですね。

通常の例えは特定離島事業あたりの場合は、その総事業費に対する 7 割ないし 8 割という補助が示されるんですけども、厚生労働省とか文部科学省の場合は基準単価です。

平米当たりの基準単価に対して 3 分の 2 もしくは 3 分の 1、あるいは 55 というような形でなるんじゃないかなと思います。

これは後でまた住民課長が後ほど説明をするでしょうから。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

これも含めまして、資料もまた後でいただければと思います。

国のはうも県のはうもですね、このへき地診療所は、全国に展開を行っておりますけども、この 1 階部分は診療所ですけども、非常にばらつきがありますよね、面積がですね。

やはり適宜、建築をする場合にはですね、一定ですね、面積を保ってほしいなと私は思いますけれども。

今の口之島の診療所を見ても、非常にロビーが狭いですね。

ですから、もう少しロビーを広くして、良い環境でつくってもらえたならと思っておりますので、ぜひとも参考にもらいたいと思います。

医師の確保、看護師の問題、メンテナンス等申し上げましたが、私はもう最初から、医療というのは、離島も本土も無いんだという認識で訴えておりますから、今の現状に甘えることなく、次の前に進まないと、十島村は医療の体制は今後も変わらないと思います。

ですから、執行部も我々も住民のためですから、もう一方踏み出して医療体制のことを真剣に取り組んでいこうではありませんか。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

まず、その診療所。

次の更新の関係で、先ほど議員の手持ちに持っていますこの 11 ページの資料の中で、建築年数が 30 年を超えている、この診療所につきましては、もう村としても建築年次のシミュレーションも考えないといけないことになるわけなんですが、問題は場所の問題なんですね。

今の診療所を解体して、そこに造るということは、まず無いだろうと思います。

新しく場所をどこにするのかと、そういう課題がかなり大きな課題として残るんじゃないかなと思うん

です。

特に中之島の場合は、築 35 年。耐用年数からすると、あと 4 年しか残ってない。

そういうことを考えた場合には、場所をどのあたりにするかという問題もあります。

そして宝島ですね。

宝島の場合は地元住民が、ここにあるべきだという方針を地元のほうから、行政のほうに積極的にその場所については、地元のほうで動いています。

村としても、想定する場所を、ほぼここだろうなと言いながら、そういう方向で地権者と話を進める段取りには考えています。

そういうことを考えた場合には、地元のほうもその場所をどうするのかということを含めながら、判断していく時期にあるんじゃないかと思います。

それから、この当時の構造的には、RC 造り鉄筋コンクリートですけれども、今の建築単価を考えた場合には、木造築を今後は考えるべきだと思っています。

それからその医師の確保について、行政のほうは、今の体制で満足していることは全くありません。

要は現実的なことを私は先ほど説明しただけであって、当然村としては、考える考え方は、各島に医師は 1 名いるべきだという方針は変わりはないです。

で、現実的に、どの部門から進めていくかと考えた場合には、先ほど何度も説明しているとおり、上 4 島に 1 人、下 3 島に 1 人ということから、まずは進めていくべきじゃないかと考えます。

#### ○議長(前田功一君)

これで、日高助廣君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

4 時 20 分にお集まりください。

#### 休憩

#### ○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

## △日程第7 報告第8号 令和4年度一般会計補正予算(第3号)

### ○議長(前田功一君)

日程第7、報告第8号、令和4年度一般会計補正予算第3号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

### ○総務課長(村山勝洋君)

報告8号、一般会計補正予算(第3号)について説明します。

本件は、コロナ感染症対策に伴う物価燃料高の対応の支援金等の他、諏訪之瀬島切石港の対策災害復旧のため、専決処分したものです。

議案第一条をご覧ください。

補正の額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,789万8,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額を47億9,557万円としています。

第2条では、地方債を補正しています。

2ページ目が第1表で、3ページをご覧ください。

地方債の補正です。

現年補助災害復旧事業債で1,600万円を追加して、借り入れ限度額の合計を6億1,894万4,000円としています。

4ページは事項別明細で、5ページをご覧ください。

まず歳入から主なものについて説明します。

国庫支出金の国庫負担金、災害復旧費国庫負担金では、切石港の埋そく災害復旧で6,400万円を追加しています。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の物価燃料高対応分で854万9,000円を追加しています。

民生費国庫補助金では、住民税非課税世帯臨時特別給付金の増額分として180万円を追加しています。

次の電力、ガス、食料品等価格高騰支援給付金では、事務費及び事業費分として678万5,000円を追加しています。

寄付金の一般寄付金では、法人からの寄付金として50万円を追加しています。

繰入金の基金繰入金、財政調整基金繰入金は財源の調整で26万4,000円を追加しています。

6ページをお開きください。

村債の現年補助災害復旧事業債では、切石港埋そく災害復旧の補助裏の財源で、1,600万円を追加しています。

7ページから歳出について説明します。

総務費、総務管理費の一般管理費では一般寄付を来年度予算において措置するため、地域振興基金積立金に 50 万円を追加しています。

新型コロナウイルス感染症支援事業で、感染者を隔離するための生活用品として、消耗品で IH クッキングヒーター 6 台分 11 万 8,000 円、備品購入費でエアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ各 6 台分で 137 万 8,000 円、負担金補助及び交付金では全住民を対象とした一律の補助が地方創生臨時交付金事業で採択されなかったことから、これを見直すため、990 万円を減額し、物価高対策に合わせてマイナンバーカードの取得を促進するため、同カードの所持者、取得者を対象に 1 万 5,000 円を交付するもので、487 名分を見込み、730 万 5,000 円、畜産飼料の高騰対策は畜産農家への支援分で 596 万 7,000 円。

燃料の高騰対策はガソリン、軽油、重油、灯油を対象に販売額を低減するための支援分として 324 万 4,000 円。

船舶事業者支援は代理店 2 店の支援分で 30 万円、小規模事業者支援は村内 6 次産業法人等 2 団体への支援分で 20 万円の合計 711 万 7,000 円を追加しています。

民生費社会福祉費の社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、非課税世帯に 10 万円を給付するもので、すでに給付された世帯の月前年度からの未交付世帯及び新たな非課税世帯 26 世帯を見込み、執行残で不足する 180 万円を追加しています。

8 ページをお開きください。

子育て世帯、電力、ガス、食料品等、価格高騰緊急支援給付金は、令和 4 年度住民税均等割非課税の子育て世帯に 5 万円を給付するもので、134 世帯を見込み、670 万円を追加しています。

災害復旧費では切石、諏訪之瀬島埋そく災害の浚渫で 8,000 万円を追加しています。以上で説明を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

#### ○7番(坂元勇君)

7 ページの燃料高騰支援に 324 万という説明でしたが、これ元売に対しての支援でしたよね。

何社ぐらい該当するんでしょうか。

#### ○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

#### ○地域振興課長(肥後亘君)

7 番議員さんがおっしゃる通り、元売りの支援ということで、今、そのご了解というか、そういう制度をお願いして、一応できるというところが漁協も含めて 6 社という状況でございます。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

同じく7ページで、マイナンバーの推進支援というのがありますが、さ、先ほどの村長の報告でも、80%でしたか、上回るところで、これ村としてはこよなく100%に近いことをねらってるんじゃないかなと思うんですが、あと20%の、例えば今回みたいに2回ですか、職員が派遣してお手伝いしますよという非常に丁寧なその進め方をしてるんですが、それでもまだ20%が加入というか、申請してないというのは何か問題があるでしょうか。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

はい5月末現在のところでは、もう39%ほどですね、うちの方も県の方から助言をいただいて取り組みを始めたところでした。

その後順次、そういう全庁的な出張を通じまして、或いはもう特化した形での取り組みで80%を超えるところまでは来ているんですけども、やはりなかなかその携帯電話を持っていなかつたりですね、そういう魅力的なものがうまく享受されないような考え方であるとか、やはり島の方でちょっと長期不在にしていらっしゃる方もおられます。

今現在で取り組みとしては、そういう島の方におられて、また申請等をされてない方々には、個別に担当の方で電話をかけたり、或いは出張所長の方に要請をかけたりしながら、その加入、カードの取得ですね、それをお願いしているような状況です。

カードが来たとしてもなかなか今度はそのマイナポイントの方の取得の方法とかですね、いろいろと面倒だというような方もおられたり、中にはその考え方で、その交付のマイナンバーカードの取得 자체を毛嫌いっていうか、食わず嫌いなものもあるかと思うんですけども、そうした方も中にはおられるので、親切丁寧にちょっとご案内を説明をさせていただきながら、議員の言われるよう100%をですね、目指しながら対応していきたいと考えています。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、報告第8号、令和4年度一般会計補正予算(第3号)の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第7、報告第8号、令和4年度一般会計補正予算(第3号)の件は原案の通り承認することに決定しました。

△日程第8 報告第9号 損害賠償の額を定める件

○議長(前田功一君)

日程第8、報告第9号、損害賠償の額を定める件を議題とします。

それでは報告第9号についての報告を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは報告第9号、損害賠償の額を定める件についてご報告いたします。

本件は、十島村諏訪之瀬島で発生した自動車事故につきまして、村長の専決処分事項の指定の規定、1件30万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めることに基づき、村長の専決により、11月14日付けで損害賠償の額を決定し、示談を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

1ページ目をご覧ください。

事故の相手については、十島村諏訪之瀬島在住の住民でございます。

事故の概要についてご説明いたします。

車両トラブルにより、諏訪之瀬島の公用車が利用できなくなったとの連絡を受けたことから、先月11月3日に村職員が業務で来島した際に、切石港からすいません、これは切石港となっていますけれども、実際元浦港でございます。

ごめんなさい。

元浦港から宿泊先に向かうため、宿泊先の車両を借りたところでございます。

荷物を積むためにトランクを開けようとしたけれども、車両の後方にコンテナが置いてあったため、トランクが開けられなかったために、車を前に動かそうとしてギアを入れて、ブレーキを解除したところ、車両が後退してしまい、コンテナに車両左後方が衝突いたしました。

車両はバックドアにへこみやゆがみが生じたため、開閉ができない状態となりました。

原因としては、ギアを D ドライブに入れたつもりが、操作ミスでニュートラルになっていたこと。

それから車両が駐車されていた場所が車両後方に向かって下り勾配となっていたこと。

それから車両がコンテナに近かったため、車両が後退が始まった時にアクセルからブレーキに踏み変えたんですけども、間に合わなかった状況でございます。

今回につきましては、公用車の利用ができなかったことを、公務上の事故の観点から村で賠償するものでありますけれども、今後につきましては、職員等への安全運転の徹底と、原則業務においては、公用車を使用することとし、公用車を使用できない場合については、必ず所属長に相談して、その指示を仰ぐなどの対応を図っていきたいと考えます。

3 ページに示談書を添付しておりますけれども、相手方との示談の内容につきましては、車両バックドアの交換などに要する修繕費用 24 万 9,645 円を村負担として支払うものでございます。

以上、報告を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

#### ○6番(永田和彦君)

もう少しちょと状況を伺いたいんですが、まず諏訪之瀬島の公用車がトラブルにより利用できなくなったとの連絡を受けたことから、とありますけど、これは 11 月 3 日以前のことだとは思うんですけども、何日の段階で報告があったのか。

結局それ、その報告があった後、民間の車両を借り上げる、借りるということを、判断はどういった経緯の中でされたのか、先ほど説明の中で担当課長の方からは、今後こういった案件については、必ずその所属の課長の指示云々という話がありましたけど、この段階ではそういったことがなされたのかどうなのか。

それから、例えば他に、これまでの職員の出張等において、民間車両を借り上げる事例があったのかなかったのか。

それと、仮に借り上げた事例があったとした場合に、そういった際の借上料、使用料、そういったものが発生していたのかどうなのか。

それと、例えばその借り上げるにあたって、今回もそうなんですが、たまたま人身事故ではなかったという部分が一番の救いだと思うんですけども。

仮に人身事故等が発生した場合、そういった場合の保険の対応、そういったものについて、ちゃんとと考えた上で、民間車両の借り上げ等がなされているのかどうなのか、その点について伺いたい。

#### ○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

### ○地域振興課長(肥後亘君)

わかったのは多分前日だと思います。

それで本来であれば、そこで、しっかりと所属長もしくは総務課長の方に連絡があって、しかるべき指示を受けるべきだったと思います。

ただ、その事故をした職員がそういった認識がちょっと甘くて、報告がちょっと遅れたというような状況であります。

過去にそういう事例があったかということになれば、正直、車両がないときとか、そういうときに民宿が例えればもう港に車を置いてあるからそれに乗ってこいよというようなときで多分乗ったりするですね、ケースはあったのかなあと感じております。

それから、その時に金額が発生するかということなんですけれども、私が記憶してる中では、それを払ったというような記憶はないですけれども、例えばイベントとか、視察とかですね、そういうときに民宿等から借り上げるというようなケースで支払いをしているケースはあろうかと思います。

あと、保険の関係ですけれども、確かに今回人身事故がなくてよかったところなんですけれども、仮に人身事故等があった場合は、まずは本人が保険等に入っていれば、そこから、出さなければいけない、法律上ですね、そういった出さなければならない点がありまして、それでも足りない部分については行政の方でまた負担をしていくということになろうかと思います。

### ○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

### ○総務課長(村山勝洋君)

今、課長からあったように、信頼関係で乗ることはあっても、公務の上で必要なときっていうのは、基本的には公用車ということで決めております。

以前県議会の視察のときに、各島で大勢を運ばないといけなかったので、その時は借り上げということで、各島を短時間だったので、確か2,000円ずつで借り上げた経緯はあろうかと思います。

この職員がそういった民間に乗ったときの保険というのは、基本的に公用ではないです。

なので、個人の責任というものがつきまとうわけですけど、公用の場合、こういった形で、補償する賠償するといった形になるのが基本的な考え方です。

### ○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

### ○3番(田中秀治君)

確認ですけど、もうこれは修理は終わって、諏訪之瀬島に搬入はされているんですね。

### ○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

### ○地域振興課長(肥後亘君)

昨日時点で修理が終ったということは聞いております。

近く諏訪之瀬島に送るというような形になろうかと思います。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで、日程第8、報告第9号の損害賠償の額を定める件を終わります。

### △日程第9 報告第10号 契約の締結の件(切石港泊地災害復旧工事請負契約)

○議長(前田功一君)

日程第9、報告第10号、契約の締結の件切石港泊地災害復旧工事請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求める。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

報告10号は、令和4年9月18日から19日にかけて、接近した台風14号の影響によりまして、被災した切石港泊地施設の復旧工事につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分により契約を締結しましたので、同条第3項の規定により、これを報告して承認を求めるものでございます。

議案書1ページの中程から下の専決処分書をご覧ください。

専決処分事項1に示しておりますように、契約の目的は切石港泊地災害復旧工事の請負契約締結、契約の方法は指名競争入札で実施しております。

契約の金額は6,820万円。

契約の相手方は竹山建設株式会社です。

2の専決処分の理由でございますけれども、記載の通り、切石港の泊地埋立が発生しまして、安全な定期船接岸に影響が及ぶことから、泊地機能を回復するために早期の機能契約締結が必要であると判断して、専決で処分をしたものでございます。

2ページをご覧ください。

契約書の写しを添付しております。

契約締結日は中段以降にありますけれども、契約担当者印の上にありますように、令和4年11月24日に締結しております。

3ページをご覧ください。

入札執行結果表を添付しております。

入札執行は、総合評価方式で執行しております。

竹山建設株式会社の評価値が高く、落札決定しております。  
応札価格についても、他業者と比較し低価格となっております。  
工事内容を説明いたします。  
4 ページをお開きください。  
2 の表に記載の通り、浚渫面積 1 万 165 平米、浚渫量 1 万 362 立米の泊地浚渫工事です。  
5 ページの計画平面図をご覧ください。  
赤色で着色している区域が今回の浚渫工の範囲になります。  
赤色の着色の違いですけれども、図右上の凡例に示しております、濃い赤色が 1 メートル以上、  
淡い赤色が 0.5 メーター以上の 1 メーター未満、薄い色が 50 センチ未満の堆積が確認されてい  
る区域です。  
6 ページをお開きください。  
6 ページは泊地内の水深を示す図面を添付しております。  
各測点に、記載している数字がそれぞれ測点の水深になります。  
泊地内で最も浅い地点でございますけれども、図の中央部に青色で囲んでいる箇所で水深が  
マイナス 4.4 メートルとなっております。  
約 1.1 メートルの砂が堆積している状況です。  
7 ページは横断図を添付しておりますので、参考にご参照ください。  
契約工期につきましては、令和 5 年 1 月 31 日までとしております。  
泊地の早期の機能回復に努めて参ることとしております。以上で説明を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

#### ○5番(日高助廣君)

切石港のですね、埋そくの浚渫工事なんですけれども、切石港は頻繁にですね、このような事  
態が起こっておりますね。

今回は、災害復旧ということで国庫の方がですね、事業費は出ていますけれども、今後のです  
ね、対応策、何をやるべきかとも、もう災害が起きたらもう掘るしかないのか、防御策があるのか、そ  
こをちょっとお伺いします。

#### ○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

#### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

切石港は今 5 番議員がありましたように、2 年から 3 年に 1 度浚渫を繰り返しているような状況  
でございます。

今回は災害復旧事業、前回は国庫の防災安全交付金をいただいて、事業をしているところでございます。

この件につきましては、泊地の埋そくについてどのような対策をすればいいのかということにつきましても、村も平成 28 年には測量委託、これの解析をする測量委託の事業発注したり、また今回もですけれども、県の港湾課の方にも対応と一緒に助言をいただきたいということで、村長自ら伺いまして、いろいろ協議をしているところでございます。

最も良い案は、砂が堆積しない、侵入を防止するための対策が幾つか考えられているんすけれども、これをどうやって具体的に潮流の変化等、長い期間をかけて潮流の調査等を行うことが必要になるものですから、港の入口からの侵入と、また岸壁背後からの越波等による侵入を防ぐ、これらのこととを総合的に踏まえながら、今後の対策に取り組んでいきたいとは思っております。以上になります。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

もう何回も浸食等行ってるわけで、その原因というのは、わかってるんじゃないですか。

だから早急にですね、この原因とどうしたら砂が入らないかというのをですね、対応を決めて、県なり国とですね、協議を行ってもらいたい。

もうあんた 2 年も 3 年も何もしてないじゃないですか。

ですから、早急にやってくださいよ。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

5 番議員がおっしゃられますように、今後の対応について、また県とも協議を進めていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

2 番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

この前のテレビ会議の中で、この件について諏訪之瀬島の牧場地区に砂を土砂を廃棄したいという問題で、地元からちょっと、反対意見もあったようなんですが、この件については、まとまりついんでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今回の浚渫につきましては、約 1 万立米ということで、現状でまだ今、島内処分をしている場所に投入可能なものですから、測量の結果投入可能と判断したものですから、今回の分については、牧場内の投入は考えていないところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

昨年も約1万立米、1万6,000立米ぐらい浚渫して、今回も1万立米ということで、昨年も台風が起因した、また台風じゃなくて東風が起因した形で、港内が埋設した感じでした。

今回は台風14号で1万立米の砂がたまたまということで、これは明らかに、諏訪之瀬島の火山灰だらうと推測するわけですね。

今議員が言われますように、陸上部分に今土埋めしてるところも、ほぼ限界な状態なんです。

このことは県の土木部長にも私は話をする中で、とにかく海上投棄、海洋投棄を検討してくれと。

ところが環境省の方が国際条約の中で海洋投棄については、環境保全の関係からして認められないんだというのが今の方針らしいんですね。

ところが小宝島の浚渫においては、水中部分については海上投棄が認められたというようなことも事案も含めて、県の方の部長にも話をしている中で、部長もそういう事案があるのであれば、県としても関係者の方に何らかの対策がとれないものかをお話をしてみるとということで、一応話を進めているんですけども、まだ具体的に県の方はどうするということではないような感じがあるんですね。

この問題は、諏訪之瀬島の火山は、まだまだ今からも活発に動くだろうと思うんです。

そうすると、今回は国の災害財源で何とか乗り切りましたけれども、場合によっては来年も台風シーズンのときには、同じことを繰り返すことになるんじゃないのかということで、先週も土木部長と港湾課長と話をする際に、来年のことも含めて、何とかその県の方でも、知恵を貸してくれという話はしたんですけども、具体的にどうするということまではないんですが、土木の港湾課長の見解として、火山灰が影響するものであれば、その火山灰の方のこの港の東沖側の方に、何らかのほうの侵入防止堤を作る方法を考えるべきじゃないだろうかという話は伺ってますけども、具体的にはまだ、結論は出ていない状態です。

ただ、村としましても、今幸いなのは、諏訪之瀬島につきましては、定期船の方の運航に支障がない、裏の補完港の元浦港を使えるというのがあるから、何とか良いものの、これがもしなければ、住民生活、村民生活に大きな定期船の運行にも支障が出るということで懸念されるわけです。

陸上部分についても地元の方からもかなり反対という話も聞いていますので、村としては安易に陸上部分に処分するということは、住民に説明がつかないという状況に来てるんじゃないかなという気がします。

それからこれは最終的に抜本的にどういうふうにするかということは、村としてもその予算をある程度投入しなければならんじゃないかと思うんです。

当然海洋調査ですね、水流調査というものをして、どこにどういうようなものの壁を作ったときに、海流の流れがどうするかというようなもので調査を含めて財源のシミュレーションというのも、考える時期に来ているんじゃないだろうかなという気がします。

ただ村としてその財源問題を言えば、今、村は3港を重点的に港整備をしている中で、これま

でも何度も話をしている通り、年間の予算ベースを 7.5 億で進めている中で、仮にここを村が事業主体として進めるとなった場合には、さらに今の財源ベースを、今の 7.5 億をさらに 10 億というような形のものに引き上げていかないと、この港については、なかなか抜本的な改善はできないんじゃないだろうかなという気がします。

いずれにしましても、県の方にも村の職員の技術職員にもある程度限界があると。

だから県の方の知見を持った技術職の、意見も出して欲しいということまで県の方には一応助言を求めていますので、県としてもそこはまた村としても、県の方には再三、県の方からの支援も求めながら進めていければと思っています。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

今、元浦港を使っているんですけど、元浦港はこれからの季節風で高い波が来て、使えない確率が高くなると思うんですね。

今、切石港の浚渫 68 日間の工期になってるようですが、本當になるべく 1 日も早く、この工事を終わらせるように、元浦港の傾向がないように、そして住民生活に支障のないようにお願ひします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

受注者の方にも、今の現状は話し合いをしておりまして、まず早期の工事完成を図って欲しいということ。

第 2 点目が、元浦港が利用できなくて船が延期するようなことは、村は考えていないと。

その場合は切石港を使うということで話をしております、受注者もそれで対応できるという返事をもらってあります。

例えばんですけど、中之島から諏訪之瀬島に向かうときについているのは少し無理もあるかと思いますけれども、前日にわかる部分は対応するということで、打ち合わせ済みでございます。

いずれにしても、早期の回復をやるよう取り組んでいきたいと思います。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第9、報告第10号、契約の締結の件(切石港泊地災害復旧工事請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第9、報告第10号、契約の締結の件(切石港泊地災害復旧工事請負契約)は、原案の通り承認することに決定しました。

本日の会議時間は審議の都合によってあらかじめ延長します。

△日程第10 議案第94号 十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第10、議案第94号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第94号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について説明します。

今回の改正は、令和4年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与、及び鹿児島県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給与の適正化を図るために改正するものです。

19ページをお開きください。

まず人事院勧告について説明します。

四角の枠内にありますように、3年ぶりに月例給、ボーナスとともに引き上げられています。

月例給については、初任給及び若年層の俸給月額が引き上げられています。

大きな2番の①をご覧ください。

大卒程度の初任給を3,000円、高卒程度の初任給を4,000円引き上げ、20代半ばを中心

に30代半ばまでの職員の号俸を改定しています。

また、ボーナスは0.1ヶ月分の勤勉手当を引き上げるよう勧告されています。

22ページをお開きください。

次に、鹿児島県人事委員会について説明します。

国の人事院勧告同様の内容で、初任給及び若年層の給料月額の引き上げとボーナスの引き上げが勧告されました。

23ページの冒頭2番の(1)給料表では人事院勧告に準じて初任給を引き上げ、(2)の期末勤勉手当については、勤勉手当を0.1ヶ月分引き上げ、給料表は令和4年4月1日から、期末勤勉手当は令和4年12月1日から遡及して実施することとなっています。

7ページにお戻りください。

新旧対照表で説明します。

まず、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例では、議員の年間の期末手当の支給額を0.05ヶ月分引き上げるため、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に改め、令和4年4月1日から適用します。

8ページをお開きください。

前ページにおいて、12月の期末勤勉手当で0.05ヶ月分を引き上げたものを等分し、6月と12月に支給するそれぞれの期末手当の率を100分の165として、令和5年4月1日から施行します。

9ページの十島村村長等の給与等に関する条例では、議員の期末手当同様、今月の期末手当を0.05ヶ月分引き上げ、10ページでは令和5年度の期末手当を100分の165としています。

11ページをご覧ください。

十島村職員の給与に関する条例では、再任用職員以外の職員について、12月に支給する勤勉手当を0.1ヶ月分引き上げ、100分の105の率で支給することとし、同様に再任用職員は12月の勤勉手当を0.025ヶ月分引き上げ、100分の50の率で支給することとし、令和4年4月1日から適用します。

12ページをご覧ください。

前ページにおいて、12月の勤勉手当で0.1ヶ月分引き上げた再任用職員以外の職員の率を等分し、6月と12月に支給するそれぞれの勤勉手当の率を100分の100とし、再任用職員は以前独自に率を引き上げた経緯があったことから、国や他自治体との拮抗を踏まえ、率を合わせることとしたため、率を元に戻し、令和5年4月1日から施行します。

13ページをご覧ください。

十島村会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償等に関する条例では、給料及び報酬の算定基礎となる給料表が改正された場合の措置が記載されていなかったため、当該会計年度職員の当該年度の給料及び報酬の基礎となる給料表は、当該会計年度任用職員が採用された年度の初日のものによることとして、第4項を加え、公布の日から施行します。

15ページをご覧ください。

改正前の給料表との比較表です。

級ごとに左から現行、改正後、その差額となります、高卒の初任給は 1—5 で、改正後は現行の 4,000 円増の 15 万 5,000 円が給料月額となります。

年齢が高くなるにつれて号数及び級数が大きくなりますが、増加する額は抑制され、概ね 40 歳前後から職員のベースアップはゼロとなっています。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

会計年度任用職員の方々の休暇の関係についてちょっと確認なんですが、休暇等については通常、例えば有給休暇的な形のもの、そういうものを付与されているんですか、どうなんですか。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

会計年度職員の規則の中で、1 週間の日数に応じて区分されています。

6 月経過後から労基法に準じた日数というものが付与されることになっています。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

6 月経過後に付与されるということですけど、そういうふうに付与されるようになった場合、条件的に、それは各個人に対してあなたはこれだけの休暇日数ありますよというような形で、行政の方からお知らせする形っていうのはとられているのかどうなのか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

年度の任用、再度の任用の中の通知またはその任用するときの通知の中で、6 月経過後もしくはその人が来年もいるんだったら何日ありますよっていうのは記載してます。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今ちょっと伺ってるのは、実際、会計年度任用職員で働かれてる方から、その方を含めて複数、何人かいらっしゃるんですけど、私たちにそういう休暇は与えられているんですかねっていう、ちょっとその質問を受けたものですから、ちょっと私自身もわからなかったものですから。

契約書というか、取り決めを交わしますよね。

その中に謳われてませんかっていうことを一応伺つたら、よく書かれてないんですよねっていうふうにおっしゃったものですから。

だから、だったらちょっと聞いてみますっていうことで今質問させてもらったんですけど、なのでそこら辺がどうも、今記載されているのかどうかも含めて、私実際物を見ていないのでわからないんですけど。

その本人さんも十分自分自身の状況というのが理解できていない状況があるようなので、そこら辺もう少し丁寧に伝えていただければなと思っています。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

すいません。それはそうですね。

結局相談があった方にはお答えしているんですけど、最初の規則をつけています。

週に 15.5 時間だったら 2 日以内ですよとか、週に 5 日ですよ。

大体 5 日の方には最初でお送りしているんですけど、それに 2 日の方は勤務状況によって変わることです。

8 割以上出でないと付与されないとか、そういった場合がありますので、ケースバイケースで、一律にというのがないことになってます。

基本的に相談してくださいっていうまた文書を入れておきます。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 10、議案第 94 号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 10、議案第 94 号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

#### △日程第 11 発議第 5 号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定について

##### ○議長(前田功一君)

日程第 11、発議第 5 号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

会議規則第 38 条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、片平翔太君。

##### ○議会事務局書記(片平翔太君)

十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例。

議会議員の報酬の月額は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第 2 条別表第 1 の規定にかかわらず、同条の定める額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

付則この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### ○議長(前田功一君)

本件は会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

##### ○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、本件は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

##### ○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

##### ○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 11、発議第 5 号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 11、発議第 5 号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定については、原案の通り可決することに決定しました。

### △日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は午前 10 時にお集まりください。

### △散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

## 令和4年第4回（12月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

令和4年12月13日（火） 午前 午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件名	議決結果	議決番号
第 1	議案第100号	令和4年度十島村一般会計補正予算(第4号)		
第 2	議案第101号	令和4年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
第 3	議案第102号	令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)		
第 4	議案第103号	令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)		
第 5	議案第104号	令和4年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)		
第 6	議案第105号	令和4年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
第 7	議案第106号	令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第3号)		
		<全員協議会>		
		①第6次総合振興計画の進捗について		
		②デジタル化の推進について		
		③奄美群島振興開発特別措置法について		
		④村有地の処分について		
		⑤ななしま2の建造について		
		⑥鳥獣被害防止計画について		
		⑦簡易水道給水管切替工事について		
		⑧第8波感染状況と今後の感染対策について		
		⑨通年ノーネクタイの試行について		
		⑩としまの日」を定める条例の制定について		

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐 純 郎	君
2 番	岩 下 正 行	君
3 番	田 中 秀 治	君
4 番	日 高 久 志	君
5 番	日 高 助 廣	君
6 番	永 田 和 彦	君
7 番	坂 元 勇	君
8 番	前 田 功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後 正 司	君
副 村 長	福 澤 章 二	君
教 育 長	木 戸 浩	君
総 務 課 長	村 山 勝 洋	君
地 域 振 興 課 長	肥 後 亘	君
住 民 課 長	安 藤 巧	君
土 木 交 通 課 長	肥 後 勇 喜	君
教 育 総 務 課 長	安 藤 浩 樹	君
会 計 管 理 者	作 井 武 司	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記 片 平 翔 太 君

令和4年12月13日

△開議

○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程はお手元に配付しました議事日程表の通りといたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第1 議案第100号 令和4年度十島村一般会計補正予算(第4号)

○議長(前田功一君)

日程第1、議案第100号、令和4年度十島村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第100号、一般会計補正予算(第4号)について説明します。

本件は、事業の執行に伴う補正の他、国の補正に伴う地方交付税及び事業を追加しています。

国の補正に伴い追加増額する事業及び特定離島ふるさとおこしで追加要望している事業については、要望額で積み上げていますが、採択後3月の補正予算で調整することとしています。

議案第一条をご覧ください。

補正の額は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,406万2,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を 52 億 1,963 万 2,000 円といたします。

第 2 条では地方債を補正しています。

めくって 2 ページから第 1 表で、5 ページをお開きください。

地方債の補正です。

公共事業等債の港湾で 5,400 万、道路で 1,740 万円を追加して、借り入れ限度額の合計を 6 億 9,034 万 4,000 円といたします。

6 ページから、事項別明細で 8 ページをお開きください。

まず歳入から主なものについて説明します。

地方交付税では、留保分 2,936 万 5,000 円と、国の補正予算で追加された 1,723 万 1,000 円の計 4,659 万 6,000 円を追加しています。

国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金の生活保護費負担金は歳出増が見込まれるため、負担金 345 万 3,000 円を追加しています。

災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金では、単価の構成で増額した過年度中之島道路災害復旧費の負担金で 990 万円を追加しています。

国庫補助金の衛生費国庫補助金では、新型コロナワイルスワクチン接種のための補助金 332 万 8,000 円を追加しています。

土木費国庫補助金は国の補正に伴うもので、道路新設改良で 4,200 万、橋梁新設改良で 315 万、港湾改修事業費で 2 億 4,000 万をそれぞれ追加しています。

教育費国庫補助金の小学校費国庫補助金では、宝島学校の校舎及び屋内運動場の改修に伴う補助金 184 万円を追加しています。

県支出金県補助金の民生費県補助金では、口之島多世代交流触れ合いセンターの増額分の追加交付の採択を見込み、440 万 3,000 円を追加しています。

農林水産業費県補助金では、有人国境離島地域社会維持推進交付金の輸送コスト支援で、当初の内示で調整されていた分の交付分 318 万 2,000 円を追加しています。

土木費補助金の特定離島道路環境整備では、追加交付の採択を見込み 520 万円を追加しています。

住宅費県補助金では、新規住宅につなぐ光回線管路整備に関わる追加交付の採択を見込み 205 万円を追加しています。

10 ページをお開きください。

県委託金の総務費県委託金では、県議会議員選挙と参議院議員選挙が同時選挙であったことから、重複した予算を整理し、計 1,474 万 6,000 円を減額しています。

寄付金の一般寄付金企業版ふるさと寄付金は、昨年度の伸びから 1,000 万円を見込んでいましたが、本年度の額が 553 万円となったことから、残額を減額しています。

繰入金の基金繰入金渡船施設基金繰入金では、ななしま2の代替船建造に要する費用として 734 万 5,000 円を追加しています。

村債の公共事業等債では、国の補正に伴う補助事業の村負担分を記載することとし、港湾と

道路合わせて 7,140 万円を追加しています。

12 ページをお開きください。

歳出では人件費について、給与条例等の改正及び移動等に伴う予算の補正がある他、光熱費については電気料金の値上がりにより全般で予算を追加しています。

では、主なものについて説明します。

総務費の総務管理費、一般管理費の一般事務補助職員等給与費では、補助事業の対象となった経費もありましたことから、執行残を見込み 200 万円を減額しています。

13 ページのふるさと納税推進事業では、企業版ふるさと納税の額に合わせて歳出を調整しています。

財産管理費の財産管理一般経費では、奄美市の村有地の不動産鑑定評価委託料 36 万円を追加しています。

14 ページをお開きください。

デジタル化事業では、住民票や税の証明書等をコンビニで交付できるシステム導入に要する費用として 112 万 3,000 円を追加しています。

企画費の企画一般経費及び村政座談会費は、見込みを含め執行残を減額しています。

15 ページの代替高速船高速観光船建造費は、ななしま2の代替船の基本設計及び造船所等の調査に要する費用として 744 万 5,000 円を追加しています。

出張所費の集落支援費では、同職の任用を見込み、225 万 3,000 円を追加しています。

16 ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金では、コンビニ交付に要する運営負担金 12 万 4,000 円を追加しています。

選挙費はいずれも執行後の予算を整理しています。

18 ページをお開きください。

19 ページになりますが、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の介護事業所運営事業では、年度途中での収支状況に伴い、増額が必要となる見込み額 292 万 2,000 円を追加しています。

次の地域おこし協力隊高齢者支援では、不足している人員 1 名を補うもので、279 万 2,000 円を追加しています。

年度末の収支の状況に応じて介護事業所運営費を相殺することとしています。

20 ページをお開きください。

社会福祉施設費では、口之島多世代交流触れ合いセンターの設計見直しに伴う増額で、特定離島への追加要望額 637 万 8,000 円を追加しています。

21 ページの児童福祉費、児童措置費及び次の生活保護費扶助費は、ともに対象者の増加に伴う追加と前年度交付分の精算に伴う追加です。

衛生費の保健衛生費、予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、主に高齢者の 5 回目接種と乳幼児の接種に伴うもので、332 万 8,000 円を追加しています。

23 ページをご覧ください。

労働費、労働諸費の現業業務事業委託料では、これまでの実績に伴う不用見込額 589 万 1,000 円を減額しています。

24 ページをご覧ください。

農林水産事業費の農業費、農業振興費の農業振興一般経費では、モリンガの導入に関する経費として 85 万 4,000 円を追加しています。

地域おこし協力隊農業支援及び就業者育成事業については、実績に伴う不用額見込みとしてそれぞれ予算を減額しています。

産業振興支援事業では、重機導入で 1 件取り止めがあったため、300 万円を減額しています。

国境離島輸送コスト支援では、実績見込みに合わせて 170 万 4,000 円を追加しています。

26 ページをご覧ください。

水産業費の水産業振興費、地域おこし協力隊生産支援では、増員に伴い 147 万 9,000 円を追加しています。

商工費の商工業振興費では、本年 12 月までとしていた燃料費の 1 リットル当たり 17 円の支援を、来年 3 月まで継続するため、交付金 52 万円を追加しています。

観光費、観光一般経費の委託料では、宝島移住交流施設の改修に要する設計委託料 112 万円を追加しています。

28 ページをご覧ください。

ななしま運行費では、価格高騰により燃料費 218 万円を追加し、予定していたレーダーの修繕を検査工事費の中で行うこととして、修繕料 170 万 5,000 円を減額し、ななしま検査工事費では、船底の亀裂等からの水漏れに伴う臨時の修繕及びレーダーの修繕で、工事費 313 万 3,000 円を追加しています。

29 ページの土木費の道路橋梁費、道路新設改良費の補助道路新設改良費では、国の補正予算を活用する宝島前籠宝島港線の舗装延伸で、要望額 6,000 万円を追加しています。

特定離島道路環境整備では、追加要望している悪石島の道路整備で、要望額 650 万円を追加しています。

橋梁新設改良費では、国の補正予算を活用する中之島船寄橋の改修で要望額 450 万円を追加しています。

港湾費、港湾管理費の特定離島港湾施設管理費港湾施設整備では、車止めの整備延長を見直し、225 万円を減額しています。

30 ページをご覧ください。

補助港湾建設費では、国の補正予算を活用する東之浜港改修工事で、要望額 3 億円を追加しています。

31 ページの住宅費、住宅建設費の特定離島定住促進住宅では、宝島の住宅整備に伴う光回線用の管路整備で、追加要望額 256 万 3,000 円を追加しています。

33 ページをご覧ください。

教育費の小学校費、小学校建設費のへき地寄宿舎整備事業では、口之島寮、小宝島寮の備品等を整備する費用 645 万 7,000 円を追加しています。

学校校舎改修事業では、宝島学校の校舎及び屋内運動場改修のための設計費 552 万 2,000 円を追加しています。

36 ページをご覧ください。

災害復旧費の公共土木災害復旧費補助公共土木施設災害復旧費では、令和 2 年度に被災した中之島道路災害復旧工事の単価構成で 1,000 万円を追加しています。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

2 点伺います。

まず 15 ページですね。

15 ページの代替高速観光船建造費。

744 万 5,000 円で組んであるんですけども、最終的にですね、全工事費、見通しで結構なんですか程度必要なのか。大体で結構ですので、それをお伺いしたい。

それから 20 ページですね。

口之島の多世代交流センター整備、これはその避難所施設も兼務をされる建物なのかどうか。

それと場所はそれに適した場所？ そうであれば、それに適した場所であるのかどうか。

その 2 点をお伺いします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

大体とわれますと、大体がよくわからないんですけど、まず今回、基本設計に 654 万 5,000 円という数字が上がっています。

それでななしまを建造する額っていうのは、大体この規模のものだと 2 億 3,000 万円程度になるのかということは言われてはいますが、根拠はほぼない状態です。

今まで建造してきた同規模の船舶から、このぐらいなるんじゃないかっていうことを言われてはいます。

ただこの数字というのは、今まだ基本設計も何もできていないので、独り歩きしても困る数字でございます。

あと、管理業務の方で 700 万程度必要になってきます。以上です。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

続きまして、20 ページの口之島多世代交流センターの関係になります。

前後しますけど、まず場所ですけれども、これは口之島小学校中学校の敷地内になります。

避難所指定の方を受けるかどうかですけれども、造られて今後の避難計画の中で、指定される可能性もあるということで回答させてください。

○議長(前田功一君)

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

ななしまの建造の件ですけれども、財源ですね、これはどのような財源で今のところお考えなのかお伺いします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

今回この基本設計の額に渡船基金を崩しています。

多分管理の方も渡船基金を崩すことになるだろうと思います。

本体の方は、今のところ過疎債が候補に挙がっているところです。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

私は昨日の一般質問でも、農業振興がなされていないと言いましたが、24 ページの農業振興費、これが 685 万 8,000 円減額されています。

この内容を説明してください。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

農業振興一般経費の減額の件でございますけれども、主なところでいくと、地域おこし協力隊の関係が、人員の配置の関係で 154 万 8,000 円減額になっております。

それから、あとは主なものは、地域おこし協力隊の先ほど申し上げた部分と、あと就業者育成の関係で、特別交付税措置があるということで、就業者育成事業というよりは、地域おこし協力隊の方を今積極的に活用しているというような状況の中で、就業者支援事業の方を 600 万弱減額していると。

それから、産業振興支援の方で重機を個人に持たせようというようなことの中で、1 件 300 万程度の減額になっているというところです。以上でございます。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

農業振興費、農業振興にとって必要だと思って予算計上されているわけですね。

その中で減額されるっていうのは、もう少し努力をして欲しいと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

先ほど申しました通り、地域おこし協力隊とか就業者支援に関しては、あくまでも人が確保できなければ、なかなかそこの執行はままならないというようなところもありますので、うまくですね、予算編成をした後に、また4月当初からですね、うまくそういった人員とか、あと移住者の受け入れというものがうまくしっかりとできればいいんですけども、なかなかその辺のタイミングが合わないというようなこともあります。

ですから予算を無駄にしないようにはですね、しっかりと募集等かけながら、年度当初の方からうまく島に入ってきていただくというようなことは心がけていきたいと考えております。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確かに人材確保が難しいのは前々から言われているんですよね。

本当そこをしっかりと、募集をかけてはいるんでしょうけど、もう少し努力をして欲しいと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

令和3年度から一応対面の移住イベントにも参加をしているということで、今移住イベントの中で対面はすいません。

4年度からでございます、すいません失礼いたしました。

それで令和3年度以前に比べてですね、やはりそういう問い合わせというか、そういったところも増えてきてはおりますので、そういうところをうまく精査しながら、しっかりと島とマッチングできるような形で進めていきたいと考えております。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

29ページの道路環境整備悪石島道路工事一式となっていますが、どの路線をどの規模で行うのか、説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

この事業の概要をまず説明させていただきます。

当初の特定離島の予算要求では全島する予定でおりました。

一括して事業発注をしましたけれども、受注者がおらず、これを 3 工区に分けて発注しております。

その時に分割発注をしているものですから、諸経費一括で発注すると諸経費が安価になりますけれども、3 工区に分けて発注したものですから、その分諸経費が分かれしていくものですから、悪石島部分がやむを得ず外れて、追加要望している状況です。

路線については、座談会要望で予定がありました、まず海岸から上がる道路のところのガードレールだったり、あと座談会要望であった路肩が崩壊しかけている牧場に行くところですけれども、大峰の東の方に行く道路の舗装の打ち替えだったりとかを部分的にする予定であります。以上です。

ちょっと詳細については、事業費の関係もありまして、要望が満額つくと、一応要望いただいているところはある程度できるんですけれども、内示の方がまだはっきりわかってないものですから、今のところはそういったところを予定している状況です。

○議長(前田功一君)

田中秀治君の本件に関する質疑はすでに 3 回になりましたが、特に発言を許します。

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

23 ページの労働費、現業職の委託料が 549 万 1,000 円に減額なっているんですけど、委託の何ができなかつたのか説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

現業業務員の委託費の減でございますけれども、その要因の 1 つは、口之島の方の現業業務員がちょっとケガで 1 名、長期間就業をできなかったことが 1 つにあります。

それから、あと平島の方の現業職がいないということで、当初の段階では 4 月から入れるというような状況の方で予算は組んでおったんですけども、その平島の方が今月に入る予定になっていると、今月から就業する予定になっているというようなことで減額が発生している状況です。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

先ほど 20 ページのですね、口之島の多世代交流の件で、4 番議員の方から質疑がありましたけれども、これはあれでしょ、くちっこ園の代替施設でしょ。ですよね。

この名称は、この事業じゃないとできないということでいいですかね。

それと 15 ページですね。

15 ページの集落支援員のですね、報酬が上がっておりますけれども、以前も説明がありましたが、これは国からの事業で出るということで、出張所の職員に出しているということを聞いたんですが、それは全島の出張員に均等に配分するということですか。

もう 1 点、先ほどの 23 ページのですね、現業の労働費が減額ということで質問がありましたけれども、地域によってですね、労働力の差というのがあります。

確かにですね、本当に 4 人いるところ、2 名しかいないところ、差はありますけれども、そういう現業業務員の取り組む姿勢が大事だと私は思うんですよね。

ずっと私の地域を見ているんですけども、非常に道路の生活道路といいますかね、メインの林道の海岸から上がる道路、またヘリポートに行く道路は非常に荒れてます。

何をやっているんだろうかなといって、小さいミニバックホーも使っていなくて、使いなさいよということで使っていますが非常に効力が悪いと。

それで使役で島の方を雇って、それでもいいからやってくださいよということも助言はしました。

それにしてもですね、後の日数と効果が見えないのが現状なんですね。

高齢化ということで、非常にこの意欲もないのかなと思いますけれども、やはり現業の I ターン者を入れても私はいいと思うんですよね。

本当にこの意欲のない方は、もう遠慮してもらうというような感じでやってもらわないと、村も無駄な労働費を払っているわけですからね。

本当に対価と労働があればいいんですけど、やはり実態の検証も行ってしっかりと、皆さんを見ていてから、毎日ですね。

皆さん、地域のためになることですから、少しでも役に立てるような方向でやってもらったほうがいいと思います。以上お願ひします。

#### ○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

#### ○総務課長(村山勝洋君)

集落支援員の件についてお答えします。

集落支援員、9 月の協議会の中でお話した通りなんですが、あれは出張所長の収入の中に入るわけじゃないです。

新たに設ける職として、集落支援員を説明したつもりでございました。

集落支援員は新たに設けるものです。

特別交付税をその財源として、集落の機能を維持、活性化するための職で、実際勤務の状況については、今の出張所の補助員の延長といったところでイメージはいいかと思います。

集落機能を維持しながら高齢者等の相談等に応じたり、集落の点検をしたりするものです。

なので、対象者としては、今後新たに採用する I ターン者もしくは今既存の中で、その出張所の補助員としての勤務時間の実態が週 2 日を大きく超えるその補助員等の兼任というものを考えております。以上です。

#### ○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

補足しますけれども、議員の地元の関係を申し上げますとですね、この集落支援としまして、1ヶ月に多分1ターンされるだろうという方を、あっぽう家の支援、そして子育て支援施設の支援、それとその出張所の支援と、その3つの業務を担ってもらうという方向で、この集落支援員として発令するという方向になるんじゃないかなと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

現業業務の関係でございますけれども、確かに議員が言われるように、島によってですね、やっぱり何というか、進む島というか、進まない島というのがあるのは正直な実態なのかなあというところであります。

特に島を申し上げますと、中之島あたりについては、リーダーがやっぱりしっかりしておって、1週間、それからひと月なりのやっぱり計画を立てて、そこでやっぱりマネジメントしていくというようなことで、そういう計画づくりをして効率的にやっているのかなあというところがあります。

口之島に関してはですね、またその道路伐採等においてもまた重機の使い方の問題とか、あとはその道路伐採等も複数バラバラにやっているというようなケースも耳にするところがあります。

ですから、もうちょっと効率的にですね、やれるようなところはしっかりみんなで集中してやるとかですね、そういった対策が必要なのかなあと思っております。

それでその働く意欲という部分で、やはり村の方もできるだけ20日以上の就業というようなことで、通知をしているところなんですけれども、島によっては出張所の補助員とかですね、そういったのを兼務しているところも諏訪之瀬島とか口之島等はありますので、一概には言えませんけれども、多い島だと29日ぐらいひと月に働いているような島もあります。

そういった中で、もう一度改めてですね、その辺は最初の契約、それから誓約書をとっておりますので、そういった点を踏まえて改めてちょっと通知をして、作業についてはもうちょっと効率的にやるような形での指示、後は計画的にやるような形での指示をしていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

集落支援員の件につきましては、以前は払ってはいなかつたんですよね。

発生は無かつたってことですね。

なんか出張所長に払っているようなことを聞いたんですけど、無いわけですよね。

また1月から口之島の方に1ターン者が来るということで、楽しみにしてるようになってるんですけども、もう10月に入るということ待っておったのが、1月ということになるんですけども、ぜひ働きやすい環境で定住ができるように、地域の方でもフォローはしたいと思いますので、是非とも良い制度でありますから、活用していただきたいと思います。

現業の件ですけれども、私はね、もう、今のメンバーではなかなか何言っても効き目がないんですよ、本当に。

言うことを聞かない、はっきり言って。言うことを聞かないんですよ。

だから、村からの指示がないと動かないというような状況。

自分たちで提案ができないんですよ。

ですから、もう少しこう、メンバーの構成もですね、しっかりした対応ができる人材でないと、できないと思いますけどね。

それから、若い1ターン者でも良いんですよ。

入れ替えた方が私は申し訳ないけど、もう入れ替えたほうがいいと思います。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

すみません、少し勘違いがあったみたいで、出張所長の報酬というのは、決まった額で支払っています。

ただその財源の中に、週2回の公文配達の、ところをその集落点検というところに位置付けて、特別交付税の基礎にしているものですから、その説明で多分、その行き違いがあったんじゃないかなと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

その人員の配置の関係は、人事というかナイーブな問題もありますので、実績やらですね、状況をしっかり把握した上で、また判断をさせていただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

現業の取り扱いなんですけれども、人が足りない場合は使役でできるんですよね、これね、できますから、もう私はね、もうイチから言ってるんですよ。

足らないときには頼みなさいと。

それでは、日当でね。3日間だったら3日間でもいいから、いいですよ、言うたらそのなかなかそうじゃなくて、最近ですよ。

女性の方をですね、頼んでいるようですけれども、私はもう、かねてから言っていました。

だけど、そうそういうのがやっぱりやってもらわないと、はかどりませんよ。本当に。

婚活があるということで、フリイ岳も自治会の方でやりましたよ。

2日で終わりましたよ。伐採と後始末をですね。

ですから、やればできるんですから、だからやる気の問題ですよ。

そこはやっぱり指導して、もう少し厳しさがあったほうがいいと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

特に口之島、中之島は、島が大きいこともありますけれども、4名を配置をしているというところでありまして、現業務員が1人とかですね、いない島もあります。

そういったところに関しては応援をもらわないと、なかなかうまく回らないというところもあって、現業務員以外の人材をちょっと活用しているというところもあります。

先ほども申しました通り、もう少し効率的に、それから意欲を持ってやれば、ある程度できていくではないかなと思います。

ただどうしてもイベントとかですね、どうしても人手がやっぱり少ない時期もあろうかと思います。

そういったところはちょっとサポートしてもらってもいいのかなと思いますけれども、ただ、4名という人材が、少ない島は1名しかいないわけですので、その4名をうまくやっぱり効率的に使ってやっていくというのが本来の筋ではないかなと思っております。

○議長(前田功一君)

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

先ほどから現業務員の議題が上がっておるんですけども、私の島のことはよく理解できるんですけども、各島の実態なんですけれども、なんて言いますかね、命令系統というか指示系統はどのような実態になっているのか。

要は1年間の仕事があって、あと毎月の仕事が、で、1週間の仕事があって、それを誰が総合的に把握して管理して指示を出しているのか。

各島それがあろうかと理解しておるんですけども、そこら辺の説明を求めます。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

現業職の指揮命令系統についてはですね、指揮者というのはもう出張所長というような形になります。

その下に各島の現業務員の中でリーダーというものを配置しておりますので、毎朝そこで朝礼等を行って、1週間、ひと月なりの業務をこういうことをやっていきますというようなことをちょっと決めていただいて、その上でまた出張所長と連絡を取り合っていくということでございます。

最終的には指揮については、出張所長が指揮者だということでございます。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

一番、土岐純郎君。

○1番(土岐純郎君)

15ページの中之島の海岸線船寄橋の件についてちょっとお伺いします。

自分が鹿児島に上がってくる前に、工事関係者の方が測量というか、橋のところの欄干だけを変えるのか、それともあそこの橋は、ちょっと手前と奥の道路より狭いような感じがするので、この金額では多分橋は替えるまでの金額ではないと思うんですけど、今回は欄干だけをやるっていう認識でよろしいんでしょうかね。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

現在発注分の工事では、今おっしゃられたように高欄だけを変える工事になります。

先ほど総務課長の説明でもありましたけれども、道路橋梁費、予算書の 29 ページですけれども、道路橋梁新設改良費で国に 450 万円予算を要求しております。

今年度は 2 工区発注しております、今は上の方で、それよりも以前に下の方を、橋の下の方を発注しております、ここの追加要望の 450 万円につきましては、高欄の終わらなかった、高欄は全部終わるんですけども、橋の継ぎ目の目地の補修であったりとかということで、ここの道路橋梁にかかる部分は、補修工事ととらえていただければ結構です。

道路幅員を広げるようなことではなくて、今ある橋の補修になります。以上です。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

14 ページのデジタル化事業で、コンビニ交付導入委託とありますけれども、私の聞き漏れかもしれないが、これはマイナンバーカードを使って、例えば印鑑証明書みたいなのがコンビニ交付できるようにするっていう意味なのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

まさにその通りでございます。

マイナンバーカードでプリンターみたいな機械がありますので、そちらでマイナンバーカードを置く場所があります。

そこでコンビニ交付っていうのができるということになります。

○議長(前田功一君)

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

コンビニはできて、郵便局とか出張所じゃできないのかと言う疑問が起きますが、その辺はどうなんでしょう、将来的に。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

## ○総務課長(村山勝洋君)

コンビニ交付と同時期、コンビニ交付より少し遅れてから、郵便局の仕組みっていうのはあるんです。

ただ、郵便局に多額の委託料を払わないといけないと、あと機械を買わないといけないっていうものがあります。

それと合わせて、そこが必要なのかということと、あと簡易郵便局でもできないのかっていう問題があって、簡易郵便局はできません。

なので今、直営の郵便局で窓口事務っていうのを委託できる仕組みはあるんですけど、少し金額等とメリットが合わないのかなと思っています。

カードでできる仕組みっていうのを今自治体が始まっています。

書かない窓口っていうものが、北海道の方であったり、中国の方であったりしますが、その仕組みについて、今後いろんなことを、金額は幾らかかるのかとか、うちに入れた場合の体制とかっていうのは研究してみたいっていうのは思っているところです。

まだそのやるやらないっていうのをいえるまでに、まだ検討が進んでおりません。

## ○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

## ○6番(永田和彦君)

予算書のほうでいきます、ペーパーの方で。

13ページの会計管理費の中で、初めて出た項目だと思うんですけど、簡易郵便局の欠損補填金1,000円ということで上がってますけど、これどういったものなのか伺いたい。

それと15ページ、出張所管理費の中のプロア修繕。

プロア、トイレのプロアなのかなと思ったりもするんですけども、具体的にプロワ、何を指しているのか。

それと9万9,000円と修繕料として割と高めかなと思うんですが、修繕と新規の入れ替えと、価格的にどの程度違って、修繕という対応になったのか伺いたい。

それと24ページのモリンガの導入事業の関係でちょっと伺いたいんですが、今後の展開の中でどういうふうに考えておられるのかちょっと確認をしたいんですが。

9月議会の際に、開発センター指定管理者という立場で、開発センターの実習室の方に乾燥施設等を、導入を今後考えていきたいということでちょっと相談を受けたんですが、その考えについては、今後具体的に例えば当初予算等で予算化していくのかどうなのか。

というのが、先般の島内でのモリンガ栽培についての説明会の中では、基本的に鹿児島に上げて、お茶の製造工場の製造ラインを使って粉末乾燥それから粉末までするんだというような説明を伺ったんですが、村として独自でやはりそういう乾燥粉碎施設等を整備していく考え方には変わりがないのか伺いたい。

それから30ページ、住宅管理費の中の給湯器8台、これ具体的に村営住宅に新規で設置するものなのか、それとも入れ替えなのかどうなのか伺いたい。

それと給湯器関係についてはかなり今入手が困難という話で、テレビ等でも取り上げられていますけど、購入について、部品の一応おさえというかそういうことがもうできているのかどうなのか。

それと 31 ページ、消防防災の関係。

三級陸上特殊無線技師、これは今回手数料ということですけれど、具体的にこれ、何のための技師の免許というか、その関係だと思うんですが、具体的にどういった形で活用されているのか伺いたい。

それと 35 ページ、東区の住民センターのセンターブロア、先ほどの出張所と同じ考え方で、修繕ということですけれども、入れ替え等ではなく修繕で対応が可能なのか、その点について伺いたい。以上です。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

まず総務課から、簡易郵便局の件です。

簡易郵便局の件はこれ、今回の件は切手の貼り間違いということで、その差額のものです。

以前もそのつり銭の間違いというもので、この項目で挙げたことがあったかと思います。

あとブロアについては、トイレのもので新替えのもので、その業者さんが持って帰ってきて、それを処理できるかどうかっていうのは後でになります。

とりあえず新替えして、後でその使えるものは使うんですけど、あんまり使えることはないですね。

あと消防の三級特殊無線の免許ですけど、これは防災無線の資格になります。

あと総務課で、前は数名いたんですけど、私 1 人になったものですから、今の危機管理の職員をプラスということにしております。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

先ほどのモリンガの関係でございますけれども、来年度につきましては、一応ソフトの事業というような形で、商品開発に向けたソフト事業とか、あとは圃場整備も含めた、そういう形になっていくかと思います。

相談があった業者の方とは、定期的に中身は詰めていっているような状況ですけれども、まず運送の関係も含めて、じゃあ場所をそういう整備箇所をどうするのか、それからあとは費用的な問題、かなりの高額な設備になっていくというようなこともありますし、島に設置する方ほうが効率的がいいのか、それともそういう形で、島から搬出していく、こっちで加工していくというような方が効率的なのかも含めて、今議論をしている最中でございます。

それから住宅費の公有財産の給湯器の関係ですけれども、基本的に今住んでいる方々の部分が故障をして、入れ替えるというようなことでございます。

たまたまそこに建設業者さんとか、そういう方々が島にいる場合はですね、すぐにどこが悪いとか、そういう形で「幾らぐらいですよ」というような形で教えてもらえるので、そういうことでできるのであれ

ば、安くで済むのであれば修繕というような形にしているんですけども、なかなか業者さんが島にいないというようなことで、電話口でのやりとりとかですね、そういうことになると、なかなか時間がかなり経過して、もう長いときでいくと 2 週間とか 20 日ぐらいもかかってしまうというようなこともありますし、住んでいる人たちの衛生面をちょっと考えると、入れ替えというような形で進めているのもあるということです。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

そのモリンガのこの導入事業の関係ですけれども、確かに当初はですね、地元の方でもそういう乾燥施設等を整備した上で、十島村の产品という形で動こうとしたわけですが、まずそのどの程度できるのかということから入っていかないとですね、機器の方まで一緒に整備するというのはちょっと危険行為だと思っているところなんです。

当初、議会に説明した時点では、中之島に他のモリンガも集めて、中之島の開発センターでやつたらという話があるわけですが、ただ口之島でモリンガの実証をする中で、鹿児島に持ってくる中で、やっぱり製品が大分痛む感じがあるんですね。

そのことを考えた場合には、生産されているモリンガを作っているそこの地に、そういうような乾燥施設というものを整備すべきじゃないだろうかというふうに考えていくべきじゃないかと思ってます。

まず来年度は希望するそれぞれ島にモリンガづくりをして、そしてその製品を鹿児島の方に上げて、そこで乾燥させると。

それで十島村でも、このモリンガは実際にいけるというようなものができた時点で、それぞれの島に乾燥施設を整備するという方向に持っていくべきじゃないだろうかということで、担当課には指示しているところです。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

東区の住民センターのプロアの質問でございますが、考え方としては総務課長と同様であります、一応修繕の方で 3 万 3,000 円組んでおります。

一応業者の方に見てもらって、対応が難しいということであれば、新規に替えるというようなことになっていくかと思います。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

先ほどの給湯器の関係ですけど、とりあえず今回 8 台ということでなってますけど、その他に今入居しておられる住宅については、そういった不具合は現時点ではないということで整理がついているというふうに捉えて良いんですね。

村営住宅については、すべて給湯器等は配置されてるのかどうなのか、ちょっとその点について伺

いたい。

とりあえずそれと、モリンガについては先ほど村長の方の追加の説明ありましたけど、私もやはりある程度生産の基盤ができて、量がちゃんととれるんだというものまでいった上で整備っていう方向でないと、本当整備した後に、結局駄目だったじゃ無駄金になってしまふので、そこはやはりある程度、生産体制が整った中で進めていただければと、私もそのように考えますので、そのような中で進めていただければと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

先ほどの給湯器の関係は、基本的に一つの形でやっているというようなことだらうと思います。

ただ中之島等については、また温泉がある関係で、やっぱりついていても使わないケースとかというのもあります。

そういう形で、たまには動かすとかですね、そういう形をしていかないと機械ですので、ちょっと壊れていくというようなことで、その辺はまた周知をしていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

副村長、福澤章二君。

○副村長(福澤章二君)

先ほどのモリンガの件でちょっと追加いたしますけれども、来年の春から新しく植え付けを始めるということになりますが、来年でき上がったモリンガはどうするのかということですけども、これを先ほどおっしゃいましたように、お茶の業者さんが 5 年度の分については、鹿児島本土に上げて、乾燥して粉末までお茶のシステムを使ってやってみるということです。

それでどんな機械を入れるのかということですね、まだ非常に今検討しているところで、大きくはですね、乾燥する工程と粉末にする工程が 2 つあるんですけども、例えばこの乾燥をする工程で、機械によってはただ単に乾燥するやつと、それからモリンガの葉っぱから水分を抽出する。

その抽出した水分は化粧水とかいうことも可能であるということで、その辺のことから、どういった機械を選定して、どういった商品戦略を組むのかということ、令和 5 年度 1 年間を通して検討した上で、令和 6 年度、村が事業主体となってやる事業ばかりではなくて、民間の方にも国が直接事業興しのためにする制度もございますので、どんな制度を使っていくのかというのもまた検討の対象になってくるかと思います。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

先ほどの給湯器の関係ですけど、私、台所で使う一般的な給湯器かなというふうにちょっと思ってたんですけど、ちょっと課長の説明だと、むしろお風呂用の方がメインになる給湯器ということですね。

であれば、逆に台所用の給湯器っていうのは村営住宅の方には整備がされてないんですかね。

その点をちょっと確認したいんですけど。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

台所用のやつはあると思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

ちょっと1件だけ確認させてください。

そのボイラーの件ですが、長いこと住んでいる人は、自分たちの負担だというのを聞いたんですが、故障したら、村が責任を持って取りかえているんですか。そのところを確認したい。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

ボイラー自体は公有財産になっておりますので、当然村のほうで修繕をするというような形です。

その件はちょっと1回確認をさせてください。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第1、議案第100号、令和4年度十島村一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第1、議案第100号、令和4年度十島村一般会計補正予算(第4号)は原案

の通り可決することに決定しました。

これよりしばらく休憩いたします。

11時20分にお集まりください。

## 休憩

### ○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長、肥後亘君。

### ○地域振興課長(肥後亘君)

すみません。

先ほどの住宅の関係の質疑の中で、1件、私の答弁の誤りがございましたので訂正してお詫びいたします。

村営住宅に関してですけれども、給湯器とそれから電気、洗面化粧台浴槽とかですね、衛生器具に関する部分に関しては、初回1回目に限り村が負担をすると、それ以後については入居者負担になるということでご訂正してお詫びいたします。

## △日程第2 議案第101号 令和4年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

### ○議長(前田功一君)

日程第2、議案第101号、令和4年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

### ○住民課長(安藤巧君)

それでは、議案101号、十島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,258万2,000円を増額し、歳入歳出とともに1億7,276万2,000円とするものです。

2ページと3ページに款ごと、または事項別明細書を記載しております。

3ページの事項別明細書をご覧ください。

それでは、主な歳入から主な事項について説明いたします。

款の 1 になります。

国民健康保険税について 356 万 2,000 円増額計上いたします。

これは不確定に伴う現年度課税分の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれについて、合計 336 万 9,000 円増額するものです。

増額の要因は、所得増によるもので、新型コロナウイルス関連の給付金によるものと思われます。

現年度分に加えまして、前年度以前の滞納繰越分 19 万 3,000 円を計上します。

これらの内訳は、4 ページをご覧ください。

款の第 6 になります県支出金で、29 万 1,000 円を計上いたします。

県補助金の保険者努力支援分の国保総合健康づくり支援事業に係ります、21 万 4,000 円と特別調整交付金の 7 万 7,000 円になります。

款の 10、繰入金で 29 万 3,000 円を減額します。

保険基盤安定繰入金は 4 万 7,000 円の増額を見込んでいますが、一般会計からの繰り入れについて人件費充当分の 34 万円を減額します。

款の 11、繰越の方は 901 万 2,000 円を増額します。

続きまして、歳出の主な事項について説明いたします。

款の 1、総務費は 14 万 5,000 円の減額です。

国保データベースシステムの改修費の 16 万 5,000 円や国保連合会負担金について 3 万円の増額がありますが、職員手当の減額が上回るものです。

款の 4、保険給付費の方は 7 万 7,000 円を増額計上します。

これは新型コロナ感染による傷病手当金です。

款の 7、保健事業費は 21 万 4,000 円の増額です。

主な点は、人間ドック事業費の補助費 7 万円増と、国保総合健康づくり事業費の共済費 15 万円の増額です。

款の 9 で基金積立金は、511 万 9,000 円を増額します。

令和 3 年度の余剰分について、同額の基金積み立てを予定します。

款の 11、諸支出金のほうで 731 万 7,000 円の増額です。

令和 3 年度の保険給付費等交付金の実績確定に伴う償還金になります。

以上で説明を終わります。

## ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

## ○6番(永田和彦君)

この 6 ページの歳出の中の傷病手当、コロナ罹患に伴う傷病手当ということで 7 万 7,000 円ということですけれども、もう少しこれ具体的に内容を伺いたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

この傷病手当の方ですね、元来国民健康保険の方にはなかったものです。

新型コロナウイルスの感染の部分になりまして、サラリーマンの給与体系の方々に、特例で支出をさせていただくものでして、今回ここに計上させていただいているものはですね、お1人対象者になります。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今の説明の中で、対象の方、お1人サラリーマンの方という説明でしたけれども、サラリーマンの方は基本的に国保の対象者ではないんですね。

通常、自営業者とかそういった方が国保の加入者、サラリーマンはまた別ですよね、確か。

こここの分類、保険の分類の中では、そういった中でサラリーマンの方が対象になるというのは特例というかそういったことなんでしょうけど、その点について再度説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

ちょっと説明の方がですね、つたなかつたと今発言した後にちょっと感じまして、議員おっしゃる通り、普通サラリーマンであれば社会保険の方になりますけれども、国民健康保険の関係で、例えば、この場合ですと、現業の従事者の方で、まだ国民健康保険の方に加入されてるような場合、ちょっといろいろシチュエーションあると思うんですけど、この今の支出を予定しているこの事例が一番わかりやすいかなと思いますので、ある意味そういった月の大体の稼ぎがですね、他のところからこう出でるというような形ですね、対象者が支給になりますということに付け加えさせてください。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

同じく6ページにですね、人間ドックの事業費が7万円ほど補正が上がっておりますけれども、希望者が多くなつたんだと思いますけれども、昨年度と比べてですね、何人ほど多くなつたのか、わからればお答えください。後でもいいですけど。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

ちょっと具体的ですね、3年度の実績が定期監査資料のところで打ち込んでいるんですけど

も、ちょっとごめんなさい、資料の方を持ち合わせておらずに、ちょっと頭の中もちょっと数字的にはで  
すね、確か昨年 1 名だったような、1~2 名ぐらいの感覚です。

今回のこの分につきましては、国民健康保険の前期高齢者の部分までが含めまして、増額し  
ているということで、その規模の方々、昨年よりかは多いという、大ざっぱですけど、そういう認識でお  
ります。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 2、議案第 101 号、令和 4 年度十島村国民健康保険特別会計  
補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 2、議案第 101 号、令和 4 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第  
1 号)は、原案の通り可決することに決定しました。

### △日程第3 議案第102号 令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)

#### ○議長(前田功一君)

日程第3、議案第102号、令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

#### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明をさせていただきます。

今回の補正の主な理由でございますけれども、歳入では手荷物増加に伴う収入増加が見込まれる他、歳出での燃料費増額等の財源調整により補正をする必要が生じたことです。

歳出では、運用費用におきまして、燃料価格の高騰継続に伴う燃料費の増額や、営業費用において、令和3年度消費税申告確定や電気料金の料金高騰に伴う光熱費の増額と一部予算増額等を行っています。

それでは第一条をご覧ください。

補正予算第2号は、歳入歳出それぞれを2,593万1,000円増額しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ14億4,340万7,000円とするものでございます。

歳入から説明します。

2ページ3ページを飛ばしまして、4ページをお開きください。

運行収益手荷物運賃では、手荷物増加に伴いまして40万円を増額しております。

県支出金、県補助金、離島航路県補助金は財源調整のため、5,720万7,000円を減額しているものでございます。

国境離島補助金は、トカラツーリズム事業のボゼツアーの事業終了に伴いまして精算を行いまして、213万6,000円を減額しております。

繰越金、繰越金、前年度純繰越金は決算確定に伴いまして、8,437万4,000円を計上しております。

5ページをご覧ください。

運用費用手荷物取扱費、手荷物取扱費では、手荷物増加に伴う鹿児島代理店取扱費13万9,000円、各島荷役組合手数料9万5,000円を、増額しております。

運用費用、貨物費、貨物賦金につきましては、名瀬港からの貨物物資の輸送量の増加に伴いまして、12万円を増額しております。

運用費用、燃料費用、燃料潤滑油費、燃料潤滑油費は燃料単価の高騰が続いておりまして、不足見込み1,831万1,000円を増額しております。

運行費用、船費、船員費については、年度末までの見込み額に応じまして、手当や保険料について予算の整理を行っております。

6 ページをお開きください。

運行費用、船費、負担金、補助及び交付金では、船員旅費 19 万 7,000 円と負担金 5 万 1,000 円を計上しております。

これにつきましては、定年によります有資格者の退職等が見込まれておりますが、今後免許取得者の減少が続くために、上級海技師免許取得のための研修費、研修費用補助の特別研修要綱を定めましたことから、年度内に 1 名の船員を特別研修へ参加させることとしているものでございます。

営業費用、税金、消費税では、例年令和 3 年度消費税申告額確定に伴いまして修正申告を行い 732 万円を増額しております。

7 ページをご覧ください。

営業費用、航路附属施設、航路附属施設では電気料金の高騰に伴いまして、不足が見込まれる 65 万 1,000 円を増額しております。

営業費用、店費につきましては、船員費同様手当の整理を行っております。

営業費用、店費、委託料では、有人国境離島トカラツーリズムの事業が完了したため、予算の整理を行いまして、64 万 6,000 円を減額しております。以上で説明を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

#### ○7番(坂元勇君)

手荷物増加による増額、或いは貨物増による増額という項目がありますけれども、これはコロナ禍で減っていたものが増額したものなのか、それ或いはコロナ禍以前の水準まで戻ったような形なのかを伺います。

もう 1 つ、燃料高騰による増額と、これはリッター当たり幾らぐらいがどのくらい値上がりしたのか、その辺を伺います。

#### ○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

#### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

現在の貨物の輸送量の状況でございます。

手荷物につきましては、前年度と比較しますと、増になっている状況です。

約 2 倍まではいきませんけれども、1.7 倍ぐらいにはなっている状況です。

ただ、コロナ前の平成 30 年度と比べると 3 分の 2 程度と、まだ手荷物はそういった状況でございます。

参考までにですけれども、自動車等につきましては、ご承知の通りもうほとんど満杯状態が続しております、大きな貨物については横ばい状況が続いているような状況です。

燃料費の状況ですけれども、燃料費は当初予算では 85 円程度を見込んでいるところです。

現在は年度当初は 85 円程度の見込みをしているところでございますけれども、現在のところは若干下げ気味ではございますけれども、年度途中が約 90 円。

若干下がり気味で 85 円には近づいているところでございます。

現在が 88 円が平均ぐらいの形になっております。以上です。

○議長(前田功一君)

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

車の予約が取れないとか、今指定寝台も上の段も使用している状況のようですが、今乗客はどのくらいまで今戻してますか、制限は。伺います。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

令和 3 年度と比べますと約 1.2 倍ほど 1.3 倍弱ぐらいには増えてます。

9 月までの累計で申し上げますけれども、令和 3 年だと 4 月から 9 月までが 6,900、約 7,000 人です。

それが令和 4 年度は、8,700 人ということで、千人程度は多くなっている状況です。

ただ、平成 30 年度と比べますと、平成 3 年度は 1 万 2,000 人ぐらいということで、まだまだ平成 30 年度並みには追いついていないというような状況です。以上です。

6 月議会だったと思います。

協議会で申し合わせ事項をしまして、今定員は 100…すいません。

ちょっと具体的には今忘れましたけれども、通常の人数制限まで戻しているところでございます。

臨時席等を除いて、通常の分まで戻しております。

○議長(前田功一君)

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

先日の上り便で、サロンが臨時席となってやっていたんですが、レストランは 4 人がけが以前だったら 2 人だけしか座れない状態がもう元に戻っていたんですが、そのレストランまで臨時席になるようなところまでは戻してないってことですか。わかりました。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今回鹿児島に上がってくるにあたって、船内でちょっと気づいた点として、ドック明けすぐの航海だったんですけども、指定寝台のまず時計の電池が切れて動いてないと。

ドック明けなのになと思いながら感じるところでした。

やはりそういったところまでやっぱり気配り目配りをして欲しいなというふうに思うところでした。

それとあわせて男性トイレの個室の、便座を拭くためのアルコール除菌消毒のがありますよね。

あれも液切れが起きていると。

やはり今、個室を使うにあたっては、やはりそういったことを皆さん神経を使われていると思いますので、やはり、消毒用のそういったものが切れているっていうのは、やっぱりどうしてちょっと嫌だなっていう、やはり普段以上にやっぱり敏感になっているところだと思うので、そういったところまで常に目配りをしていただきたいなと思うところです。

それとあとですね、先般、振興計画の話は島内でするにあたって、住民の方から、今回みしま便に初めて乗ったという方の意見として、やはりみしまの事務部の方々のボーアイさんたちの対応がものすごくいいと。

としまのボーアイさんに比べてと。

やはり船に乗って、としまの一番の入口のところで、やはりそこの接遇の部分で明らかにこれは差があるよという意見をいただきました。

外部委託の部分でなかなか難しいところもあるのも十分承知していますけど、やはりそこについては、やはり請負っておられる会社の方とも、やはり意見交換の中で、職員の方の接遇の面については、改善していただければなと思うところです。

それとあと、村の直接の関係ではないんですけども、海岸倉庫のシャッターが今、片方壊れて空かない状態ですと荷役作業されていますけど、実際、私の妻も港まで荷物を持って行った際に、荷物が多いと中まで乗り込んで、車から荷物をおろして、バックでしか出れない。

そうすると荷物繁忙期で多いと、後ろに車が数台並んでたりすることで、非常に怖い思いをすると。

やがて事故が起きるんじゃないのというのをいつも言っています。

県の管理の部分で、なかなか工事が進まないという部分も確かにそこの実態は理解をしますけれども、やはりそういった対応が遅ければ、もちろんそれ致し方ないんですけども、事故を起こさないための対応、例えばそこに1人作業員の方、混んできたときには誘導する方についてもらうとかですね、といった形をしないと、事故が起きてからは遅いと思いますので、そこまでやはり対応していただければなと思うところです。

#### ○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

#### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

指定寝台の時計の件や消毒用アルコール等、乗船される方にはすごい不快な思いをされていると思います。

この部分は指導を徹底したいと思います。

それと2番目にいただきました接遇関係ですけれども、これにつきましてもですね、今最初の時計とアルコールにつきましても、ご指摘をいただいたらもうその日のうちに必ず当室長の方で、乗組

員には指導しています。

必ず今は本社まで相談をして、改めていただくように協議をしているところでございます。

本日いただいたご指摘にも、いただいた件についても同様に取り扱って、その都度改善に努めていきたいと思います。

海岸倉庫のシャッターの部分は、非常にご迷惑をかけて大変申し訳ないと思っております。

不具合が出たときに、振興局の方には状況説明をして、何とかうちの利便性を考えてやっていただきたいという申し入れはしているところでございます。

誘導員の件につきましては、どのように取り扱っていけば…そうとはいえ早めにですね、すぐすぐ、とりあえずの分は今委託している業者にお願いをしてやる、場合によっては、県にも相談を持ちかけるなどの対応をとっていきたいと思います。

シャッターの補修期間ですけれども、今年度事業では県の方が予算確保に至っていないということで、事業費が約 2000 万を超えるような、事業費になるということで、今年度は無理で来年度に向けて予算確保に努めていただきたいということで話をしているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

6 番議員さんも言われていましたが、住民から切符購入窓口と荷物受け付けの対応が本当にまずいっていう苦情が出ていますので、その辺をしっかりと指導お願いします。

それと、2 階施設のテレビのチャンネルが前から 1 台ありませんよね。

その辺、ちゃんと確認をしておいてください。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今、ただいまご指摘いただいた陸上部分の事務委託について、業務委託につきましても、今ご指摘をいただいたことを委託会社と協議を進めて改善に努めていきたいと思います。

テレビの件につきましても、本日早々に確認を取ります。

なければ、できるだけ早いときに対応するようにいたします。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

鹿児島の待合所、荷さばき場の害獣対策につきまして要請を行います。

住民の方からですね、鹿児島から荷物が送ってきましたよと、開けてみたら、穴があけられてかじられていましたと。何回もあります。

他のところでも多分あると思います。

だから、食料品等が入っていますから、やはり害獣対策はしっかりとやって欲しいと思います。

現在はやっていますか。もう村の方にも連絡が入っていると思うんですけど。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

大変申し訳ございません、害獣のことはですね、ただいま聞いたところでございます。

例えばですけれども、害獣もその箱に空けるぐらいだったら、動物的ということですか。

ちょっと今の分であると、また打ち合わせをしますけれども、うちの担当の心配事はまさに、そこですね、当日しか荷物を受け付けないと。

何回かやっぱり住民の方からですね、何とか積んでくれ何とかやってくれという相談が来るんですね。

それで、僕らもできるだけ乗せてあげたいということがあるんですけど、どうしても乗せられなからしたら、預かってくれと。

預かっていいからということで、できるだけ預からないようにはしているんですが、担当の心配としては、預かって、もしお客様の荷物を傷つけたりとかするから、いろんなことを考えて当日からのコンテナを開けて入れ込むというようなことには努めているところです。

そんなので、その時に多分預かったりとかしたのが原因で、その陰に隠れてたのかなあ、どうなかつていうところがあろうかと思いますので、そのときだから預かっていた商品の陰に隠れてたんじゃなかと思うんですよね。

その辺をちょっと海岸も心配をして、預かった荷物のところで、もし損傷があったらということで当日しか預からないというようなことをしますので、できるだけそれを含めて、併せて協議をしたいと思います。

○議長(前田功一君)

これよりしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第3、議案第102号、令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第3、議案第102号、令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)は原案の通り可決することに決定しました。

これより昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は一時にお集まりください。

**昼食**

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4 議案第103号 令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(前田功一君)

日程第4、議案第103号、令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは、議案103号、令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の予算第2号は、要介護者の居宅介護サービス給付、居宅サービス計画給付の増額や地域おこし協力隊にて3年経過した職員の人事費の調整などが主な補正要因となります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ334万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ、8,255万2,000円とするものです。

4ページから7ページには、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算、歳入歳出予算の金額と、歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してございます。

それでは、歳入歳出補正予算の詳細の説明に入ります。

3ページをご覧ください。

まず歳入からご説明いたします。

保険料の方が 76 万 6,000 円を増額しております。

保険料の介護保険料のうち、第 1 号被保険者保険料では、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、生活支援体制整備事業に係る経費の 331 万 1,000 円の 23% で 76 万 6,000 円の増となっております。

続いて国庫支出金の方は 110 万 2,000 円を増額しております。

国庫負担金の介護給付費負担金のうち、介護及び介護給付費用では、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費に係る経費、127 万 1,000 円のうち 20% で 25 万 4,000 円の増となっております。

国庫補助金の調整交付金のうち、現年度分の調整交付金では、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費に係る経費 127 万 1,000 円のうち 5% の 6 万 3,000 円の増となります。

また、地域支援事業では、生活支援体制整備事業に係る経費 204 万円のうち 38.5% の 78 万 5,000 円の増となっております。

支払基金交付金の方は 34 万 3,000 円を増額しております。

介護給付費交付金のうち、第 2 号被保険者介護納付金分では、介護及び予防給付費用で居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費に係る経費 127 万 1,000 円のうちで 27% の 34 万 3,000 円の増となっております。

5 ページをご覧ください。

県支出金は 15 万 8,000 円を増額しております。

県負担金の介護及び予防給付費費用では、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費に係る経費 127 万 1,000 円のうち 12.5% の 15 万 8,000 円の増となっております。

県補助金の地域支援事業では、生活支援体制整備事業に係る経費 204 万円のうち、19.25% で 39 万 2,000 円の増となっております。

繰入金では 58 万円を増額しております。

一般会計繰入金の介護給付費繰入金のうち、介護及び予防給付費では、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付に係る経費 127 万 1,000 円のうち 12.5% の 15 万 8,000 円の増となっております。

地域支援事業では、生活支援体制整備事業に係る経費 204 万円のうち 19.25% の 39 万 2,000 円の増となっております。

その他一般会計繰入金では人件費の調整で 3 万円の増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

総務費は 3 万円を増額しております。

総務管理費の一般管理費で人件費の調整として 3 万円の増となっており、保険給付費は、127 万 1,000 円を増額しております。

介護予防サービス諸費の居宅介護サービス給付費では、要介護者利用の増加による、福祉

用具のレンタルやショートステイ等のサービスの利用に伴って、負担金補助金及び交付金の事務的交付金で 66 万 8,000 円の増となっております。

また、居宅介護サービスを利用するための計画作成に必要な経費である、居宅介護サービス計画給付費でも、要介護利用者の増加による負担金、補助金及び交付金の事務的交付金で、60 万 3,000 円の増となっております。

ちなみに、要介護者利用の増加は当初 11 名の方が現在 18 名の 7 名増加をしているところです。

地域支援事業では、204 万円を増額しております。

生活支援体制整備事業では、地域おこし協力隊として 3 年の任期を終えた高齢者支援の入件費により、この額を増としております。

生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターとして活動する人材の入件費を計上することができます地域おこし協力隊のタイミングに継続して、高齢者の支援や生活支援の業務に従事したい希望がありましたので、雇用を継続する仕組みとして、この事業を活用していきます。以上で説明を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

#### ○4番(日高久志君)

1 年間のですね、実際、島に職員が訪問、調査等、業務があると思うんですけども、このコロナ禍で、割合でより良いんですけど、見通しも含めて、どの程度制約を受けているのか、その点について伺います。

#### ○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

#### ○住民課長(安藤巧君)

この訪問調査の関係ですけれども、職員の方が介護度の変更であるとか、新規の認定とかっていうことで行くことはあまりないです。

随行という形で、この場合にそのケアマネージャーと言われる契約している委託先の方々が、定期的にも訪問をしたり、新規のときに行くというのが普通になってきます。

もう 1 つ、このコロナの部分で、どうしても島に行けないとか、悪天候の方が続いてですね、なかなかそういういたケアマネージャーの訪問の方がないというような場合につきましては、オンラインの方でさせていただいたり、あとまた職員についても新規の部分とか最初の事前調査みたいな形での分については、4 年度については一応訪問のほうを随時させていただいているような状態です。以上です。

#### ○議長(前田功一君)

4 番、日高久志君。

#### ○4番(日高久志君)

それとあわせてですね、今診療所に、タブレットが配置されているのか、いないのか。

もしいてですね、今カクイックスさんとの面接っていうか、その状況ですね、状況をテレビ会議でやっているんですけども、それを各家でやったほうがいいのか、それとも今後やるのか、そのメリットデメリット。

どのように見解されているのかお伺いします。

#### ○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

#### ○住民課長(安藤巧君)

診療所の方には、こういったパソコンであるとかタブレットタイプの部分をですね、配置はさせていただいておりまして、今現在オンラインの方で進めるときには、それぞれ診療所の方に来ていただいた中ですね、そういうアマネジメントする会社の方との措置の方をさせていただいているような状況です。

今後におきまして、その遠隔システムの中の 1 つのアイテムとして、先ほどどのタブレットのほうも配置をしております。

これについては一応配置をさせていただいている、原則 7 つの診療所と、そして鹿児島赤十字病院の方ですね、その部分での利用をちょっと考えておりまして、その医療の部分のやつで入れたところもあるものですから、この介護の方ですね、これを広げていくっていうところは、今後の課題というところだと思いますので、できるようであればそういうせっかく入れて導入したものをですね、活用しながらといふこともですね、可能と思われる所以、そこは検証検討をしていきたいと考えます。

#### ○議長(前田功一君)

4 番、日高久志君。

#### ○4番(日高久志君)

それで現実的に島で外出できない方がいらっしゃるのかどうか、その点。

もしいてですね、そういうのをタブレットを持っていって、看護師さんが、一緒に行くわけですけれども、そこで、その面接みたいなことをやっている事例があるのか。

また将来的にそういう、考えもお持ちなのかお伺いします。

#### ○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

#### ○住民課長(安藤巧君)

今現在このシステムの方は令和 3 年度に新規で更新して整備をしまして、この 4 月からこれまでの間ですね、このタブレットを使ってやったっていう事例はございません。

先ほども申しましたように、システムのシステム上では、それが可能になる仕組みではありますし、今後、うちの方の以前からやっております看取りの部分で、必要不可欠というようなものが出て参りましたら、そういうこともあり得るというところでして、先ほども申し上げたように、一応医療の側面

のほうで入れているんですけれども、介護の分野の方までこれを広げていくかというのは、今後の取り組みであったり、検証検討のですね、1つになるかと思います。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

生活支援体制整備事業、これはどのような支援を行っているのか教えてください。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

大変申し訳ございません。

私も勉強不足でして、この部分がどのような具体的なものが、どのようなものがあるかというのは、ちょっと答弁の方、今現在できないところですので、早急に仕上げまして、また後日ご報告をさせていただけたらと思います。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

先ほどの4番議員さんの質問にちょっと類似するところなんですが、実際、私の母親も介護事業所、介護の業者の方が直接島にこれないという中で、テレビ会議システムを使っての診療所での面談というか、それをやるのでということで、何度か「診療所にいついつ連れてきてください」という連絡が来て、実際連れていって、そこで診療所のシステムを使ってやりとりをしたということが何回か今年もあったんですよね。

実際他のご家庭も見ていると、時間をずらしてこられてやりとりをされているんですけど、例えばそれ、そのシステムを使うということは、鹿児島の方もこちらに事業所の方が来られて面談をされているんだろうと思うんですけど、多分テレビ会議システムだから、こっちもですよね、役場に本庁にこられてですよね。

なので、例えばそれは役場の職員がそこに一緒に入らないといけない性質のものなのかどうかか。

ていうのが、せっかく各家庭までインターネット整備が終わったんだから、それこそタブレットとかパソコンを通じてのSkypeだったりとかズームだったりとかそういうもので直接個人個人の回線でやりとりをできないのかなと思うところもあるんですよ。

実際、診療所に連れて行かないといけないという部分の負担の部分もあるし、以前は島内で中之島の場合、コロナ患者が発生した時期と重なった関係で、診療所に来てもらうのが無理だから、それについては日程をずらしますとか、結局その時、最終的にちょっとどうしたかはっきり記憶にないですけど、そういう形で診療所に行くこと自体が制限を受けたりするときもあると。

そういう中で考えたら、その回線にこだわらないといけない部分があるのかどうなのか、その点について考え方をちょっと伺いたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

この相談事業所の方々については、先ほど議員さん言われるように、この本庁に来てもらって、うちの方の介護の担当者、地域支え合い員であるとか、介護係がですね、一緒にオンラインでの面談の方を受けているっていうのが事実でございます。

これは単にケアマネージャーの方に任せるとっていうんではなくて、やはりそうした対象者の要支援者要介護者の状況というのをですね、こちらの担当者の方も把握をするため、それって大きな要因の1つになって、結局はそれが要支援者要介護者の方に帰っていくという1つの手段になっているとも思います。

ただ、これを切り離してですね、先ほど個人の回線を使ってという部分もですね、1つできるものではないかと。

ただ、そうした場合に今度は事業者の方と、うちの担当者の方とのですね、情報の共有であるとか連携とかそういうものがまた別な手段ですね、できる仕組みを作りながら、これは実現できるのかなと思っております。

またあと高齢者、特に独居であったり、高齢者2人だけの世帯っていうのはなかなかそういった回線の方ですね、お持ちじゃない場合もありますので、そういうものを含めながら、今後はちょっとそういうものをどうするかという形をですね、課内のほうでもよく検討をして、いいものを作っていくみたいなとは考えております。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

高齢者だけの世帯であったりとかってなると、余計にその診療所までの移動を含めて、負担の部分も出ると思いますので、可能であれば診療所等に配布されているタブレット等を持っていって、自宅から直接やりとりができるような形にしていただければ、高齢者の方の負担は減るのかなと思いますので、そこはまた今後調査検討していただければと思います。

それともう1点です。

これも先般の振興計画の話し合いの中で高齢者の方からの意見という形で、くつろぎの里の職員の方が実際高齢者の方から聞き取ってくださった中であった意見なんですが、やはり高齢者の方からですね、炊事、洗濯、そういう家事全般に関して、ヘルパーさんみたいな形で支援をしてくださる方、といった体制があると助かるよねっていう声が、最近また聞こえてきたんですよ。

なので、今現在、実態としては、その時に診療所の看護師からの話としては、これまでに村の支援の中でヘルパー資格を取られた方々っていうのが、各島の見守り支援施設等でスタッフさんとして働いている中で、「といった形で地元の方にはフィードバックしてもらってるから、なかなかそこにポンと新しくまたそういうニーズがあるからといってヘルパーを充てるっていうのは、すぐには厳しいのかもしれないですよね」っていう話としてはあったんですけど、現実的にそういうニーズが出てきているとい

う部分があるので、またそこについては今後、可能であればサービスが受けられる体制を再度構築していただければなと思うところですが、いかがですか。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

まさしく、その要望というのが、ヘルパーそのものだと思います。

このヘルパーの方も以前ですね、介護保険の方がもう始まる前にも、こちらの方で 2 週間ぐらいですかね、その当時は免許を取っていただいて、それぞれ各島の方に何名かずつはおられたということで記憶をしてますけれども、それから大分経ちまして、せっかく免許を取られた方々がもう、逆ですね、介護を受けるような時代にちょっとなっております。

今現在このヘルパーの免許を取るっていうことは、ひと月またかかるような仕組みにもちょっと世の中になっておりまして、そういう地域の方のニーズに対してですね、そこの給付というか支給というか、そのヘルパーさんの確保が、またヘルパーをやってみたいという方もですね、なかなかひと月という、部分もあるので、なかなかこちらの方も対応ができないという今現状ではございます。

そういう住民の方からのニーズに対して、何もしないというわけにはいきませんので、地域の中で、自分たちの人材やら環境資源の中でですね、それに代わるようなもの、或いはその仕組みとして、そういうヘルパーの講習等をですね、受けやすいのようなものの環境整備、仕組みのちょっと組み立てをですね、しっかりと今後、早急にいきたいなとは考えます。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

確かに村で以前ヘルパーというのを養成しましたけれども、時代が違うと思うんですね。

今それぞれ島には高齢者支援が結構な数が配置されていると思うんですよ。

そういう人たちの人材を活用することはあるべきだと思います。

先ほど住民課長がヘルパーにこだわっている感じの答弁をしましたけれども、そうじゃないと思います。

いわゆる高齢者支援の人たちに、そこは 1 つの業務の 1 つとして制度を進めるということは考えていくべきだと思います

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

それではこれから日程第4、議案第103号、令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第4、議案第103号、令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第5 議案第104号 令和4年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)

○議長(前田功一君)

日程第5、議案第104号、令和4年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明させていただきます。

本議案は、水道施設の維持管理に必要な光熱水費等の高騰に伴いまして、予算の不足が生じたことや、諏訪之瀬島におきまして、淡水化施設内の機器、あわせて他機器が故障し、交換を予定しております、それに伴う一般会計からの繰り入れが必要となりましたことから、補正予算をお願いするものでございます。

議案書第一条をご覧ください。

補正の額は歳入歳出予算の総額に、それぞれ 169 万 2,000 円を追加しまして、予算の総額を 1 億 7,913 万 6,000 円とするものでございます。

2 ページは第1表、3 ページは事項別明細です。飛ばします。

4 ページをご覧ください。

歳入の 169 万 2,000 円は、先ほど説明しましたように、歳出で予定させていただいている額について、一般会計からの繰り入れを予定しているものでございます。

5 ページをご覧ください。

営業費用、建設維持費、維持管理費の需用費の主なものは、電気料の高騰による光熱費の予算不足見込み額 72 万円を追加した他、諏訪之瀬島の淡水化施設におきまして濃縮液 pH 計という機器になりますけれども、この機器の不具合がありまして、取りかえ費用 72 万円の追加。

原材料では同じく諏訪之瀬島の浄水中継槽の送水ポンプと交互運転をしておりますけれども、片方のポンプが故障したことに伴いまして、1 基の交換費用 36 万円を追加しております。

建設事業費、建設改良費、簡易水道施設改良工事では、委託料、執行残 128 万円を、工事請負費へ組み替えをしているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 5、議案第 104 号、令和 4 年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 5、議案第 104 号、令和 4 年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)は原案の通り可決することに決定しました。

△日程第 6 議案第 105 号 令和 4 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号)

○議長(前田功一君)

日程第 6、議案第 105 号、令和 4 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは、議案第 105 号、十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ 20 万 7,000 円を減額し、歳入歳出ともに 2,045 万 9,000 円とするものです。

2 ページと 3 ページに款項ごと、または事項別明細書を記載しております。

3 ページの事項別明細書をご覧ください。

それでは歳入から主な事項についてご説明いたします。

款の 1、後期高齢者医療保険料についてですけども、19 万 5,000 円を減額します。

これは次の 4 ページの記載のほうにあります通り、賦課確定に伴う現年課税分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増減と普通徴収保険料の前年度を含めた、滞納繰越の計上によります。

現年度分の普通徴収保険料が 56 万 6,000 円の減額分が大きく、それが作用しております。

款の 4、繰入金も 16 万 1,000 円を減額いたします。

保険事業の繰入金の減額の見込みによるものです。

款の 5、繰越金は、36 万円を増額します。

これは令和 3 年度決算の差し引きの繰越分です。

款の 7 で、広域連合支出金の方ですけども、新たに特別対策補助金の費目を設けて、1,000 円を計上しております。

続いて歳出の主な事項についての説明をさせてください。

5 ページも併せてご覧ください。

款の 1、総務費の方ですけども、一般管理費の方で 1,000 円の増額です。

本年度は法制度改正があった関係から、8 月と 10 月に被保険者証の更新を図りました。

不足が予想されますカバーケース等の購入をするものです。

款の 3、保健事業費について、一体化事業費における職員の給料及び手当について調整を図り、21 万 2,000 円の減額となります。

款の 4 で、諸支出金の方ですけども、過年度分保険料の還付が見込まれることから、新たに

4,000 円を増額計上します。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 6、議案第 105 号、令和 4 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 6、議案第 105 号、令和 4 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第7 議案第 106 号 令和 4 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計  
補正予算(第 3 号)

○議長(前田功一君)

日程第 7、議案第 106 号、令和 4 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは議案第106号、令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正の方は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ334万9,000円を減額しまして、歳入歳出ともに1億9,146万4,000円とするものです。

現行の予算と比較しまして全体で98.28%の減額補正になります。

2ページと3ページに款項ごとまたは事項別明細書を記載しております。

3ページの事項別明細書をご覧ください。

それでは歳入から主な事項について説明いたします。

款の2、県支出金で455万9,000円を減額計上いたします。

へき地診療所運営事業補助金の対象費目の増減によります大きな要因は、看護師給与費の不用額による減額になります。

款の3、繰入金は121万円を増額します。

一般会計繰入金の増額分になります。

県支出金の対象費目に加えて、マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムの整備の方を行う予定がありますので、これがへき地診療所運営事業の対象外になることから、その費用を含めた分が大きな要因となります。

続いて歳出の主な事項について説明いたします。

款の1、総務費の方で7万7,000円の増額です。

総務管理費の一般管理費における事務職員の手当の調整によるものです。

款の2で、診療所費の方で342万6,000円を減額します。

5ページをご覧ください。

診療所事業費において、5ページにあります通り、一般職給与費及び手当等の減額が大きく、看護補助員の報酬等の整理による増額及び6ページにありますように、オンライン資格確認システム整備に係る増額分との差し引きによるものです。以上で説明を終わります。

## ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

## ○6番(永田和彦君)

この診療所の関係で、医薬材料費の関係をちょっと伺います。

ジェネリック医薬品がかなり手に入りにくくなっているというふうにマスコミ等で報道されているんですけども、本村においてそのような影響は発生していないのかどうなのか。

特にジェネリック医薬品の関係で、例えば血圧の薬とかそういったもの、特定のものについては特に、流通に影響が出ているという報道があるんですけども、そこら辺、本村において影響は出でないかどうか伺いたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

今うちの方が購入の方は 1 つの診療所をキーにしまして、そこで発注をかけて、必要なところに配布をすると。

またその個別個別の診療所においては、使用期限であるとかをさせていただいているところです。

ジェネリックにつきましても、後期保険であるとか、国庫特会の方とかで、やはりこういった推奨というか、そういったものが求められておりますところで、一応医薬品についても、ドクターの日赤のドクターになりますけれども、そういった意見を伺いながら入れているところなんですが、現在のところは、まず新聞報道の方にあるような形でのですね、入らないとかというところがございません。

一応、今大きく薬剤を扱ってる業者さんの方が 3 社ほどあるんですけれども、今のところは本村においてはそのような状況が見られないというところです。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

確認ですけど、6 ページのですね、オンライン資格の確認のシステムというのが入っていますけど、それの内容につきましてお答え願います。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

ちょっとこのオンライン資格確認のシステムなんですけれども、マイナンバーカードのですね、整備に係る部分がすごく大きいものでございます。

これの方はもう国の方が、すべての診療所とか医療機関の方は、これを来年の年明け 3 月末までにですね、導入整備しなさいという通達がございまして、それに従って入れるものですね。

ただ、へき地の私どもの診療所の方は、全国のうちで何%しか、その要件に満たずにですね、原則入れなくてもいいよというところではあるんですけども、どっちみちこの先を考えたときにそのデジタルの部分、あと、この導入の整備の費用に係る補助の方がですね、年明けで大体 5、6 月末ぐらいまでにこの申請を令和 5 年の 3 月までに整備を行うと、この補助が全額もらえるということですね、今回計上をさせていただいているところです。以上です。

ちょっとごめんなさい、システムの方ですけども、単にマイナンバーカードをお持ちの受診者の方が、機械に差し込んで、その初診の部分とか、その保険証をですね、身分を確認するような仕組みになりますて、小さな情報かもしれませんけど、今おつき合いでいうかちょっとつき合いのある今給黎さんの方にもきちんと窓口の方にはあるような状況です。

ただ、あちらの方が言われるのが、1 日のうちに結構受診者多い大きな病院ですけれども、1 人か 2 人ぐらいかなというような状況らしいです。以上です。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと教えて欲しいんですけど、在宅酸素濃縮装置、本村はどのぐらい借り上げているのか説明してください。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

この在宅酸素の方の利用者ということですかね。

今現在は 2 名おりまして、これをレンタルの方で一応機械の方、診療所の方が借りている状況です。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

先ほどのマイナンバーの件ですけれども、保険証として使用ができますよということと、またお薬のカルテ等も出るわけですか、これで。

話によると、その薬のデータも出るよと、何らかでですね、いうように聞いてるんですけど、両方ができるんですか。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

今回整備をさせていただこうとしているものは、あくまでそのマイナンバーカードを使った確認という部分だけになります、今後、今議員さん言われるようにですね、ちょっと電子カルテも含めて、そのお薬手帳的なですね、データの方を一括読み込んで管理をしてもらって、またそれを受診者の方にですね、フィードバックするような、そういったシステムへの移行というのが可能ということになります。

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、議案第 106 号、令和 4 年度十島村へき地診療所運営事業特

別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第7、議案第106号、令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第3号)は原案の通り可決することに決定しました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

では 2 時にまたお集まりください。

令和4年第4回（12月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

令和4年12月14日 (水) 午前 午後 10 時 00 分開議

令和4年12月14日

△開議

○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程表の通りといたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

本日の日程に入る前に、昨日の議案103号、十島村介護保険特別会計補正予算と、議案106号の十島村へき地診療所運営事業特別会計補正に対して、住民課長より追加説明があるということですので発言を許可いたします。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

第3号の前に、昨日議事日程第2号におきまして質問を受け、回答の方を持ち越しました2点についてご説明をさせていただきます。

まず、議案第103号の介護保険特別会計補正予算におきまして、生活支援体制整備事業にということで、こちらの方ですけれども、生活支援体制整備事業ですが、これは地域の住民や各種団体関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実強化及び社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的にして、協議会や生活支援コーディネーターの活動で高齢者を支える地域づくりを進めるための事業でした。

それぞれの島のこの中に運営協議会であるとか、地域或いは個人のケース会議等の方があるかと思いますけれども、村の会計の予算構成の中では、この事業を進めるために設けました地域支え合い推進員や介護補助者の報酬や手当並びに社会保険料をこの事業の中で確保しているということでしたので報告をいたします。

次に2点目は、議案第106号、令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算におきまして、へき地診療所施設整備に係る基準についてということでしたけれども、こちらの方、お配りをしています資料1の方をご覧になっていただいて、一番上、左の方の事業区分ですけれども、

(1) へき地診療所施設整備事業というのがございます。

それをずっと右の方に移っていきますと、1ヶ所当たりの基準額というのがございまして、この中に十島村管内のへき地診療所のほうを無償になりますので、最大床面積の方が 160 平米になります、と記述がございます。

なお、金額の方で補助負担率の方ですけれども、その隣の隣に都道府県負担率の方 2 分の 1 となっておりますけれども、これは資料 1 の一番下の方の記載、米印で記載のあります通り、都道府県の最大負担率になりますので、注意が必要ということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### △日程第 1 議案第 95 号 十島村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

##### ○議長(前田功一君)

日程第 1、議案第 95 号、十島村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

##### ○総務課長(村山勝洋君)

議案第 95 号、十島村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

今回の改正は、村内の民宿でも値上げの実態がある他、昨今の物価高騰を踏まえ、日当の下限を引き上げるものであります。

議案本文をご覧ください。

現在 1700 円となっている日当を 300 円引き上げ、2,000 円としています。

2 ページにありますように、新旧対照表中、今回影響するのは 2 級以下の職務にあるものに限定されていますが、この額が適用される会計年度職員や各種委員等の非常勤職員を含めます。

この条例を令和 5 年 1 月 1 日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

##### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

##### ○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第95号、十島村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第1、議案第95号、十島村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案の通り可決することに決定しました。

## △日程第2 議案第96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備等に関する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第2、議案第96号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第96号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件について説明します。

本改正は、職員の定年引き上げ等に関わる地方公務員法の一部改正につき、関係する8条例を改めるものです。

最初に法律の概要を説明します。

58ページをお開きください。

まず定年年齢の引き上げについて、中央にある表の通り、原則現行60歳のところ、令和5年4月から令和7年3月は61歳となり、2年おきに1歳ずつ増えて、令和13年4月以降65歳の定年

制度が完成することとなります。

2 番目の管理監督職員勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制とありますが、これは組織の新陳代謝と組織活力の維持を目的として導入されるもので、管理監督職勤務上限年齢に達した職員は、この年度以降、特別な場合を除き、管理監督職に任用できないこととなるものです。

59 ページの 3 番をご覧ください。

管理監督職の範囲は管理官、管理職手当が支給される職員で、その上限年齢は原則 60 歳となっています。

4 番の定年前再任用短時間勤務制とは、これまでの再任用職員制度で 60 歳以後の働き方を本人の意思で選択できることとなり、定年が 65 歳になるまでの移行期間について、暫定再任用制度として運用されます。

6 番では定年する年度の前年度において、当該職員に説明すること及び 60 歳以後の勤務の意思を確認するよう努めることが規定されています。

60 ページをお開きください。

定年引き上げのイメージです。

一番左側、生年月日の列の右側の定年退職日は網掛けてあるところでは、定年退職日が 2 年おきに定年年齢が 1 歳ずつ増えています。

その右側の列には、参考として年金の支給開始年齢、と定年後の無年金期間が記載されています。

61 ページでは給料の水準と退職手当になります。

給料は 60 歳以後の 4 月から定年まで、それまでの 70% の額となること、退職手当は支給される給料の額を基礎額として定年まで常勤職員として勤務した年数に応じて算定されることとなります。

この 18 ページにお戻りください。

次に改正の内容について新旧対照表で説明します。

まず、十島村職員の給与に関する条例の一部改正です。

第5条 11 項及び 19 ページの第 5 条の 2 では、再任用職員、再任用短時間勤務職員を規定していましたが、これを一括で定年前再任用短時間勤務職員として改めて、当該給料の算定方法について規定しています。

第 9 条は影響する条文を整理するものです。

20 ページをご覧ください。

20 ページから 27 ページまで続きますが、影響する条項を整理するもの及び語句を改めるもので、特に影響はございません。

27 ページをご覧ください。

後段の第 17 条の 3 では、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、当該職に適用されない条項を整理しています。

次に付則に追加する第 18 項は 28 ページをお開きください。

当分の間、60 歳以後の最初の 4 月 1 日からの給料について、それまでの 100 分の 70 を乗じてい

た額を適用することを規定しています。

付則第 19 項では、付則第 18 項の規定について、臨時的に任用する職員、任期付職員旧条例が適用される定年退職者及び定年を延長された職員等には適用しないことを規定しています。

付則第 20 項では、60 歳以後の 4 月 1 日に降任等で新たに適用される給料に 100 分の 70 を乗じていた額が、その前日に受けている給料の 100 分の 70 を乗じていた額に達しない場合、その差額に相当する額を給料として支給することが規定されています。

30 ページをご覧ください。

付則第 21 項では、新たに適用される給料が降格によりその級の最高月額が適用される場合について規定しています。

付則第 22 項及び第 23 項では、18 条の規定により適用される給料が他の職員と比較して、職務上、権衡を図る必要があると認められる場合は、付則第 20 項以降の規定に準じて給料を調整できることが規定されています。

付則第 24 項では、運用に関しては別に定めることを規定しています。

付則第 25 項では第 16 条の 5 項の規定の読みかえを定めています。

31 ページから 32 ページは給料表の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、これが短時間勤務を前提としていることから、給料の欄を基準給料月額とするものです。

33 ページをお開きください。

次に、十島村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正です。

第一条では、この条例の目的において、職員の意に反する休職及び公休の事由並びに職員の失職の例外を定めることを加えています。

第一条の 2 の第 1 号は本村での運用の例や計画はありませんが、法令等で認められている学術調査や研究等による休職を規定し、第 2 号では、災害等による生死不明や所在不明の休職を規定しています。

第 2 条第 2 項は 34 ページをお開きください。

臨時的に任用する職員及び任期付で任用する職員の例外を規定しています。

第 3 条第 1 項では、新たに加えた第 1 条の 2 に該当する休職期間を定め、第 2 項以降は項ずれによる改正です。

35 ページの第 5 条では、公休できるものについて管理監督職勤務上限年齢に達した場合の降格及び公休を加えています。

付則第 2 項は 36 ページになりますが、給与条例の付則第 18 項が適用される職員においての読みかえ規定を定め、第 3 項ではその場合における職員への通知について規定しています。

37 ページは、十島村職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正です。

現況の規定について、算定の基礎となる給料月額は発令の日の月額とし、公休した場合の減給規定を加えています。

38 ページをお開きください。

職員の定年等に関する条例の一部改正です。

条例に章を設けることとし、目次を加え、第1章総則として第1条では地方公務員法の改正に伴い、必要な条項を加えています。

第2章定年制度として、39ページの第3条第1項では職員の定年を年齢65歳と定め、第2項では診療所の設置管理条例で規定する医師、歯科医師の定年は引き続き70歳と規定しています。

第4条第1項の本文は語句の整理で、これに加えるただし書きは、本文において定年を延長する場合、引き続き定年退職日に従事していた管理監督職として延長できる期間は3年を超えることができないことを規定しています。

40ページをご覧ください。

第4条第1項第1号及び第2号では高度の知識、技能または経験を必要とする職並びに勤務条件に特殊性がある職のいずれにおいても、欠員を容易に補充することができないこと及び公務の運営に著しい支障が生じたときに限り、定年を延長することができることを規定しています。

第2項及び41ページの第3項は語句の整理です。

第4項では定年を延長した理由がなくなった場合、その期限を繰り上げて退職させることができるとしていたものを、その期限を繰り上げるものとするに改めています。

次に、第3章管理監督職勤務上限年齢として、第6条ではその対象となる職について、第1号では管理職手当を支給する職員を、第2号では定期船の船長及び機関長を対象としています。

42ページをお開きください。

第7条では、対象となる職の上限の年齢を60歳とされています。

第8条では降任にあたり法律で規定されているものに加え、第1号では標準職務遂行能力に応じた職であること。

第2号では、できる限り上位の職制上の段階の職とすること、第3号では、職制上の格差のある職員同士を投入する場合について規定しています。

43ページの第9条では、管理監督職上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定めるもので、第1項は上限年齢を超えて、引き続き1年を超えない期間内において、管理監督職として勤務させることができる場合を定めるもので、第4条の定年による退職の規定と同様、当該職員が降任等をすることにより、公務の運営に著しい支障が生じる場合について規定しています。

44ページをご覧ください。

第2項では引き続き規定する理由があるときは、これを延長できること及び延長は3年を超えることができないことを規定しています。

第10条では、職員の同意がなければ移動期間を延長できないことを規定しています。

第11条では、移動期間を延長すべき事由が解消された場合は、他の職に降任等をすることを規定しています。

次に、第4章、定年前再任用短時間勤務制として、第12条では60歳以後の退職者を従前に勤務実績等の情報に基づく選考により、短時間勤務職員として採用できることを規定しています。

ただし書きでは、定年退職日相当日を経過した職員について規定しています。

46 ページをお開きください。

付則第 3 項は、令和 13 年度までの定年に関する経過措置を規定しています。

47 ページの付則第 4 項では、年齢 60 歳に達する日の属する年度の前年度において、職員に情報提供して、勤務の意思を確認するよう努めることを規定しています。

49 ページをお開きください。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

第 2 条及び第 8 条では、育児休業及び育児短時間勤務をすることのできない職員に管理監督職上限年齢を超えて異動期間を延長された管理監督職を加える規定です。

50 ページをお開きください。

第 17 条及び第 18 条では、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

51 ページの職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正では、地方公務員法の改正に伴い、条ずれの整理と再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるもので、54 ページまで続きます。

55 ページをお開きください。

次に、十島村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

第 2 条第 2 項第 1 号で、派遣職員について再任用職員を除く規定を削り、第 5 号では管理監督職上限年齢を超えて異動期間を延長された管理監督職を加えています。

57 ページをお開きください。

十島村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。

再任用短時間勤務職員を会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員に改めています。

一応これが新旧対照表の説明になります。

次に付則を説明します。11 ページにお戻りください。

付則の説明をします。

第 1 条では、施行日を定め、第 2 条は、新たな給与条例の付則第 18 項から第 24 項までの規定の適用について、定年退職を延長した職員を除外することを規定しています。

第 3 条は、定年または定年相当日以後の再任用職員の給与について規定しています。

12 ページをお開きください。

第 4 条は、定年退職を延長した職員の育児短時間勤務期間中の給与について規定しています。

第 5 条は、65 歳定年が完成するまでの移行期間中の再任用短時間勤務職員の給与について規定しています。

第 6 条から第 10 条では、移行期間中の再任用短時間勤務職員等は基本的に定年前再任用短時間勤務職員の手当の規定を適用することを規定しています。

次に 13 ページになります。

第 11 条では、法律の改正に伴い、職員の再任用に関する条例を廃止しています。

第 12 条は、本条例の施行日前に定年延長された職員、または 65 歳定年までの移行期間中に定年延長された職員の経過措置について規定しています。

第 13 条は、65 歳以後の再任用短時間勤務再任用上常時勤務職員の任用について規定しています。

15 ページをご覧ください。

第 14 条は、65 歳以後の再任用短時間勤務職員の任用について規定しています。

16 ページをお開きください。

第 15 条では、法律の中で条例で定めることとされている定年年齢以後の再任用常時勤務職員の職及び年齢を定め、第 16 条は、第 15 条と同様に、再任用短時間勤務職員の職及び年齢を定めています。

第 17 条は、第 15 条、第 16 条の移行期間中における規定につき条例で定めることとされている職及び職員を定めています。

17 ページの第 18 条は、65 歳定年が完成するまでの移行期間中の定年前再任用短時間勤務職員に係る経過措置を規定しています。

第 19 条は、定められた期間に情報提供する職員の年齢を定めるものです。

第 20 条は、暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間や休暇等においては、定年前再任用短時間勤務職員とみなすことを規定しています。

第 21 条は、移行期間中の公益法人等への派遣については、65 歳以後の再任用職員を除くことを定めています。

今 65 歳以後っていうのが数度出ましたが、これが移行期間中の定年相当日ということになります。

以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

定年年齢が伸びていくということは、それだけ職員の総数自体が伸びていくわけですよね。

勤務する職員数は増えていくわけじゃない?

考え方として年齢が伸びていけば、総数自体は変わらないんですか。

ということは、補充がその間もそれなら行われないっていうことになるんですか。

ってことは、人件費自体はそんなに、逆に下がるの? 7割ぐらいに抑えられるわけだから、そのところちょっともう少し伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

定年年齢が上がっていけば、その全体の平均年齢はあがりますけど、総数定員が定数が上がるということじゃないです。

イコールではないです。

ただ、短時間勤務職員になりますと定数に入らないため、その分新しい職員を入れられるということになります。

国も問題視している中では、2年に1回、定年退職する職員がいなくなるということで、後年度に影響するその職員層の分離について、毎年計画的に採用していったほうがいいんじゃないかっていうことで、そこについては定数自体も一定程度だぶつきがあった方が、後年度は行政運営っていうのがよくなるんじゃないかなというのを危惧はされています。

そのやり方については、今後検討するということにしたいと思っています。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

一般的に定年を延長することによって、今の当然60歳まで勤務した職員については、通常であれば、年金を受給できる年齢っていうのは65歳ですから、早期まで、今はもうなくなりますけど、65歳にならないと年金受給できないわけですので、一般的に考えた場合にはフルタイムで勤務する職員の方が増えるんじゃないかなという気がするんですね。

先ほど総務課長の説明の通り、60歳の定年時に、例えば自分が30万もらっているとなった場合は、その給料は当然7割本給が下がることになりますから、その考え方は、その本人がどう判断するかというのはあるんでしょうけれども、一般的には当然延長を望む声が強いんじゃないかなという気がするんですね。

それからもう1つの課題としてですね、我々の職場の中で、定年を迎える職員というのは、ほとんどが管理職員ですね。

課長級、船で言えば船長、あるいは機関長ということになるわけなんですが、そうすると定年を迎えて、今度はその60歳を超えて延長になったとしても、その職に就けない状況になってしまふんです。中には一部特殊な業務についてはできる可能性もあるんだけれども、それも一定の期限が決められるということになりますからですね、そうした場合に、特に懸念されるのはですね、定期船の関係ですね。

今までその指示系統にあった一番の長であった船長が、3月31日までは船長だった、ところが、1月1日からその定年延長によってその職を離れたときに、命令系統がそれまでのことをですね、逆転しまうしてしまうときに、その或いは指示系統が、うまく引き継がれていくのかなっていうのをちょっと懸念するんですね。

そのことについて、県の方の非常に総務課長にも私も尋ねたことあったんだけれども、できる制度はあるんだけれども、一般的にはしないよなという話ですね、ちょっとそこはもう逃げられた感じがあったんですねけれども、制度的にはできるらしいんですけども。

ただ、若い職員をそれなりに育成するということになった場合には、やはりこの制度の中で、管理職の方も3月31日をもって、その次の職員に引き継ぐというような形にもなっていくのかなというような気がいたします。

そこで、人間関係、これまでの上下関係というものは、バランスというものを崩れてしまうんじゃないかなと、ちょっとそこは気になります。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

60になって給料がダウンします。

それはそれでいいんですけど、現職の課長クラスはその時点で課長職を解かれるという方針ですか。

一部特例を除いて課長を続けさせるか、そのほとんどはそこで課長職は終わりですよと、いうそういう人事異動というか、体系を考えているんでしょうか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

一般的にはそういう考え方です。一般的にはですね。

ただ先ほど申し上げました通り、若い職員も、もうそれぞれ成長してきているわけですから、そのポストに与えないとですね、職場の活性化には繋がらないんじゃないかという気がするんですね。

職員がその地位になった場合には、年齢が来た場合には、それなりの課長としての資質を持っておればですね、昇格させるということをやっぱり進めていくべきじゃないかという気がします。

ただ職員が育っていない状況については、その一定期間を限定にその課長職を延長ということはあるかもしれません。

それはときの任命権者が判断するということになるんじゃないかという気がします。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

すいません。

条文に誤植がありましたので、訂正をお願いします。

16ページになります。

真ん中より少し下、第28条とありますが、これを第17条に訂正をお願いします。

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第2、議案第96号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○総務課長(村山勝洋君)

異議なしと認めます。

従って日程第2、議案第96号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件は原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第97号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第3、議案第97号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは、議案第93号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明いたします。

この改正は、住民の皆様のマイナンバーカードの取得にあわせ、住民票の写しがコンビニエンスストア等の店舗で取得できるようにサービスの拡充に取り組んでいる中で、印鑑登録証明について、コンビニ交付が利用できるよう、所要の改正を行いうもので。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

第11条の2項に加えまして、左の改正案では第3項を加えます。

従来、印鑑登録証を窓口に提示しなければなりませんでしたが、本村と電気通信回線で接続された店舗において、マイナンバーカードを利用することで、印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となるよう、サービスの拡充を図るための改正になります。

なお、コンビニ交付の運用開始の方は令和5年の3月1日を予定しており、各種証明の種類につ

いては住民課関係では現在のところ、住民票の写しと印鑑登録証明書を予定しています。

以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

コンビニでそういう証明書を出す場合、手数料というのは窓口と同等の手数料で行うのかお伺いします。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

全くその通りで、窓口の方で、役場や出張所の窓口で交付をいただいている同額をいただく予定といたします。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ここに本村の電子計算機と電気通信回線で接続された末端機って、これすべてのコンビニエンスストアでついているのでしょうか。

もし、無いところもあるんでしょうか。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

コンビニの方で契約をさせていただけるところ、いろいろとコンビニの各社ございますけれども、その中で私どもの方も単独の方でそこ直接するんではなくて、中にJ-LISと言われる国の機関の外郭機関がございますので、そこを介して、接続、端末機ですね、各コンビニに整備されているところを利用しての交付になっていきますので、大手のメーカーさんについては、ほぼ備わっていると認識しております。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

現在、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンで予定しています。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今現在もそいつた形でコンビニで証明書の交付等ができる状況ではあると思うんですけど、意識してみたことが、店内を見たことがないので、まずそもそもその端末自体がどういうふうなものなのか全く気がついてないんですけども、入口付近にあるコピー機みたいな、あんなのをイメージすればいいんですか。ちょっとそこを伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

そこのファミリーマートを思い浮かべてください。

左に本棚がありますね。

それで一番上に ATM が見えてると思うんですけど、ATM の手前にプリンターの大きなものがあります。

それをイメージしていただければ。

○議長(前田功一君)

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

ここには印鑑登録証明書と書いてあるんですけど、これは印鑑登録証明書など等じゃないんですか。住民票等もあろうかと思うんですけど、これは印鑑等印鑑登録証だけに限定されるように解釈を受けるんですけども、私だけの勘違いなのか、その点について答弁を求めます。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

こちらの方で今改正をさせていただくものは、住民票の写し等についてはすでにもう法律のほうで明記をされている部分がありますので、今回はこの印鑑登録証で、先ほどご説明をさせていただきました通り、一応コンビニ交付の方で予定をさせていただいてますのが、住民票の写しとこの印鑑登録証明書ですね。

この今現在はこの 2 種類を予定しておりますので、今回ここで改正の方させていただくものは、印鑑登録証明書の交付ということになります。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第97号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第3、議案第97号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件は原案の通り可決することに決定しました。

#### △日程第4 議案第98号 十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第4、議案第98号、十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは議案第98号、十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定の件について説明いたします。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号のアの基準日を現行の9月1日から12月31日に改正いたします。

基準日を12月31日として暦の年で区分けをすることで、同じ年に生まれた方々の公平性を保つための改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと確認ですけど、これを自分の誕生日のあれに支給をされているのかな。

それとも 12 月 31 日、その年生まれの方全員にこうやるのか、その辺説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

これまでには、この健康祝い金の方ですけれども、9 月の 1 日を基準日にしておりまして、なるべくその敬老の日に合わせた形で支給をさせていただいておりました。

今回 9 月の 1 日から基準日を 12 月の 31 日にすることによりまして、それまでに、この後の規則ですね、もし改正の方も必要になってくるのではないかとは考えていますけれども、なるべくその 12 月 31 日までに達するような見込みについて、できれば敬老の日ぐらいに支給をされる方と、実際それ以降、12 月の 31 日までに達した方には、誕生日の以降で支給をさせていただくような場合と考えております。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

住民課長の説明の通り、現行規定ではですね、9 月 1 日までに誕生して誕生日を迎えていなければですね、敬老祝い金の支給がなかったんです。

それを結局 9 月 2 日以降で、12 月 31 日までの方は来年に回されていたんですね。

そうすると、この 70 歳以上の方ってのは年齢が高いですから、いつ何時、その寿命が尽きるかとなったときに、その人たちに不公正が出るということで、住民の方からそういう声が出たということで、住民課の方で、今回それをこの年の 12 月 31 日まで生まれた方は、みんなに、その年齢に到達した方は、敬老祝金を支給しようということで改正だということで理解してもらいたいと思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

それで先ほどの住民課長の説明だと、例えば敬老の日以降の方は、例えば、11 月 1 日に生まれた方は、敬老の日に一緒に渡すんじゃなくて、この誕生日まで待つというふうに受け取れたんですが、渡すのは、一括してこの 12 月 31 日まで生まれた方を全部、まとめて敬老の日にお渡ししてもよろしいんじゃないかと思うんですが、そっちの見解は。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

この場でちょっと調整をさせていただきたいところもあるんですけれども。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

私、ちょっと勘違いしてるかもしれません。もう一度確認を。

1月からこの9月の敬老の日まで生まれた方々、途中でもし亡くなった場合、4月10日に私は生まれているんですけど、私が8月20日ぐらいに、もし、亡くなったときには、私にはもらえないということでしょうか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

田中さんの事案で言うと仮に田中さんがですよ、10月の1日に生まれているようであれば、基準日は確かに9月1日なんですが、その当該年度の12月31日まで生まれているわけですから、9月1日に前倒しで支給するってことなんです。

9月1日までの方は当然今まで支給されていたわけですから、その後の方々がその置き去りにされていて、これまでの間でも支給できなかった方もいるわけですね。

そうするとその同じ年の中で生まれているわけだから、そしてその方にも対象とさせようということで、前倒しでの支給という方向になります。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第98号、十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第4、議案第98号、十島村敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例制定の件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

11時5分にお集まりください。

(休憩)

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △日程第5 議案第99号 十島村船舶使用料条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第5、議案第99号、十島村船舶使用料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明をさせていただきます。

本件は、学生に対する運賃及び料金の適用条件につきまして、利用者の利便性の向上を図るために所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

右側の現行条例で、下線を引いた空白部分がありますけれども、それ以降をご覧ください。

本人所属の学校長から交付を受けた所定の旅客運賃割引証の提出をしたものに限り、現在までには学割証が適用できることになっております。

このことについて、利用者より旅客の手続きの簡素化のため、生徒手帳や学生証の提示でも学生割引が適用できるようにして欲しいとの要望が上がっており、周辺航路とも比較検討した結果、すでに簡素化を図っている航路もありましたことから、今回同様の内容で改正しようとするものです。

左側の改正案をご覧ください。下線部分です。

学生本人の生徒手帳もしくは学生証(写真つき)を提示または、ということで、生徒手帳もしくは学生証の提示でも、学生割引きを適用するようにしようとする改正の内容です。

以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

改正案の学生の定義ですね。

高校生が大半だと思いますけれども、学生の定義はどこまでを指しているのかをお伺いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

学生の定義でございますけれども、高校生、大学生、専門学校生を含むことが学生の定義となります。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

15歳未満はいらないわけね。

大学生、高校生、専門学生ということですね。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

先ほどの分で15歳未満は子供料金の扱いになります。

12歳未満、すいません、12歳未満です。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

すみません訂正させていただきます。

6歳以上12歳未満のものが、旅客運賃が子供料金になります。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

中学生が乗る場合の証明は、各学校で発行はできるわけですかね。

それと外部から入る場合の割引はどうなるのか、同じ条件なのか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

本村内の中学生も同様で、また村外から入る学生についても同様になります。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

普通であれば、こちらの鹿児島市内なんかの学校であれば中学生は学生証というのが写真つきのものがあります。

十島村の場合には、ちょっとすいません、もう1回確認をしてみます。

学生証というのは、他のところは生徒手帳なんかと一緒にですね、そこにあつたりするんですけど、十島の場合には、小さいところですので、その手帳自体はありませんので、逆に言うと学生証というものが、各学校で発行してるか、すいませんもう一度確認をしてからまたお答えしたいと思います。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

確認です。

村内の中学生については、通常我々大人が、恩恵を受けている村民割引の対象になると思うんですが、その点の確認。

それと、そうした場合、学割証を提示する場合と村民割の割引の場合と、その割引率はどちらが有利か、そこがわかれれば伺いたい。

それと、村外の中学生が、村内に船を利用して行こうとすれば、そこは学割証なり、この学生証で、多分2割引き程度だったと思うんですけど、その点をちょっと確認したい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ちょっと明確に答える今情報を持っておりません。

ちょっと調べて、正式なきちんとした回答をさせてください。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第5、議案第99号、十島村船舶使用料条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 5、議案第 99 号、十島村船舶使用料条例の一部を改正する条例制定の件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

#### △日程第6 議案第 107 号 村道路線の認定について議決を求める件

○議長(前田功一君)

日程第 6、議案第 107 号、村道路線の認定について議決を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

説明をさせていただきます。

今回認定を求める路線は、令和 2 年度の豪雨災害で 3ヶ所の被災を受けた路線でございます。

提案理由にありますように、健全な道路管理に努めるため、道路法第 8 条第 2 項の規定によりまして、議会の承認を経て村道路線に認定をしようとするものです。

認定を求める路線の場所を説明します。

2 ページの位置図をご覧ください。

今回認定しようとする路線は、赤書き部分の区間で、図面下に旗揚げをしておりますように、1,306.6 メートルの区間です。

図を見ていただきますと、青色で示しております村道コテイ山線が中之島中央線から分かれており、その路線からさらに分かれた路線の一部となります。

議案書 1 ページにお戻りください。

中段の表をご覧ください。

路線名は中之島椎崎支線とします。

起点終点ともに字名はコテイ山です。

延長は先ほど申しましたように 1,306.6 メートルで、平均幅員は 5 メートルでございます。

以上で、議案第 107 号の説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと確認だけど、これ、起点のところが、昔の椎崎集落の真上の方かな。

それと、終点がコテイ山の電波塔に行く向こうの交差点だと。

この間のそこは今回認定しようとしてるところでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今、ただいま3番議員からご質問いただいたように、ご質問の内容の通りです。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

もう1つ確認なんだけど、この椎崎線のこれから上に上がって、今縁で書いているこの正式名称はあるんでしょうか。

それとその先、防災無線のこの先から七ツ山に下るこの間にも名前があつたら教えてください。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

この下の赤色から下の部分の緑色は、現在林道として利用中の路線でございます。

林道椎崎線です。

もう一つのご質問で、七ツ山側に向かっている道路、青色がですね、左側に旗揚げをしております村道コテイ山線と旗揚げしている部分です。

これは村道中央線から分離して伸びている路線になります。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

この村内の道路について、ちょっと漠然とした聞き方になってしまふんですけど、例えば中之島で言った場合に、集落内を通っている道路がありますよね。

それぞれ西区だったり、それありますけど、そこら辺は幅員としては大体平均で何メーターの道路になるんですかね。

5メーターではなく4メーターという考え方になるんですか。

もっと狭いんですかね。

その考え方なんでしょうけど、実は先般、振興計画の話し合いの中で、駐在所の警察官の方から、「幅員5メーター以上の道路になれば、港湾委員会の方でいろいろ路線の路面の横断歩道の表記

であつたりとか道路標識、そいつたものを設置ができるようになるんですよ」っていう話をちょっと伺つたんですけど、そいつた観点で考えたときに、5メーター以上の道路っていうのが一般的にはどれぐらい割合としてあるのかなというのをちょっと気になったものですから。

今多分ちょっと答えられないとは思うんですけど、またそこちょっと調査の上、何らかの形で教えていただければなと思うところです。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

村のですね、村道整備は道路構造令に従つて整備してゐるんですけども、三種五級ということで整備をしておりまして、幅員が2メーター50から5メーターと。

で、場合によつては特例で2メーターまで認められるということで、ご質問いただいたように、集落内の道路はほとんどが支線と、何々線の支線ということになつてゐるんですけども、今言いましたように2メーターから5メーターの範囲で道路が整備されているということで了解していただければと思います。

5メーターというのは、幅員全体が一番最も広いところになるかと思います。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第107号、村道路線の認定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従つて日程第6、議案第107号、村道路線の認定について議決を求める件は原案の通り可決することに決定いたしました。

## △日程第7 議案第108号 契約の締結について議決を求める件

(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)

### ○議長(前田功一君)

日程第7、議案第108号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

本議案は、議案書に記載の通り、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして議決を求めるもので、令和4年第2回十島村議会定例会におきまして議決をいただきました工事の変更契約になります。

議案書1ページをご覧ください。

契約の目的は、宝島前籠宝島港線舗装補修工事の変更契約です。

変更契約金額は、605万円の増額で、変更後請負契約金額は6,600万円。

契約の相手方は、竹山建設株式会社です。

2ページに変更契約の案を添付しております。

下ほど、契約担当者の上にありますけれども、工事期間に変更はなく、令和5年1月31日を完成期限としております。

すいません、下ほどにありますように、仮契約締結日は令和4年10月27日でございます。

3ページに、変更内容の説明を資料を添付しております。

先に4ページをご覧ください。

この工事は経年劣化に伴いまして、簡易アスファルト舗装の路面の損傷が激しいことから、コンクリート舗装により舗装盤の打ち替えを行っているものでございます。

図面の左中ほどの中側に凡例を示しております。

灰色が施工済み箇所、赤着色が施工箇所、黄色が、次年度以降の計画となります。

施工前の現状写真①、②を添付しております。

変更内容を図で説明します。

左側の標準断面図を、左下の標準断面図を見ていただきますと、この工事は当初、黒書きでありますように、道路幅員を4メートルとして舗装面積を算出しまして、概算発注をしております。

着工前の測量結果を踏まえまして、赤で訂正しておりますように、4メートル50センチから5.6メートル程度の道路幅員に改め、アスファルト舗装盤の破碎工及びコンクリート舗装工を170平米増はしているところです。

図面右上の旗揚げ部分を見ていただきますと、当初設計幅員よりも現状幅が広く、施工面積が多くなっております。

当初設計延長につきましては 363 メートルが 353 メートーに減とはなっております。

面積に反して 10 メートルの延長減となっております。

3 ページにお戻りください。

変更内容の表をご覧ください。

4 ページで説明しましたように、舗装工が 10 メートル延長減となり、アスファルト舗装盤及びコンクリート舗装工を 170 平米増しております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確認ですけど、今施工済み箇所の幅員は何メーターなんでしょうか。

今回、4 メートルが 4.5 メートー広くなるのは、住民にとって良いことだと思うんですけど、万が一、最初の施工しているところは、狭いようだと大変不便を感じると思うんですけど、その辺説明お願いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

施工済み箇所につきましても同様に、当初 4 メートルで計画していたものが 4 メートー50 から 5 メートー、6 メートー程度となっているところでございます。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

4.5 メートー以上。

それぞれ今回のところまであるみたいんですけど、来年度以降新しく舗装するところもそのぐらいでやって欲しいんですけど、計画はどうなっていますか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今ご質問いただいた通り、今後につきましても同程度の幅員となります。

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、議案第 108 号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)を採決します。

お諮ります。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 7、議案第 108 号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負変更契約)は、原案の通り可決することに決定いたしました。

#### △日程第8 議案第 109 号 契約の締結について議決を求める件

(小宝島泊地浚渫工事請負変更契約)

○議長(前田功一君)

日程第 8、議案第 109 号、契約の締結について議決を求める件(小宝島泊地浚渫工事請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

本件につきましても、議案書に記載の通り、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして、議決を求めるものです。

令和 4 年第 1 回十島村議会臨時会におきまして議決をいただきました案件になります。

議案書 1 ページにありますように、契約の目的は小宝島泊地浚渫工事の請負変更契約です。

変更契約金額は 1,756 万 5,503 円の減額で、変更後請負契約金額は 1 億 1,303 万 5,000 円、契約の相手方は株式会社森山(清)組です。

2 ページに契約書の案を添付しております。

工事期間に変更はなく、令和 5 年 3 月 27 日までとしております。

仮契約日は令和 4 年 11 月 10 日です。

3 ページをご覧ください。

着工前測量結果におきまして、表にありますように、浚渫面積が当初設計 676 平米から 42 平米減し、634 平米、浚渫土量が当初設計 8,575 立米を 1,460 立米減し、7,115 立米に変更減するものです。

図面で内容を説明いたします。

4 ページをお開きください。

泊地部分は、緑と灰色と黄色と赤色で示している区域です。

赤色以外は前年度までに完了した区域で、今年度で泊地の整備が終了することになります。

5 ページの横断図をご覧ください。

各断面図の上側に記載している赤文字の数字が着工前測量の結果の高さになりまして、工事区域の変更は先ほど申しましたように、今回終了のため変更はありません。

今後の大まかな整備スケジュールにつきまして少し説明をさせていただきますと、今年度、村の単費で埋め立て申請手続きや環境評価の業務委託を発注しております。

来年度中に議会の承認をいただきまして、埋め立て免許を取得しようと予定しております。

4 ページ、5 ページに、先ほどの今の図面を見ていただきまして、各図に青色で示した区域の施設の設計委託等を今後行い、整備に着手をする予定です。

今年度予算につきましても、一部予算を繰り越しをしまして、青色部分の護岸の設計委託を発注予定しているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

それぞれの面積がこれだけ減になったと言うことは、測量ミスなのか、実際は掘り始めてこれがわかったのか、そのちょっと差が大きいようなんですね。

主な原因は何なのか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

先ほど言いましたように、着工前の測量で面積の表示は定番部分、図面をですね、5 ページの図を見ていただきますと、上側はさつき地盤高の説明をしましたけれども、下側に 29.4 メートルであったり、赤で修正部分が入っております。

これで面積計算をするんですけれども、前年度の工事完了部分から今回着工するときに再度、面積計算をして、この部分に減が出たということになります。

発注時は前年度の面積計算から元に積算をしてやります。

着工で差異が出るということと捉えていただければと思います。

○議長(前田功一君)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第109号、契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約)を採決します。

お諮ります。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第8、議案第109号、契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約)は、原案の通り可決することに決定いたしました。

### △日程第9 議案第111号 契約の締結について議決を求める件

(東之浜港改修工事1工区請負変更契約)

○議長(前田功一君)

日程第9、議案第111号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事1工区請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明をさせていただきます。

本議案につきましても、同様の理由で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして、令和4年第2回十島村議会定例会において議決をいただきました工事の変更契約です。

議案書1ページをご覧ください。

契約の目的は、東之浜港改修工事1工区の請負変更契約です。

変更請負契約金額は、809万872円の増額で、変更後請負契約金額は3億2,140万円、契約の相手方は、森山(清)組でございます。

2ページに契約書の案を添付しております。

こちらも工事期間に変更はなく、令和5年2月28日までとしております。

仮契約日は、令和4年11月30日です。

3ページに変更内容を示しておりますけれども、4ページをご覧ください。

写真と図を確認していただいてわかりますように、工事の施工箇所ですけれども、前年度繰越工事で据えつけた、ケーソン前面の基礎部分のみの工事になります。

工事内容は、被災防止のために前年度工事で仮置した消波ブロックを1度取り除きをして、暫定断面となっておりました基礎捨て石の投入、基礎捨て石部分につきまして、投入と粗ならしを行いまして、製作した被覆ブロックの据えつけを行った後に、撤去した消波ブロックの据えつけを行うもので

す。

5ページをご覧ください。

変更後の図面になります。

図面を見ていただきますと、アルファベットのTの形をしたものが見えるかと思います。

これが消波ブロックになります。

これが図面で撤去と仮置の位置を示した図面になります。

当初契約におきましては、防波堤先端部に仮置している赤色で着色しているブロック、これ16個ありますけれども、これを図の右側に港外側の赤線のブロック11個合わせて27個を撤去することとしておりましたけれども、港外側のチェックのような形になってるブロックですけれども、11個につきまして、撤去が不要となったために、先端部の赤色で示している16個のみを撤去することとしております。

3ページにお戻りください。

表の中ほどに記載がありますように、基礎捨て石1,813立米を2,090立米に277立米変更増し、捨て石あら慣らし面積を、1,121平米から1,342平米に221平米に変更増しておりますけれども、着工前測量の結果にこれもよるものです。

この工区の工事で防波堤前面の基礎捨て石マウンドが完成し、完成した基礎捨て石マウンドの洗掘防止のための被覆ブロックも製付けが終わることになります。

今後は消波ブロックを製作し、据えつけをする工程となっている他、先端部分の防波堤が暫定断面となっております。

この部分について上部工のコンクリート打設をする工程となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと確認ですけど、撤去する予定の 11 個が撤去されないでいいようですけど、これはどういうことで撤去しなくてもいいようになったんですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

図面を見ていただきますとですね、今回基礎捨て石を据えつけて、ケーランを据えつけて、前面側がまだ暫定断面のために、今回 1 工区では被覆ブロックを作り、基礎捨て石をまず入れて、被覆ブロックを作り、消波を一応据えるという工法なんですけれども、このときに 11 個はですね、港外側の方の捨て石も一部投入する予定だったものですから、ここまで消波ブロックに影響があるということで、捨て石を投入するのに邪魔になると、影響を受けるので、これは除きましょうという設計をしていましたんですけども、現地の着工前測量でこれは施工業者が、前面側だけにきちんと入れられるということで、あえて消波ブロックは取り除かなくても大丈夫ですという協議ができたものですから、これをとり除かないとしたところです。以上です。

○議長(前田功一君)

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、議案第 111 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 1 工区請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 9、議案第 111 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 1 工区請負変更契約)は原案の通り可決することに決定いたしました。

#### △日程第 10 議案第 112 号 契約の締結について議決を求める件

(東之浜港改修工事 2 工区請負変更契約)

○議長(前田功一君)

日程第 10、議案第 112 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 2 工区請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

本件につきましても、令和 4 年第 1 回十島村議会臨時会におきまして議決をいただきました工事の変更契約になります。

契約の目的は、議案書 1 ページに記載の通り、東之浜小改修工事 2 工区の請負変更契約です。

変更請負契約金額は 1,157 万円の増額で、変更後請負契約金額は 2 億 363 万円、契約の相手方は、竹山建設株式会社です。

2 ページに契約書の写しを添付しております。

工事期間に変更はなく、令和 5 年 3 月 27 日までとしております。

仮契約日は令和 4 年 11 月 30 日です。

この工事の施工場所は、議案第 111 号と同じ箇所になります。

消波ブロックを先ほど説明しましたけれども、この工区からは消波ブロックを製作し、先端部のケーソン前面の洗堀防止を図るために防波堤の前面に消波ブロックを据えつけていく工事になります。

変更内容につきまして、3 ページをご覧ください。

入札先において、消波ブロック個数を当初数量 31 個から 33 個に 2 個変更増しております。

4 ページをご覧ください。

工事施工箇所を示しております。

先ほど説明した箇所であることがわかります。

5 ページの縦断図をご覧ください。

工事箇所を示しております。

今回据え付けを予定する場所を、赤書きで示しております。

この斜線部分、青の斜線から赤の斜線部分が消波が座るところになります。

赤枠白抜きの場所が、先ほど説明をしました議案第 111 号で説明しました 1 工区の箇所になります。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 10、議案第 112 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 2 工区請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 10、議案第 112 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 2 工区請負変更契約)は、原案の通り可決することに決定いたしました。

これより昼食のため休憩いたします。

午後は一時にお集まりください。

(昼食)

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中行いました、十島村船舶使用料条例一部改正する条例の制定について、追加説明したいということですので、発言を認めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

議案第 99 号、十島村船舶使用条例の一部を改正する条例制定の件で、私の答弁で不足が生じていたものを追加で説明させていただきます。

2 点させていただきます。

1 点目、まず離島住民割引制度でございます。

この件につきましては、住民割引制度は、学割は 2 割引が学割の割引率ですけれども、離島住民割引制度は割引率がなく、大まかに割引を申し上げますと、3 割から 4 割程度、下り便では口之島が 4 割強で宝島に行くにつれて 3 割程度の割引。

上り便は大体似たような感じで、4 割から 5 割というような割引率です。

これは鹿児島県が決めている額で、JR の路線の割引、県が定めた分で路線下の運賃と同様の計算となっているところです。

そういうことで、学割よりも離島住民割引の方が割引率が高いと承知していただければと思います。

2 点目でございます。

学生の定義ということで 5 番議員からご質問をいただきて、回答したところですけれども、一部専門学校等が含まれない部分があります。

ここで言う学校というのは、学校教育法第一条の中ということで、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校ということになりますので、一部、専門学校等が含まれない可能性があります。以上です。

あと教育委員会の方から一部準住民制度について補足をしていただきます。

○議長(前田功一君)

教育教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

山海留学生について補足をしておきます。

山海留学生につきましては、離島住民割引制度に規定する対象者となっておりますことから、希望する保護者及び留学生が下見に行く際に、この準住民割引カードの手続き発行を行いまして、住民と同じ住民割引と同額の運賃適用で下見等を行っております。以上です。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

付け加えまして、先ほどの質問の中に、身分証明書或いは学生証ということもありました。

確認しましたところ、4 つの学校で発行を、学校独自のものを発行しておりました。

3つの学校は発行していないということでした。

それによって、他のところに行くときの船舶とか、乗り物等に乗るときに、やはり学割というのが適用される乗り物等がありますので、そういったところで生徒の方から要望があつたりとかして発行をしている、在学証明書的なものも発行して使用しているということでしたので、4つが発行そして3つの学校は発行していないということでしたので、お伝えしておきます。

#### △日程第11 議案第110号 権利の放棄について議決を求める件

(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)

##### ○議長(前田功一君)

それでは、日程第11、議案第110号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を議題とします。

本件については、坂元勇君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥とし、坂元勇君の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

##### ○地域振興課長(肥後亘君)

議案第110号につきましてご説明いたします。

本議案は、預託牛が第4胃食滞により死亡したため金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

1の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における預託牛の金銭債権でございます。

2の権利を受けるものは悪石島に在住の農家でございます。

3の権利放棄の額は43万3,333円です。

5の放棄の理由の概略を説明いたします。

対象牛は11月11日にひらが牧場で死亡しております。

同牛は平成30年1月29日に、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

対象業務につきましては、令和4年11月19日に分娩予定でございましたけれども、同月3日にひらが牧場で起立しているものの、自立て歩行できないほど衰弱している様子で発見され、畜主が獣医師に連絡をしております。

2日後の11月5日に獣医師が到着し、大量の補液を行いましたけれども、効果が見られず、母子とも危険な状態にあると獣医師が判断し、その日のうちに帝王切開をいたしましたが、子牛は無事だ

ったものの、対象牛は術後も起立不能が続き、畜主も必死に看護しておりましたけれども、体調や食欲が回復しないまま、同月 11 日に死亡しております。

2 ページ以降が関連する資料でありまして、2 ページに事故報告書の写し、3 ページは個体識別情報添付しております。

4 ページは、同牛の黒毛和牛優良肉用繁殖雌牛預託事業の導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますけれども、導入価格は 89 万 7,688 円で、導入時の自己負担額は 24 万 7,688 円でございます。

5 ページに死亡診断書を添付し、6 ページに死亡牛の写真を添付しております。

獣医師は第 4 胃食滞と診断しております。

7 ページは、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添付しております。

同ページの第 16 条の損害賠償で損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、2 産しており、第 2 項第 3 号を適用し、村負担額 65 万円のうち 3 分の 1、21 万 6667 円を農家負担とし、残り 43 万 3,333 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 11、議案第 110 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 11、議案第 110 号、権利の放棄について議決を求める件（十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）は、原案の通り可決することに決定いたしました。

#### △日程第 12 同意第 2 号 十島村教育委員会の委員の任命同意を求める件について

##### ○議長（前田功一君）

日程第 12、同意第 2 号、十島村教育委員会の委員の任命同意を求める件についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

##### ○村長（肥後正司君）

それでは同意第 2 号につきまして説明をいたします。

令和 4 年 12 月 15 日付で、十島村教育委員会委員の 1 名が任期を迎えますことから、今月 16 日から 4 年後の令和 8 年 12 月 15 日までの任期とする、後任の教育委員の任命でございます。

教育委員の任命に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。

議案書の 4 ページをお開きください。

4 ページの 2 項に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を抜粋しておりますけれども、このページの第 4 条の第 2 項、「委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を経て任命する」という規定がございます。

次の 5 ページの 5、第 5 項につきましては、「委員の任期に当たりましては、教員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうち保護者であるものが含まれるようにしなければならない」という規定も定められております。

この教育委員の選任につきましては、これまで議会との協議の中で、各島の持ち回りを基本にして欲しいと、議会からの要請によりまして、今回もそのような措置をとったところでございます。

今回提案しているものにつきましては、諏訪之瀬島から同自治会の推薦をいただきまして、今回提案している方を推薦するということにしております。

子どもを持つ保護者であり、教育にも積極的に関わっており、関わるような姿勢も見受けられるということで同地区の方からも推薦が得られたところでございます。

3 ページを見てください。

この 3 ページにつきましては、本村の教育委員会のメンバーを記してございます。

上段に教育長、そして委員のところに 4 名の委員をそれぞれ示しております、今回委員の中の 1 番目に記している方が、任期満了によって退職をすると。その方の後任ということにしてございます。中を見ていきますと、バランスも取れた形で、男女の構成も同数ということで、年齢構成においても一定の年齢差があることから、法律に規定されております「年齢、性別、職業等に著しい偏りがない」ということで示しています。

この 3 ページのこの委員の中の職業欄ですね。

ここに公務員というもので、委員 3 名記してございますけれども、この公務員という方につきましては、村の会計年度任用職員というようなことも任命しているということで、こういう書き方で記載してございます。

議案書の 1 ページに戻ってください。

今回任命をしようとする方につきましては、諏訪之瀬島在住の方で、年齢、氏名につきましては記載の通りの方で、年齢については 47 歳ということになっています。

裏のページを見ていただきますと、この方は 2 年前の令和 2 年 4 月に小笠原島の方から、本村に I ターンをされて、現在農業に従事しながら、村の会計年度職員として、給食調理員並びに郵便局の補助員ということで、現在、島での活動もされている状況であります。よろしくお願ひします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 12、同意第 2 号、十島村教育委員会の委員の任命同意を求める件についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(前田功一君)

ただいまの出席議員数は 7 名です。

次に、立ち会い人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に3番・田中秀治君及び4番・日高久志君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長(前田功一君)

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(前田功一君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(前田功一君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田中秀治君及び日高久志君。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(前田功一君)

開票の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成7票、反対0票。

以上の通り、賛成が多数です。

従って日程第12、同意第2号、十島村教育委員会の委員の任命同意を求める件については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

△日程第 13 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件

○議長(前田功一君)

日程第 13、議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

△閉会

○議長(前田功一君)

令和 4 年第 4 回(12 月)十島村議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。